

学校における 防災の手引



令和8年3月

三重県教育委員会

目 次

第1章 三重県における災害の概要	
1 地震	1
(1) 三重県において警戒すべき地震	1
(2) 南海トラフ地震	2
(3) 1944年(昭和19年)に発生した昭和東南海地震	3
(4) 1946年(昭和21年)に発生した昭和南海地震	4
2 風水害	4
(1) 伊勢湾台風	4
(2) 2004年(平成16年)台風第21号と秋雨前線に伴う大雨	5
(3) 紀伊半島大水害(平成23年台風第12号)	5
第2章 学校における防災の考え方	
1 学校防災の意義	6
2 学校における「防災の日常化」	6
第3章 事前の危機管理(備える)	
1 防災に関する計画	8
(1) 計画のねらい	8
(2) 計画に必要な事項	8
(3) 計画の評価・改善	9
2 防災体制の整備	10
3 緊急動員計画	11
4 情報連絡体制の整備	11
5 点検の実施	12
(1) 施設及び設備等の安全点検	12
(2) 非構造部材の点検	13
(3) 避難経路・避難場所の点検	13
6 災害発生時や待機時に必要な備品や備蓄	14
7 防災教育の推進	15
(1) 学校における防災教育のねらい	15
(2) 学校種別ごとの防災教育の重点	16
(3) 防災教育の実践に向けた取組	17
(4) 防災学習の事例	18
8 防災訓練の実施	23
(1) 訓練の目的	23
(2) 地域等との連携	23
(3) 防災訓練の事例	24

9	教職員の指導力及び対応力の向上	27
(1)	教職員研修	27
(2)	指導資料の収集・作成	27
10	家庭、地域、関係機関との連携	28
(1)	家庭との連携	28
(2)	地域との連携	28
(3)	関係機関との連携	28
第4章 災害発生時の危機管理（命を守る）		
1	地震発生時の基本的対応	29
(1)	地震発生時における主な対応フロー（在校中）	30
(2)	地震発生時における主な対応フロー（登下校中）	34
(3)	地震発生時における主な対応フロー（校外活動中）	36
(4)	地震発生時における主な対応フロー（在宅中）	39
2	風水害発生時の基本的対応	41
(1)	暴風警報等発表時における主な対応フロー（在校中）	41
(2)	暴風警報等発表時における主な対応フロー（在宅中）	43
3	特別支援学校における安全指導	44
(1)	対応のポイント	44
(2)	体制整備	46
4	定時制高校（夜間）における安全指導	46
(1)	対応のポイント	46
第5章 事後の危機管理（立て直す）		
1	防災体制の確立	47
2	緊急連絡体制	49
3	引き渡しと待機	51
(1)	児童生徒等の帰宅方法、帰宅が困難な児童生徒等の保護体制	51
(2)	児童生徒等の引き渡しと待機	51
(3)	引き渡しの基本対応フロー	52
4	施設・設備の被害状況の点検	54
5	学校が避難所となる際の対応	55
(1)	運営体制	55
(2)	避難所開設・運営のポイント	56
(3)	学校の対応	57
6	学校教育の再開・復旧に向けた対応	60
(1)	応急教育計画の策定	60
(2)	学校教育再開への取組	60
(3)	学校教育再開の決定	61

(4) 教科書・学用品等の調達	6 1
(5) 学校教育再開に向けた基本対応フロー	6 2
7 心のケア	6 3
(1) 災害発生時における健康観察のポイント	6 4
(2) 災害発生時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応	6 5
(3) 心のケアに対応する教職員の役割	6 6
(4) 災害発生時における心のケアの進め方（図解）	6 7
第6章 南海トラフ地震に関する情報発表時の対応	
1 南海トラフ地震	6 8
2 県内の南海トラフ地震に係る防災対策強化地域	6 8
3 南海トラフ地震臨時情報	7 0
(1) 「南海トラフ地震臨時情報」に基づく学校の対応方針	7 2
(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の学校の対応（在校中） ..	7 3
(3) 南海トラフを震源とする地震が発生したときの学校の初動対応	7 4
(4) 南海トラフを震源とする地震の発生に備えた取組	7 5
(資料編)	
I 地震・津波	7 6
1 地震発生メカニズム	7 6
2 津波発生メカニズム	8 0
3 震度とマグニチュード	8 3
4 三重県地震被害想定調査結果	8 4
II 風水害	8 9
1 台風	8 9
2 集中豪雨	8 9
3 台風や集中豪雨によっておこる災害	9 2
4 発達した積乱雲がもたらす風水害（急な大雨、竜巻、雷）	9 3
5 避難	9 5
6 台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について	9 6
III 防災に関する計画（例）	9 7
IV 教職員の緊急動員計画（基準）及び非常体制時の業務等	9 8
1 緊急動員計画（基準）	9 8
2 非常体制時に行う業務	9 9
3 非常体制の規模縮小や解除	9 9
V 点検チェックリスト	1 0 0
VI 学習指導要領等における防災に関する主な内容	1 0 2
VII 防災教育年間指導計画（例）	1 2 1

第1章 三重県における災害の概要

学校における防災対策の一層の充実を図るためには、三重県における災害について認識を深め、学校で生じる人的・物的被害や学校教育へ与える影響などのリスクを把握する必要があります。

ここでは、近い将来発生が危惧されており三重県に大きな被害をもたらす可能性が高いプレート境界型（海溝型）地震の南海トラフ地震や過去に発生した地震の被害概要、伊勢湾台風などの風水害による被害の概要について記載します。

1 地震

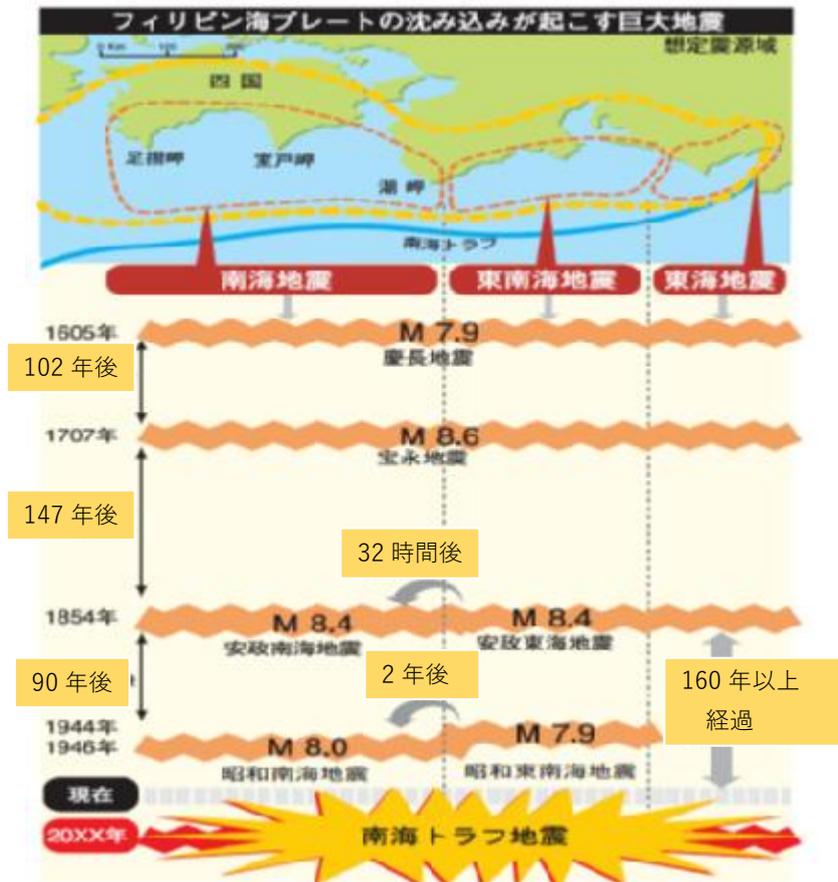
(1) 三重県において警戒すべき地震

三重県において警戒すべき地震には、大きく分けて二つのタイプがあります。

一つは、「プレート境界型（海溝型）地震」（例：南海地震）、もう一つは、「内陸直下型地震」（例：兵庫県南部地震）です。

近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震は、プレート境界型地震であると考えられており、南海トラフ沿いの海底を震源として、過去約100～150年おきに、ほぼ規則的に繰り返し発生しています。いずれの地震も例外なく、三重県に大きな影響を与えてきました。

概ね100年から150年の間隔で繰り返し発生してきた南海トラフを震源域とする巨大地震



一方、後者の内陸直下型地震は、陸域の浅いところにある活断層を震源として発生する地震です。個々の活断層が動いて地震を発生させる間隔は、概ね千年程度～数万年程度であり、プレート境界型地震と比較すれば、相対的に発生間隔は長くなっています。しかし、1944年昭和東南海地震、1946年昭和南海地震や、1854年安政東海地震・安政南海地震の前後に注目すると、西日本を中心とする各地で内陸直下型地震が多く発生していることがわかっており、このような歴史的事実に注意する必要があります。例えば、1854年伊賀上野地震は、安政東海地震の約半年前に発生しています。

(2) 南海トラフ地震

① 南海トラフ地震の発生の可能性

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主なプレート境界型地震や活断層を対象として、今後一定期間内に地震が発生する確率などを評価しています。

令和7年9月26日、地震調査委員会は、南海トラフの地震活動について、新たな知見を踏まえ、地震発生確率の計算方法を見直し、長期評価を一部改訂しました。

同評価によれば、今後一定期間内に南海トラフでの巨大地震が発生する確率及び地震規模は下表のようになっており、今世紀中には、間違いなく発生する地震であると考えられています。

○政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会による長期評価結果

「長期評価による地震発生確率値の更新について

(令和7年9月26日公表)」より

地震名	想定される地震規模 (マグニチュード)	今後一定期間内の地震発生確率
		30年以内
南海トラフ	M8～9クラス	60%～90%程度以上 すべり量依存 BPT モデル※1
		20～50% BPT モデル※2

※1 すべり量依存 BPT モデルとは、地震発生間隔と隆起量データを用いた計算方法

※2 BPT モデルとは、多くの海溝型地震で用いている、発生間隔のみを用いた計算方法

② 南海トラフ地震の被害想定

プレート境界型地震である南海トラフ地震の三重県内における被害想定は次のとおりです。

○人的被害想定 ※前提条件：冬の深夜に発災

項目	三重県南海トラフ地震 (過去最大※1)	三重県南海トラフ地震 (理論上最大※2)
津波による死者	約 32,000 人	約 42,000 人
建物倒壊による死者	約 1,400 人	約 9,700 人
負傷者	約 17,800 人	約 62,000 人
自力脱出困難者	約 4,700 人	約 38,000 人
避難者（1カ月後）	約 480,000 人	約 973,000 人

○物的被害想定（全壊） ※前提条件：冬の夕方に発災

項目	三重県南海トラフ地震 (過去最大)	三重県南海トラフ地震 (理論上最大)
津波	約 38,000 棟	約 37,000 棟
揺れ	約 23,000 棟	約 170,000 棟
液状化	約 5,900 棟	約 6,200 棟
急傾斜地等	約 700 棟	約 1,100 棟
火災	約 2,100 棟	約 34,000 棟

三重県地域防災計画地震・津波対策編より

※1 過去最大とは、過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な影響をもたらしてきた歴史的に起こりうることが実証されている南海トラフ地震を想定したもの。

※2 理論上最大とは、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定したもの。

(3) 1944 年（昭和 19 年）に発生した昭和東南海地震

1944 年 12 月 7 日 13 時 35 分、熊野灘を震源とする昭和東南海地震(マグニチュード 7.9)が発生し、激震とともに熊野灘沿岸部を中心とした市町村に最大 9m の大津波が襲いかかり甚大な被害を及ぼしました。

○1944 年の昭和東南海地震による三重県の被害の状況

死者	373 人
負傷者	607 人
住家全壊	3,376 棟
住家半壊	4,353 棟
住家流失	2,238 棟

「日本被害地震総覧 599 - 2012」より

なお、(2) ①で想定している南海トラフ地震のマグニチュードが最大で9.0であることを考えると、エネルギーは最大で、1944年に発生した昭和東南海地震のおおよそ32倍程度になり、大きな被害が生じると考えられていることに留意する必要があります。



尾鷲市 (写真提供：太田金典さん)

(4) 1946年(昭和21年)に発生した昭和南海地震

1946年12月21日4時19分、和歌山県潮岬沖を震源とする昭和南海地震(マグニチュード8.0)が発生し、大津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲いました。

○1946年の昭和南海地震による三重県の被害の状況

死者	11人
負傷者	35人
住家全壊	65棟
住家半壊	92棟
家屋流失	23棟
家屋浸水	1,435棟

「日本被害地震総覧599-2012」より

2 風水害

(1) 伊勢湾台風

1959年(昭和34年)9月21日にマリアナ諸島東海上で発生した熱帯低気圧は、22日午前9時に台風第15号となり、非常に広い暴風域をともなって、26日午後6時過ぎ和歌山県潮岬の西に上陸。その後6時間余りで本州を縦断し、全国的に大きな被害をもたらしました。特に伊勢湾周辺地域での被害が大きく、後に「伊勢湾台風」と命名されました。

県内の死者・行方不明者は1,281人にのぼりました。特に、木曾三川のデルタ地帯にある木曾岬村(現木曾岬町)、長島町(現桑名市)では短時間の降雨量の増加と押し寄せた高潮により堤防が決壊し、この地帯だけで800人を超える方が亡くなりました。

この伊勢湾台風をきっかけに国は、体系的な防災体制の構築が必要として、防災対策の基本となる「災害対策基本法」を制定しました。



桑名市長島町 (写真提供：輪中の郷)

■被害の概要

死者・行方不明	5,098 人 (三重県 1,281 人)
住家浸水	363,611 棟 (三重県 62,655 棟)
住家全壊	40,838 棟 (三重県 5,346 棟)

■伊勢湾台風の気象特性

上陸時中心気圧	929.2 h P a
上陸時風速	45.4m/秒 (伊良湖岬)
高 潮	3.55m (名古屋港)
波 高	8~10m (湾外)、2.4m (名古屋港外)

(2) 2004 年(平成 16 年)台風第 21 号と秋雨前線に伴う大雨

台風第 21 号とその影響を受けた前線により 9 月 28 日から 29 日にかけて、宮川村を中心とした県中南部地域で豪雨となり時間雨量 119mm、連続雨量 753mm を記録し、宮川村や紀伊長島町において大規模土石流、崖崩れ、地すべり災害が発生しました。

この土砂災害などによって、県内では死者 9 人、行方不明者 1 人、重傷者 2 人の人的被害が発生しました。



平成 16 年豪雨災害 (旧宮川村地内)

(3) 紀伊半島大水害 (平成 23 年台風第 12 号)

台風第 12 号は、平成 23 年 9 月 1 日から 5 日朝にかけて、三重県南部や奈良県、和歌山県を中心に、長期間にわたって激しい雨をもたらし、各地で浸水被害や土砂災害が発生しました。

この結果、県内では、防災関係機関の懸命の救助活動にもかかわらず、2 名の方が犠牲となり、1 名の方が行方不明となったほか、住家被害が 2,761 棟におよぶ大災害となりました。

特に、熊野市、御浜町、紀宝町の被害が甚大なことから災害救助法を適用するとともに、熊野市、紀宝町については被災者生活再建支援法を適用しました。



紀伊半島大水害 (熊野市地内)

第2章 学校における防災の考え方

1 学校防災の意義

学校は、児童生徒等の学習の場であり、地域住民との交流など多様な活動の場となることから、安全な教育環境が維持されるとともに、児童生徒等の安全が確保されることが重要です。

特に、大規模自然災害時には、多数の被災者が学校に避難し、学校は避難所としての対応を求められることから、日頃からの市町等との連携や、地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

平成21年に施行された「学校保健安全法」では、学校安全計画の策定・実施、危険等発生時対処要領の作成、関係機関等との連携など、学校安全に関して各学校において共通に取り組むべき事項が規定されました。また、三重県では、「自助」、「共助」、「公助」の理念の下、みんなで力をあわせて防災対策を総合的かつ計画的に推進することをめざして、同年に「三重県防災対策推進条例」を制定（令和2年改正）しました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災が学校現場に与えた衝撃は大きく、改めて学校防災の在り方を考え直す機会となるとともに、防災教育及び防災対策の重要性が再認識されました。

学校における防災の取組は、児童生徒等の災害対応能力の向上に関する事、児童生徒等の安全確保に向けた環境の充実に関する事及び、これらを推進する体制整備に関する事に整理できますが、自然災害から児童生徒等の命を守り、安全で安心な教育環境を形成していくため、これらを適切に推進し、防災教育及び防災対策を一層充実していくことが望まれます。

2 学校における「防災の日常化」

近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に備えるため、学校における防災の取組の着実な実施を通じて、防災教育や防災対策を特別な活動と考えるのではなく、日々の学校生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる学校における「防災の日常化」を、できるかぎり早期に実現する必要があります。そのめざす姿は下記のとおりです。

めざす姿①

東日本大震災等を機に高まった児童生徒等や教職員の防災意識がさらに向上し、日頃の行動に結びついている。

めざす姿②

防災の視点が様々な教育活動に取り入れられ、防災の取組が学校で当たり前のように行われている。

めざす姿③

地域等と連携した防災の取組により、災害に強い学校づくりが進み、将来に引き継がれている。

【参考】

○三重県防災対策推進条例（令和2年3月24日公布・施行）

（前文）

三重県では、これまで伊勢湾台風等の風水害及び大規模な地震災害により、多くの尊い人命、財産が失われてきた。

また、全国的にも、阪神・淡路大震災及び東日本大震災をはじめ、近年の豪雨、地震等想定を超える大規模自然災害が頻発している。

あわせて、三重県において、その発生が危惧されている南海トラフを震源とする巨大地震をはじめ、県内の活断層を震源とする大規模地震による被害が懸念されている。

さらに、気候変動等の影響による伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来する危険性も高まっている等災害の態様及び規模に変化が見られる。

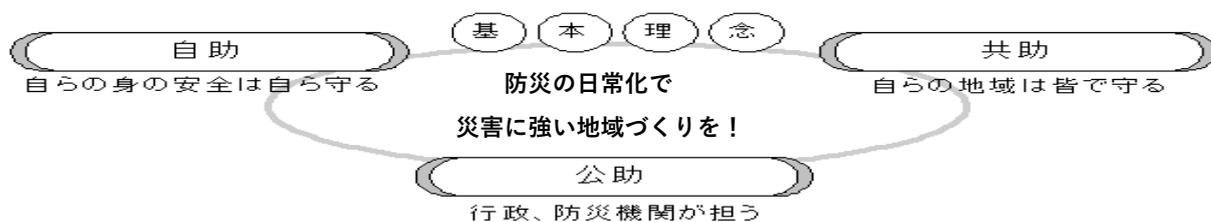
これまでも、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」並びに県、市町及び防災関係機関が担う「公助」の理念に基づいて、地震・津波災害のみならず、風水害その他の自然災害及びこれらの複合型災害にも対応できる地域社会の実現を図るため、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体と共に力を合わせて、様々な防災対策を実施してきた。

今後、こうした災害から命を守るためには、県民一人ひとりが災害を自身に関係のあることとして捉え、災害と災害の間を生きているという覚悟を持ち、防災・減災意識を高め、災害への備えをはじめとした行動を起こすことが重要である。

また、発災時には地域で助け合う等「自助」及び「共助」の取組を深化させ、防災対策を特別な活動と考えるのではなく、日々の生活と一体のものである「防災の日常化」という概念の定着を図り、地域の防災力の向上を図ることが不可欠である。

ここに、私たちは、災害のリスクを正しく理解し、来るべき災害に事前に備え、「防災の日常化」により県の防災力の向上を図りながら、これまでも育んできた「自助」、「共助」及び「公助」の力を結集させて、災害に強い三重をつくるため、この条例を制定する。

《三重県防災対策推進条例の基本理念》



○災害対策基本法における災害・防災の定義

- ・災害（第2条第1号）・・・暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因※により生ずる被害をいう。

※政令で定める原因：「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。」（災害対策基本法施行令第1条）

- ・防災（第2条第2号）・・・災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

第3章 事前の危機管理（備える）

1 防災に関する計画

学校では、災害の発生に際し、児童生徒等及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の再開・復旧を円滑に進めるために、児童生徒の発達段階、地域の状況、過去の災害等を踏まえ、防災に関する計画を作成します。

なお、防災に関する計画の作成にあたっては、学校保健安全法第27条に「学校安全計画の策定等」として、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と定められていることに留意する必要があります。

また、障がいのある児童生徒等、日本語指導が必要な外国人児童生徒等、災害時に支援を必要とする児童生徒等について、十分に配慮するものとします。

(1) 計画のねらい

① 地震、津波、風水害による被害を最小限にする。

- ・ 地震等による人的・物的被害に関するリスクを発見し、対策を講じる。
- ・ 学校の施設・設備等の点検・整備を行う。

② 児童生徒等が「自分の命は自分で守る」ことをできるようにする。

- ・ 防災に関する事項について理解を深める。
- ・ 安全な行動をとる能力や態度を育てる。

③ 災害が発生した際の対応をできるようにする。

- ・ 児童生徒等の安全確保が適切にできる。
- ・ 学校が避難所となる場合、適切に対応できる。

④ 災害が発生した後の対応をできるようにする。

- ・ 学校教育の再開・復旧に向けた対応ができる。
- ・ 児童生徒等及び教職員の健康（心の健康を含む）に配慮した対応ができる。

(2) 計画に必要な事項

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 防災体制 | ② 緊急動員計画 |
| ③ 情報連絡体制の整備 | ④ 点検の実施 |
| ⑤ 必要な備品や備蓄 | ⑥ 防災教育及び訓練、教職員研修の実施 |
| ⑦ 災害発生時の対応 | ⑧ 学校が避難所となる際の対応 |
| ⑨ 学校教育の再開・復旧に向けた対応 | ⑩ 心のケア |

2 防災体制の整備

平常時に、教職員の防災に関する意識の向上、防災教育・訓練の実施、施設・設備の管理等を行うための体制をあらかじめ定めておきます。

また、災害発生時における非常体制については、地域の実情等に応じ、初動体制、避難所の運営支援体制等について定めておく必要があります。

〈防災体制の例〉

- ① 平常時：学校安全委員会または防災委員会
- 校長、教頭、事務長、学校防災リーダー等で構成し、防災に関する計画の策定及び見直し、防災に関する取組を推進します。
- 委員長（校長）、副委員長（教頭）
- 総務担当：防災に関する計画の策定及び見直し、校内の防災体制の整備、各担当の取組状況等の確認、家庭・地域・関係機関との協力体制の整備
- 施設・設備点検担当：校内の施設・設備等の点検、転倒・落下防止対策の実施、避難場所・避難経路の確認
- 防災教育担当：児童生徒等に対する指導方針・計画の検討・作成、教職員及び保護者に対する指導方針等の周知等
- 防災（避難）訓練担当：災害の種類別、発生時間別の訓練の企画・実施、地域や関係機関と連携した訓練の企画・実施、消火器等防災用具の取扱い等に関する研修の企画・実施
- 救急・救護担当：応急処置等の研修の実施、A E D・救急箱等の点検・整備

- ② 災害発生時（非常体制）：学校災害対策本部
- 本部長（校長）、副本部長（教頭）
- 総括班
- 安否確認・避難誘導班
- 安全点検・消火班
- 救護班
- 救急医療班
- 保護者連絡班
- 応急復旧班
- 避難所支援班（避難所となった場合）
- ※具体的な役割は、「第5章 事後の危機管理（立て直す）」（P47～48）を参照。

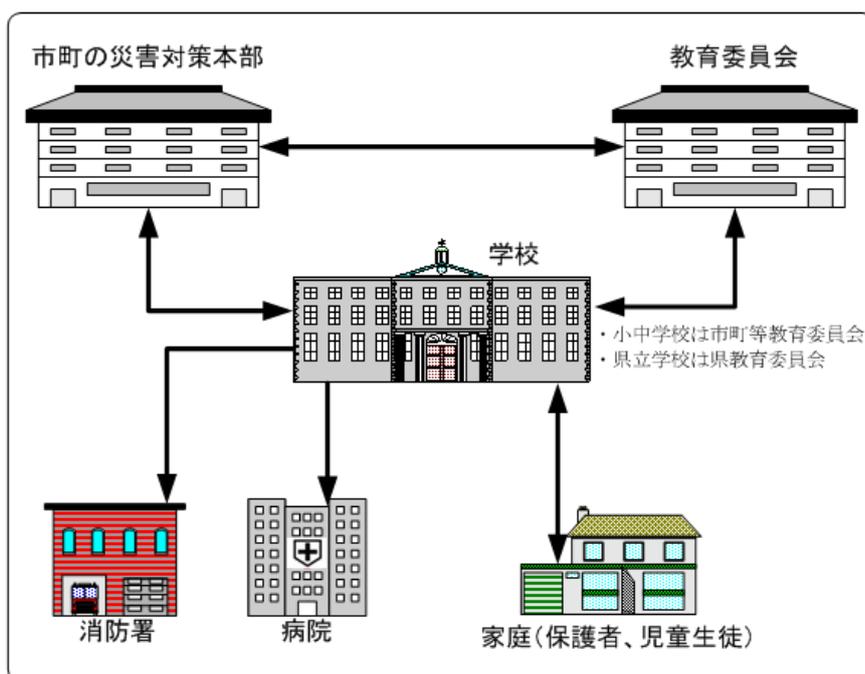
3 緊急動員計画

学校は、教育委員会が定めた基準等に基づき、緊急動員計画を作成し、できるだけ速やかに体制が確立されるようにしておきます。緊急動員計画の作成にあたっては、教職員の居住地、地理的条件等も考慮し、実効ある計画になるよう留意する必要があります。

4 情報連絡体制の整備

災害時における情報連絡を的確かつ迅速に行うため、学校と教育委員会、各市町の災害対策本部、防災関係機関との情報連絡体制を整備するとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との情報連絡体制を整備します。

連絡の方法は、電話が混み合うことにより、つながりにくくなることを想定し、電話以外にも、メール、アプリ、Web ページ、掲示、防災無線、衛星携帯電話など複数の手段を検討しておきます。また、停電の場合の対応（公衆電話、最寄りの県庁舎の利用等）を検討しておきます。保護者へも通信が途絶する可能性と途絶した場合の対応を説明しておきます。



【情報連絡体制のイメージ】

5 点検の実施

(1) 施設及び設備等の安全点検

安全点検の対象である学校施設等は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により変化します。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行うことが必要です。学校保健安全法施行規則では、下表のように定期的、臨時的、日常的に行う安全点検について示されています。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災に関する設備などについて	毎学期1回以上、児童生徒等が通常時に使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない（規則第28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則第28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時的安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則第28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全確保を図らなければならない（規則第29条）

(2) 非構造部材の点検

学校でこれまで行ってきた安全点検の項目に、非構造部材の点検項目を追加するなど、校舎内外の安全点検について再確認する必要があります。

点検項目（例）	
天井材	天井材（仕上げボード）に破損等の異状は見当たらないか。
照明器具	照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか。
窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異状は見当たらないか。
外壁（外装材）	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。
	外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。
収納棚	収納棚、書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか。

なお、点検を実施する際には、「学校施設の非構造部材の耐震化ハンドブック（平成27年3月改訂版：文部科学省）」の「点検チェックリスト（学校用）」等を参考にするなど安全確保に努めます。

(3) 避難経路・避難場所の点検

津波被害が想定される学校では、学校及び学校区域内の地形・地盤等の条件を考慮したり、地域のハザードマップを活用したりするなどして、校外への避難経路や避難場所を設定する必要があります。避難場所の設定にあたっては、教職員だけでなく、市町の防災関係課等の専門家の意見も参考に決定します。

また、土地の造成等による地形の変化や道路工事等での通行障害等、環境の変化に応じて点検を行うことが求められます。

これらの避難経路や避難場所の環境の変化を常時把握するためにも計画的な安全点検が必要です。

【点検の観点（例）】
<ul style="list-style-type: none">・ 分かりやすい案内板や表示があるか。・ 避難経路に障害物がないか。・ 災害種、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか。・ 児童生徒等の特性や発達段階を踏まえているか。・ 近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか。・ 実地見分を行って確認しているか。・ 学校等が定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知しているか。

【留意事項】
<ul style="list-style-type: none">・ 校外の避難経路については、児童生徒等が確実に避難することができる経路を確保します。ハザードマップの想定を超えた地震・津波が発生する可能性があることを認識して、二次避難場所、必要に応じて、三次避難場所を決めておきます。また、津波や洪水から避難するために、校舎より高い場所や地域の建物を利用できるよう取り組みます。なお、避難経路で整備が必要な場合は、市町の防災関係課や地域と連携を図り、速やかに整備を行います。・ 沿岸部では、登下校時の避難について、揺れからの避難だけでなく、津波からの避難を前提にして、避難場所を確認の上、児童生徒等を指導します。

6 災害発生時や待機時に必要な備品や備蓄

揺れが収まってからの避難行動、その後の下校や学校に待機すること等を想定し、それぞれの場面で必要となる物資等の備蓄に努めます。特に津波や土砂災害、水害の被害が想定される地域では、保管場所に注意が必要です。なお、市町の防災担当課等からの要請に基づき、非常用物資の備蓄管理のため、学校施設の一部を非常用機材、食糧、応急処置用品等の備蓄場所として提供することが必要な場合があります。この場合、市町の防災担当課等と、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について協議しておきます。

地震発生時の安全確保に役立つ物資等の例	
頭部を保護するもの	<input type="checkbox"/> 防災ずきん <input type="checkbox"/> ヘルメット
停電時に役立つもの	<input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> 懐中電灯・電池式ランタン
救助・避難時に役立つもの	<input type="checkbox"/> バール <input type="checkbox"/> ジャッキ

二次対応時に役立つ物資等の例	
情報収集に役立つもの	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 携帯テレビ <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 衛星携帯電話 <input type="checkbox"/> トランシーバー
避難行動時に役立つもの	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> 手袋（軍手） <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> スリッパ <input type="checkbox"/> ロープ

学校待機時に役立つ物資等の例	
生活に役立つもの	<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 卓上コンロ（ガスボンベ） <input type="checkbox"/> 毛布・寝袋 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> ビニールシート <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 電子ライター <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 衛生用品 <input type="checkbox"/> 紙コップや紙皿 <input type="checkbox"/> 常備薬
救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> A E D <input type="checkbox"/> 医療品類 <input type="checkbox"/> 携帯用救急セット <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ガーゼ・包帯 <input type="checkbox"/> 副木 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 担架
その他	<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> ガソリン・灯油 <input type="checkbox"/> 段ボール・古新聞 <input type="checkbox"/> 投光器 <input type="checkbox"/> プール水 <input type="checkbox"/> 携帯電話充電器



7 防災教育の推進

防災教育は、様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものです。各学校では、防災教育のねらいに基づき、地域の特性や実態を十分に踏まえた計画を立てた上で、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用し、発達段階に応じて、計画的・継続的に防災教育を進めるとともに、それらの関連を図り、児童生徒等が自分の命を守り抜くため主体的に行動する態度を育成し、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるように配慮する必要があります。また、自然災害の恐怖・厳しさといった一面のみを扱うだけでなく、自然の豊かさや恵み等についても併せて指導し、地域への郷土愛につながる防災教育を実践します。

特に、三重県においては、今後30年間に南海トラフ地震が発生する確率がきわめて高いことや、過去に伊勢湾台風等の災害が発生していることに留意する必要があります。

また、防災教育を進めるにあたり、家庭や地域と連携を図ることが重要であり、平常時から連携・協力を行うことは、学校・家庭・地域の結びつきを深めるとともに、地域の防災力の向上、災害発生時の円滑な対応に資するものであります。

【参考】学校安全の3領域

生活安全（日常生活で起こる事件・事故、犯罪）

交通安全（様々な交通場面における危険）

災害安全（防災と同義。地震、津波、火山活動、風水（雪）害、火災、原子力災害等）

(1) 学校における防災教育のねらい

防災教育のねらいは、次の3点です。

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。（知識、思考・判断）
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。（危険予測、主体的な行動）
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。（社会貢献、支援者の基盤）

※文部科学省「『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年3月）より

(2) 学校種別ごとの防災教育の重点

学校種別ごとの防災教育の重点は以下のとおりです。各学校においては、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導に当たる必要があります。

① 幼稚園

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

② 小学校

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる。

③ 中学校

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動できるとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる。

④ 高等学校

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。

⑤ 特別支援学校

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずるとともに、障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができる。

※文部科学省『『生きる力』を育む防災教育の展開』（平成25年3月）より



防災ノート（三重県教育委員会作成）

(3) 防災教育の実践に向けた取組

学校は、安全教育の一環として、防災上必要な教育を、発達段階に応じて、計画的・継続的に行います。

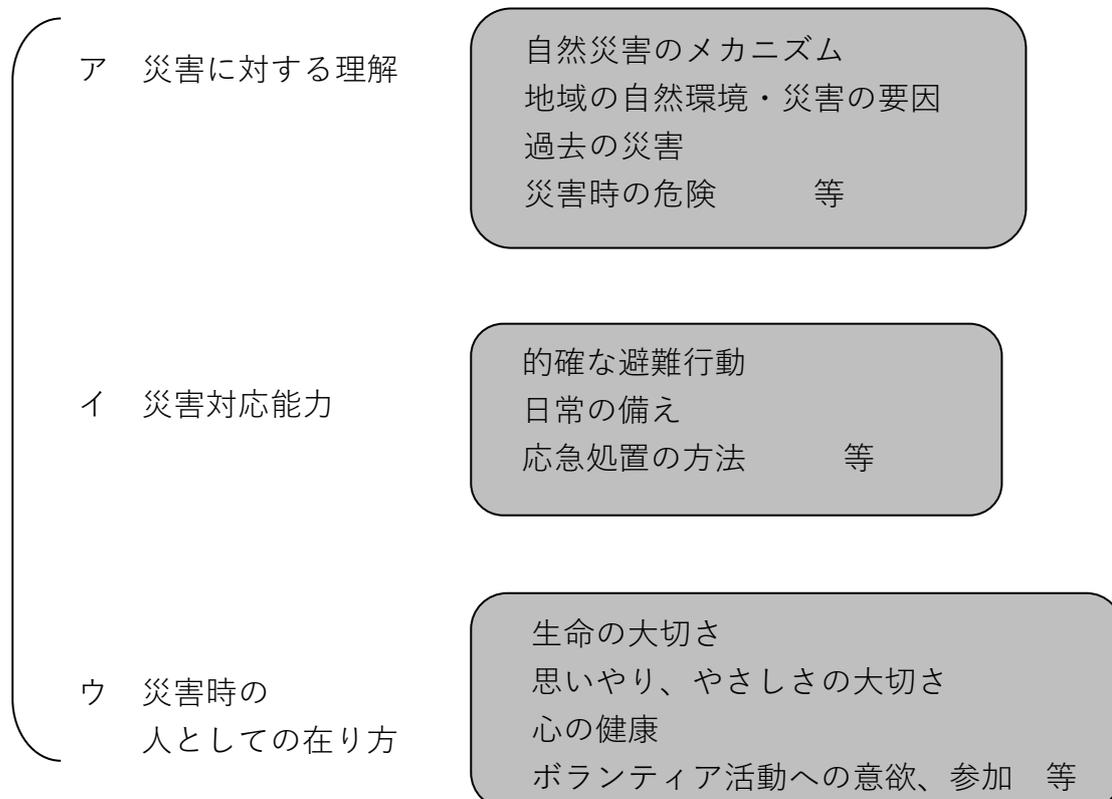
防災教育を実施する際には、県及び市町の防災関係課、所轄の消防署、災害ボランティア等と連携し、専門的な知見を指導計画立案及び学習に活かすとともに、防災タウンウォッチングや防災マップづくり、地震体験車等などの体験活動を取り入れることにより、一層、学習の効果を高めることができるように留意します。

また、保護者や地域の方の参加を得ながら防災教育を進めることも、地域の防災力向上、開かれた学校づくり等に寄与するものです。

① 防災教育の指導内容の整理

学習指導要領及び教科書等に示されている防災に関する内容、防災に密接に関連する内容、創意工夫することにより災害時に役立つ内容などの観点で、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を見渡して、防災教育の指導内容を整理します。(学習指導要領等における防災に関する主な内容については、資料編VIP 102～110を参照)

【防災教育の主な内容】



② 指導計画の作成

学校の教育活動全体をとおして防災教育を進めるため、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の指導内容、指導時間数について整理し、学校安全計画の中に防災教育の指導計画を記載します。

③ 視聴覚教材、副読本等の活用

児童生徒等が興味・関心をもって積極的に学習に取り組めるよう、文部科学省、教育委員会、防災関係機関等が作成した指導資料、視聴覚教材、副読本等を活用します。

④ 防災関係機関、地域、ボランティアとの連携

児童生徒等が専門的な知識を身に付けるとともに、地震体験・実験等に取り組むことができるよう、県や市町の防災関係課や消防署、防災に関するボランティア等と連携することにより、効果的な学習を進めます。

また、防災教育を実施する際、保護者をはじめ、自主防災組織等と連携し、参加を得ることも大切です。

⑤ 特別な支援の必要な児童生徒等への指導

特別な支援が必要な児童生徒等に対して、地震、津波、台風等についての知識や災害から身を守る方法等について指導します。その際、視覚化、焦点化を重視するなどのユニバーサルデザインの視点から指導します。

(4) 防災学習の事例

本県では、下記のような実践が行われています。

① 防災ノートへの活用

三重県教育委員会が作成している「防災ノート」を用いた防災学習を行います。ワークシート等を活用し、家庭においても防災に対する意識が高まるよう取り組みます。



② 防災講話

自然災害のメカニズム、災害の要因、過去の災害、災害時の危険、的確な避難行動、日常の備え、住宅の耐震化等についての講話を行います。

講師は学校防災リーダーのほか、内容に応じて、県及び市町の防災担当者、消防署員、災害ボランティア等に依頼することが可能です。



③ 地震体験

地震体験車（三重県防災対策部所有）で、地震による大きな揺れを体感し、地震が発生した際にはどのような状態になるか、どのように身を守ればよいかを学びます。



④ 防災実験

液状化現象や住宅の耐震化の効果、家具の転倒防止などについて、実験をとおして学びます。



⑤ 防災タウンウォッチング

地震が発生した際に、「注意する場所・物」、「避難できる場所」、「災害時に役立つ機器等」など、調査する項目をあらかじめ決めておき、校区を歩きながら地図に書き込みます。また、突然大きな揺れが起こったら、どこに逃げればよいかなどを考えます。



○注意する場所・物

ブロックべいや石垣、大きな看板、自動販売機、工事中的場所、屋根の瓦、海、川、池、がけ など

○避難できる場所

避難所に指定されている施設、公園、広い空き地、高い場所（津波発生時） など

○災害時に役立つ機器等

公衆電話、消火栓、防火水槽 など

⑥ 防災マップの作成

防災タウンウォッチングで調べたことや気づいたことを書く、写真を貼るなどして地図を作成し、発表したり校内に展示したりします。



⑦ 防災カルタの作成

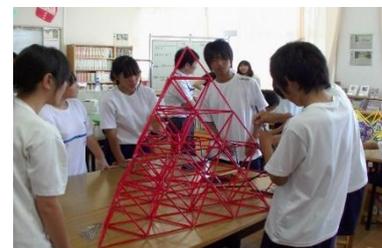
防災に関して、カルタの読み札と、読み札の内容に応じた絵札のデザインを考えます。できあがったカルタで、児童生徒、保護者や地域の方とカルタ大会を開催します。



制作 鳥取県倉吉市立成徳小学校
鳥取短期大学生活学科住居・デザイン専攻

⑧ ストローハウス

ストローとクリップを使って簡単な家の模型を作りながら、地震に強い建物にするにはどうしたらよいかを考えます。



⑨ クロスロード

災害対応カードゲーム教材「クロスロード」(カードを用いたゲーム形式による防災学習教材)を用いて、参加者がカードに書かれた事例を自らの問題として考え、YES か NO かで自分の考えを示すとともに、参加者同士が意見交換を行うことにより災害時の対応について考えます。



制作・著作：チームクロスロード

⑩ 学校防災ボランティア事業

能登半島地震の被災者の体験から学ぶ防災交流学习会等を通じて、防災意識や災害対応能力の向上を図ります。



⑪ 災害体験授業

自衛隊の協力を得て、災害体験授業を行います。災害時の非常炊き出し、6人用テントの設置と撤収、ロープワーク、人命救助機材体験等を行います。



⑫ 煙体験、救急法等の講習

消防署、日本赤十字社等の協力を得て、煙体験や心肺蘇生法の講習等を行います。



⑬ 着衣水泳

災害時に着衣のまま水に浸かってしまった場合に備えて、着衣のままでプールに入り、泳ぎにくさや動きにくさを体感し、体力の消耗を実感します。



⑭ 避難所体験

保護者と児童生徒、教職員、地域住民が炊き出しや体育館での宿泊などの避難所体験を行います。



⑮ 災害ボランティア活動

支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるため災害ボランティアに参加します。また、災害ボランティア活動などで学習したことを整理し、成果発表会や文化祭で校内外に発表します。

なお、災害ボランティア活動を実施する場合は、安全に配慮して行います。



⑯ 地域の災害に関する調査・体験談の聴き取り

地域に残る災害の痕跡や言い伝え等を調べたり、地域の協力を得て、地域住民等への聴き取りを行ったりするなど、被災者の思いや教訓を学びます。



8 防災訓練の実施

災害の発生に備え、避難、消火器等防災資機材の使い方、児童生徒等の保護者への引き渡しなど、防災上必要な訓練を継続的に行います。

また、学校は、地域の自主防災組織等が主催する会議に参加するとともに、合同の啓発・訓練、避難経路の確保、登下校時の児童生徒等の安全確保等、地域と連携した取組を進めます。

近隣に他の園・学校がある場合は、災害発生時の連携についてあらかじめ協議するとともに、必要に応じ合同の訓練を行います。

(1) 訓練の目的

学校は、児童生徒等が集団で学習し、生活している場であり、災害時に児童生徒等が安全に避難できるよう、避難訓練を実施することが必要です。このために以下の点に十分留意し、防災訓練の内容を改善・充実していくことが重要です。

【防災訓練実施上の留意点】

- ・ 児童生徒等に「自分の命は自分で守る」ことを指導するとともに、教職員は「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を探し、頭部や体を守るなど危険を回避する訓練を重点的に行います。
- ・ 時期や回数、実施の方法等は、学校や地域の実情に応じて、他の安全指導との関連などを考慮して設定します。特に学校の立地条件を考慮に入れることは避難訓練を実施する上で重要です。
- ・ 教職員一人ひとりが指揮系統や役割分担などの防災体制について理解を深め、的確な行動ができるようになることが大切です。
- ・ 訓練実施後は、人数把握・安全確認や指示の方法、避難に必要な時間、避難場所・経路の選定、児童生徒等の避難行動時の状況等について消防署や防災関係機関等の協力を得て適切に評価を行い、その後の訓練に活かします。
- ・ 休み時間中や清掃中、登下校中の場合などを想定し、災害の発生時間や場所に変化を持たせるなど多様な状況を想定した避難訓練を実施し、いかなる場合にも安全に行動できるようになることが大切です。
- ・ 特別な支援を要する児童生徒等については、それぞれの児童生徒等に応じて適切な対応をします。

(2) 地域等との連携

災害発生時に適切な行動を行うためには、日頃から家庭・地域・関係機関と綿密な情報共有・連携を図ることが重要です。

① 家庭・地域との連携

- ・ 日頃から防災訓練の方針や計画について、保護者やPTA、自治会などと情報共有し、訓練参加の協力を得ます。

② 関係機関との連携

- ・ 防災訓練の際に実地の指導や講評等について消防署や県・市町防災担当課等の関係機関からの協力を得ます。
- ・ 学校が所在する市町の地域防災計画を、教職員が理解するとともに、市町等が実施する総合防災訓練への積極的な参加・協力など、市町防災担当課等と連携した取組を進めることも重要です。

(3) 防災訓練の事例

本県では、下記のような実践が行われています。

① 緊急地震速報を活用した訓練

緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練を実施します。その後、地震が収まったことを想定して、運動場などに集合して、安否確認をします。

なお、担任等が不在の場合（休み時間中や清掃時間中など）を想定した訓練も大切です。



② 津波に対する避難訓練

沿岸部の学校においては、津波の知識や避難方法の学習とともに、津波を想定した避難訓練を行います。また、津波の浸水予測及び到達時間を参考に、避難に要する時間を検証します。また、ハザードマップの想定を超える津波がきた場合の避難についても訓練しておきます。

なお、内陸部の学校においても、津波の知識や避難方法について発達段階に応じて学習しておくことが大切です。



③ 火災に対する避難訓練

地震発生時の二次災害などで火災が発生する場合には、消火活動だけでなく避難時に、出火場所や風向き、校舎の構造などにより、安全な避難経路を素早く判断することが必要です。



④ 登下校時の避難訓練

児童生徒等の登下校時の交通手段、登下校にかかる時間等を踏まえて、各自の実情に応じた登下校時の避難訓練を実施します。

また、訓練後、防災マップ等の作成を行うことが大切です。



⑤ 引き渡し訓練

災害により、児童生徒等を保護者に直接引き渡す場合を想定し、保護者への連絡、引き渡しの方法等を確認するための引き渡し訓練を実施します。

引き渡し後は、保護者と児童生徒等が共に通学経路を歩き、災害発生時に危険な箇所や安全な経路、避難可能な高所や避難場所・避難所を確認します。

なお、保護者が、昼間家庭に不在の場合等について検討することも大切です。



⑥ 地域との合同避難訓練

地域の自主防災組織等と連携し、合同の避難訓練を行います。また、こうした機会を活用し、避難所開設・運営に関する協力体制についても確認しておくことが大切です。



⑦ 近隣の学校等との合同避難訓練

近隣の幼稚園や保育園、小学校、中学校、高等学校等が合同で避難訓練を実施することで、通学経路等の安全確認に限らず、児童生徒等が発達段階に応じた各自の役割を理解します。



⑧ 行政が主催する総合防災訓練

県、市町等が主催する総合防災訓練に避難所運営訓練や災害時要配慮者支援訓練、医療連携訓練などさまざまな訓練を実施され、中高生の若い力の参加が期待されます。



⑨ 図上訓練

災害発生時の対応や避難所の開設等に関して、あらかじめ周辺の被害や学校のおかれる状況を想定し、校舎配置図や学校周辺の地図等をもとに、机上で対応を検討する図上訓練を実施することが大切です。

○学校災害図上訓練

地震が発生した直後の学校の対応をシミュレーションします。

○避難所HUG

学校が避難所になった際の対応をシミュレーションします。



9 教職員の指導力及び対応力の向上

教職員の指導力や対応力の向上を図り、防災教育を充実するためには、教育委員会や防災関係機関が開催する研修会等への参加、学校における研修の充実、指導資料の収集・作成等が必要です。

(1) 教職員研修

防災教育を充実するためには、教職員の防災教育に関する指導力の向上が必要です。そのために、校内研修等の際に、防災や実際に発生した災害に関する情報交換・共有を行うなど教職員の共通理解を深め、防災に関する基礎的な知識を取得する機会を設けることが大切です。

その際には、学校防災リーダー等が研修の推進役としての役割を担うなど校内体制の整備も必要です。

また、こうした機会に、教育委員会や防災関係機関と連携し、講師を招くなどして、最新の動向や専門的な知見を得ることが大切です。

【研修内容の例】

- ・ 南海トラフ地震に関する最新の科学的知見
- ・ 過去の災害の教訓
- ・ 防災教育の実践事例の紹介、指導案検討
- ・ 地域における地震、津波、風水害等の被害想定
- ・ 災害発生時の対応の検討・確認
- ・ 避難所開設・運営協力
- ・ 復旧作業手順やボランティア活動
- ・ 学校再開に向けた対応
- ・ 応急処置の技能
- ・ 災害時の児童生徒の心のケア



(2) 指導資料の収集・作成

防災教育を進めるための指導資料については、冊子、プレゼンテーション教材など学校に配付された資料や防災関係機関の Web ページに掲載されている資料を参考にします。

【資料の例】

- 三重県教育委員会作成資料
 - ・ 指導者用防災ノート
 - ・ 学校防災みえ
 - ・ ネット D E 研修

10 家庭、地域、関係機関との連携

災害発生時には、児童生徒等の安全・安心の確保を最優先に行う必要があります、そのためには、日頃から家庭、地域、関係機関と防災対策について協議し、連携・協力関係を構築しておくことが重要です。

(1) 家庭との連携

学校は、保護者に防災に関する計画を事前に周知し、児童生徒等の帰宅方法について具体的に協議するなど、非常時における速やかな対応方法を整えておく必要があります。帰宅方法については、災害の状況等を考慮し、場合によっては児童生徒等だけで下校させず、保護者に直接引き渡すなどの具体的な方策を定めておきます。

また、学校における防災訓練への参加や防災ノートなどを活用した家庭での防災学習について働きかけます。

(2) 地域との連携

学校が避難所となった場合に、円滑な運営ができるよう、市町の防災担当課、地域の自主防災組織等が開催する協議の場の設定に積極的に協力し、災害ボランティア組織、学校医等の協力を得ることができるよう体制を整えておきます。また、学校が行う防災タウンウォッチング等の防災学習等に参加を依頼するなど、地域との連携を深め、災害時の地域との連携を確認しておくことが必要です。

(3) 関係機関との連携

関係機関である市町には、それぞれの地域の特性を踏まえた「地域防災計画」があり、地域防災体制の組織を設け災害から住民を保護することとしています。その一つに避難所があり、避難所に指定されている学校は、市町や地域の自主防災組織等と連携を密にし、避難所としての受入れ体制づくりをしておくことが大切です。そのため、学校は、市町地域防災計画を事前によく理解しておく必要があります。

また、関係機関及び地域住民が一体となって実施する総合防災訓練、避難所運営を含む防災訓練等に教職員及び児童生徒等が積極的に参加、協力します。

第4章 災害発生時の危機管理（命を守る）

災害発生時には、防災に関する計画に基づき、教職員は、児童生徒等の安全・安心の確保を最優先に、平常心を失わず冷静に対処し、児童生徒等に対して、単純・明快かつ的確な指示を与えると同時に、心の安定を図ることを念頭において行動する必要があります。

《災害発生時の最優先事項》 児童生徒等の安全・安心の確保

基本的な対応

- ・ 地震発生時には「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を素早く判断し、適切に指示する。
- ・ 『お・は・し・も（「おさない」、「はしらない」、「しゃべらない」、「もどらない」）』を基本としながら、素早い情報収集、臨機応変な判断と避難誘導を行う。
- ・ 「正常化の偏見」※に陥らないよう、状況判断を的確に行う。

※正常性バイアス（正常化の偏見）

人には、自分の身に迫っている危険を根拠なく過小評価してしまう性質があると言われています。「大した被害はないだろう」「ここまでは来ないだろう」という考えが、避難の機会を奪い、命を危険にさらします。災害からの避難は一刻を争うものなので、「正常性バイアス」を打ち破って、一刻も早く避難を開始する事が求められます。児童生徒等の避難誘導に際しては、自分の心の中の「正常性バイアス」や防災に関する計画の想定以上の災害が起こる可能性を常に意識することが求められます。

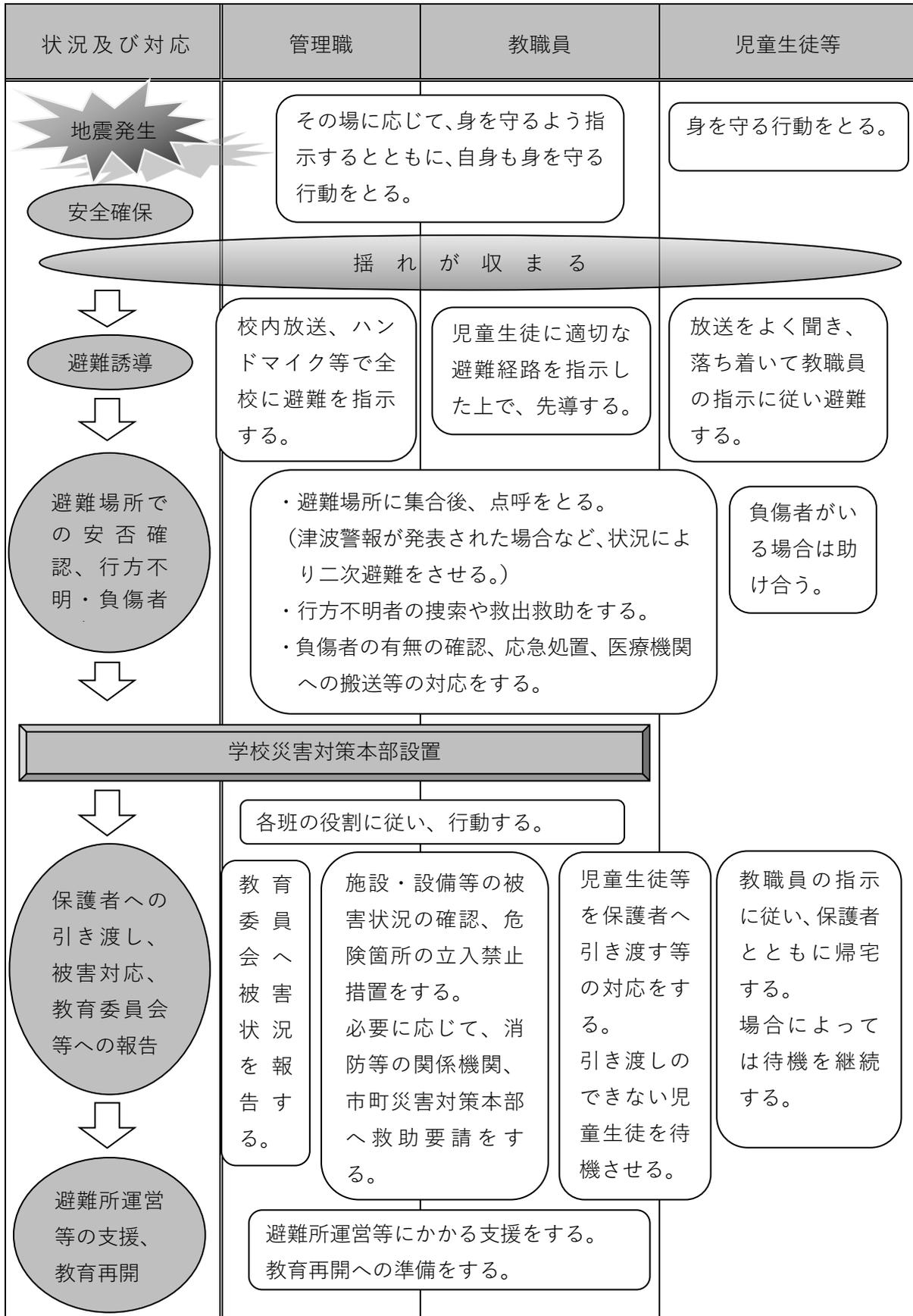
【災害発生時対応の留意点】

教職員は、防災に関する計画における役割分担を基本にしながらも、災害が発生した場合は、時と場所に応じた行動をとり、児童生徒等の安全確保に万全を期します。特に、極めて重大な災害が発生した場合には、二次災害にも十分留意する必要があります。各学校の実態に応じて二次災害を想定し、避難場所を決めておく必要があります。

想定すべき二次災害	
津波	海からの津波、河川を遡上して堤防を越えてくる津波
火災	学校からの出火、周辺地域からの延焼・類焼
余震	建物の崩壊、非構造部材の落下・転倒・移動
その他の災害	土砂災害、液状化、地盤沈下、地すべり、地盤亀裂、擁壁の崩壊等、堤防決壊、ダムの決壊、砂防ダムの決壊等

1 地震発生時※の基本的対応 ※震度5強を想定

(1) 地震発生時における主な対応フロー（在校中）



○具体的な対応

授業中の対応（普通教室）		始業前、休憩時、放課後の対応
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて、身を寄せるように指示する。 ・ 落下、転倒の危険のあるものや、窓ガラスなどからできるだけ離れ、机の下に潜り、机の脚をしっかりと持つよう指示する。 ・ 身を隠すところがない場合は、手近にあるカバン、本、座布団などで頭を覆い、しゃがんで身を守るよう指示する。 ・ パニックを防ぐため、落ち着くように呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くにいる児童生徒等に身を守るよう指示し、パニックを防ぐため、落ち着くように呼びかける。
避難誘導	<p>（第一次避難場所へ避難）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内放送、ハンドマイク等で全校に避難を指示する。また、火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回するよう指示する。 ・ ドアや窓を開け、脱出口を1箇所以上確保する。 ・ 児童生徒等に適切な避難経路を指示した上で、先導する。（隣のクラスと連携し、先頭、最後尾に教職員が付くようにするなど工夫する。） ・ お・は・し・も（「おさない」、「はしらない」、「しゃべらない」、「もどらない」）を守らせる。 ・ 頭部を覆い、上履きのまま、避難場所へ避難する。 ・ 火災が発生した場合、出火場所を迂回して避難する。 ・ 煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、姿勢を低くして避難するよう指示する。 ・ 負傷者の有無を確認する。 ・ 負傷者がいる場合、応急処置を行うとともに、歩行の介助をするなどして避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内放送、ハンドマイク等で全校に避難を指示する。また、火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回するよう指示する。 ・ 揺れが収まったら、教職員は手分けして、廊下、階段、トイレ等に児童生徒等がいなか確認する。 ・ 校舎内確認中に児童生徒等がいれば、避難経路、集合場所を指示して避難させる。（必要に応じて先導する。）

	<p>(第二次避難場所への避難：津波による被害が予想される学校や第一次避難場所が危険な場合等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路の状況（余震等による破損など）について把握する。 ・ 学校の所在する地域に津波警報が発令された場合には、あらかじめ決めておいた避難場所（鉄筋コンクリートの建物の3階以上や高台等）や経路を選択し、素早く避難をする。 ・ 津波到達予想時刻や高さの情報を収集する。 ・ 学校に土砂災害等の危険が迫ったと判断される場合も、児童生徒等を安全な避難場所へ避難させる。 ・ 収集した情報により、第二次避難場所での安全を確認し、必要であればさらに安全な場所に避難する。
<p>安否確認、 行方不明・ 負傷者対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所に集合後、整列させて点呼をとる。（出席簿、地区別名簿など必要なものを携行する。） ・ 勝手に家に帰らないよう指示する。 ・ ショックを受けている児童生徒に留意し、安心させるとともに勇気づける。 ・ 他学年、他学級の児童生徒は、避難場所において学級担任、担当者に引き渡す。 ・ 行方不明者の捜索、閉じ込められている者の救出救助をする。 ・ 負傷者の有無を確認する。 ・ 負傷者がいる場合、応急処置を行う。 ・ 重症者がいる場合、救急車の手配や医療機関への搬送をする。

※ 緊急地震速報が放送された場合は、避難経路確保のため出入り口のドアを開けるなど、落ち着いて安全確保がとれるよう指示をします。

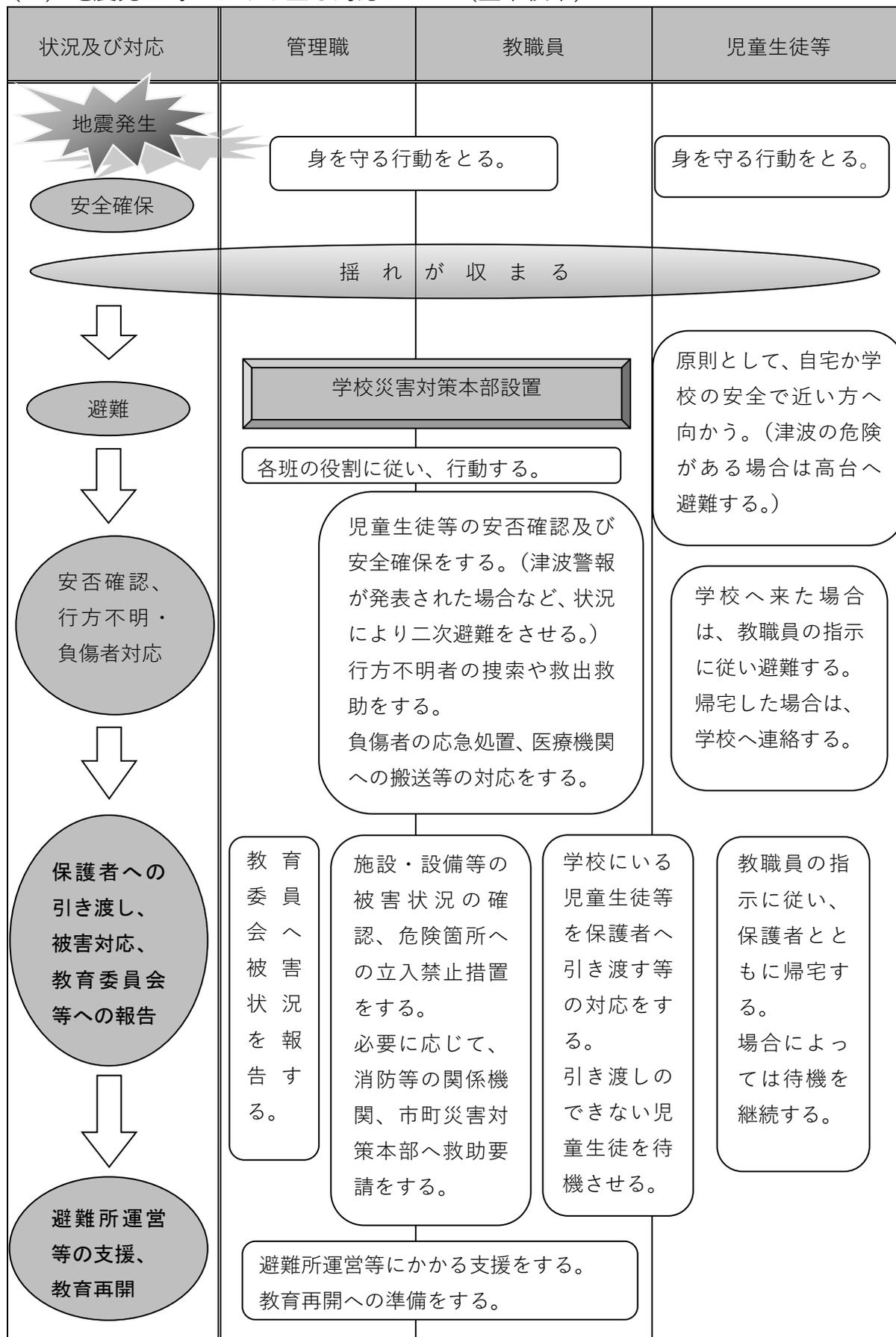
※ 近くに教職員がいない場合も、上記に準じて安全確保、避難等の行動をとれるよう、日頃から児童生徒に指導しておきます。

○各場所における初期対応

特別教室等については、普通教室と異なる危険が生じる場合があるため、それぞれの場所に応じた指示を出します。

場所	対 応
理科室、 家庭室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬品やガラスの破片などに近づかないよう指示する。 ・ 熱湯や薬品などによる火傷に注意するよう指示する。 ・ 消火については、児童生徒の安全を第一にした指示をする。 ・ 揺れが収まってから火を消し、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜くよう指示する。
図書室、 音楽室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒物や落下物などから離れるよう指示する。 ・ 近くに身を隠す場所がない場合は、持っている本などで身を守るよう指示する。
図工室、 技術室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工具や電気器具類使用中は、特にケガに注意するよう指示する。
視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暗くしている場合は、暗幕を開けるなど明かりを取り戻す。 ・ パニックを防ぐため、落ち着くように呼びかける。
保健室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体調不良等で休んでいる児童生徒の安全を確保する。 ・ ストープを使用している場合は、身の安全を確保した上で、火を消す。 ・ 薬品やガラスの破片などに近づかないよう指示する。
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館の中央（ガラスや落下物の危険のない位置）へ移動し、しゃがんで頭部を守るよう指示する。 ・ 全校集会等で多くの児童生徒が集まっている場合は、その場にしゃがんで頭部を守るよう指示する。
運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動場の中央（障がい物のない位置）へ移動し、しゃがんで頭部を守るよう指示する。 ・ 揺れが収まったら、運動場が避難場所であれば、クラス別に整列して待機するよう指示する。また、点呼もとっておく。
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水泳時は、プールの端に移動し、プールの端をつかむよう指示する。 ・ 水から上がっている場合は、障がい物のない位置でしゃがんで身を守るよう指示する。 ・ 揺れが収まったら、衣類を持ち、履物を履いて避難するよう指示する。

(2) 地震発生時における主な対応フロー（登下校中）



○具体的な対応

安否確認、 行方不明・ 負傷者対応	<ul style="list-style-type: none">・ できるだけ早く、児童生徒等の安否確認を行い、必要に応じて保護者と連絡をとる。・ 途中で避難している児童生徒等や移動中の児童生徒等の安全確保については、保護者と学校が連携してあたる。・ 学校に避難してきた児童生徒等の安全確保をする。・ 学校が土砂災害等の危険地域にある場合や津波警報が発表され浸水被害の危険がある場合など、待機している児童生徒等を安全な避難場所へ避難させる。・ ショックを受けている児童生徒等に留意し、安心させるとともに勇気づける。・ 行方不明者の捜索や救出救助をする。・ 負傷者がいる場合、応急処置を行う。・ 重症者がいる場合、救急車の手配や医療機関への搬送をする。
-------------------------	--

○通学路における危険箇所を確認しておき、近くに教職員がいない場合も、以下のような安全確保、避難等の行動をとれるよう、日頃から児童生徒等に指導しておきます。

- ・ 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せられるようにします。
- ・ 近くに危険物がある場合、その場から離れて身を守ります。
- ・ 交通機関を利用する児童生徒等については、係員の指示に従います。
- ・ 原則として、登下校中に地震が起こった場合、自宅か学校の安全で近い方へ向かいます。
- ・ 自宅や学校が沿岸部にある場合は、津波の被害を避けるため高台へ逃げます。
(遠距離通学の場合、自宅、学校、通学経路上の避難場所のうち安全で近いところに避難します。)
- ・ 帰宅した場合は、できるだけ早く学校へ連絡します。
- ・ 津波のおそれがある場合や津波警報が発令され浸水被害の危険がある場合は高所や高台へ、土砂災害等の危険がある場合は危険箇所から離れた場所へ避難します。

【留意事項】

- ・ 登下校中の災害発生時における児童生徒等の安全確保について、家庭や地域に協力を要請します。また、防犯、防災等子どもの安全に関する組織等に協力を要請します。
- ・ スクールバスの運行中の災害を想定し、災害情報の伝達方法、連絡方法、避難場所などを決めておきます。

(3) 地震発生時における主な対応フロー（校外活動中）

状況及び対応	管理職（在校中）	教職員（校外活動中）	児童生徒等（校外活動中）
 <p>地震発生</p> <p>安全確保</p>	<p>身を守る行動をとる。</p>	<p>地形や状況に応じて、身を守るよう指示するとともに、自身も身を守る行動をとる。</p>	<p>身を守る行動をとる。</p>
<p>揺れが収まる</p>			
<p>↓</p> <p>避難誘導</p>	<p>学校災害対策本部設置</p>	<p>最寄りの安全な場所へ避難させる。</p>	<p>教職員の指示に従い避難する。</p>
<p>↓</p> <p>避難場所での安否確認、行方不明・負傷者</p>		<p>安全な場所に集合後、点呼をとる。（津波警報が発表された場合など、状況により二次避難をさせる。）行方不明者の捜索や救出救助をする。負傷者の有無の確認、応急処置、医療機関への搬送等の対応をする。</p>	<p>教職員と、はぐれた場合は、あらかじめ決めておいた方法で教職員と連絡をとる。連絡がとれない場合は、地元の警察や公的機関等に行くなど安全を確保する。</p>
<p>↓</p> <p>学校への連絡、保護者、教育委員会等への報告、被害対応</p>	<p>教職員と連絡をとり、状況を把握し、必要な指示をする。テレビ、ラジオ等で、地元の被害情報を収集する。</p>	<p>学校と連絡をとり、状況を報告し、指示を受ける。必要に応じて、地元の消防等の関係機関等へ救助要請をする。</p>	
<p>↓</p> <p>今後の対応決定</p>	<p>保護者、教育委員会へ状況を連絡する。</p>		<p>教職員の指示に従い行動する。</p>
	<p>交通機関の状況や地域の安全状況を確認の上、待機や学校へ戻るなどの対応をする。</p>		

○具体的な対応

引率者の対応	
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」 場所を見つけて身を寄せるように指示する。 ・ 地形やその場の状況に応じて、身を守るよう指示する。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの安全な場所へ避難させる。 ・ お・は・し・も（「おさない」、「はしらない」、「しゃべらない」、「もどらない」）を守らせる。
安否確認、行方不明・負傷者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な場所に集合後、点呼をとる。（状況により二次避難をさせる。） ・ 行方不明者の捜索や救出救助をする。 ・ 負傷者の有無の確認、応急処置、医療機関への搬送等の対応をする。 ・ ショックを受けている児童生徒等に留意し、安心させるとともに勇気づける。 ・ 重症者がいる場合、救急車の手配や医療機関への搬送をする。

○各場所における初期対応

場所	対応
屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の外壁、屋根瓦、看板等の落下、ブロック塀等の倒壊、ガラスの飛散、電線の垂れ下がりなどの危険から遠ざけて、身を守るよう指示する。
沿岸地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波のおそれがある場合や津波警報が発表された場合、高所・高台へ避難するよう指示する。
山間地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害等の危険箇所から離れるよう指示する。
宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落下、転倒の危険のあるものや、窓ガラスなどからできるだけ離れ、机の下に潜り、机の脚をしっかりと持つよう指示する。または、布団や座布団などで身を守るよう指示する。 ・ あわてて外へ飛び出さないよう指示する。 ・ 避難方法について指示する。 ・ 火災が発生した場合、出火場所を迂回して避難する。 ・ 煙が発生している場合はハンカチなどで鼻・口を覆い、姿勢を低くして避難するよう指示する。
移動中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関利用時は、係員の指示に従い、協力して誘導に当たる。 ・ 列車、バス等に乗車中は、非常コック、非常ドアを確認し、脱出口を確保する。

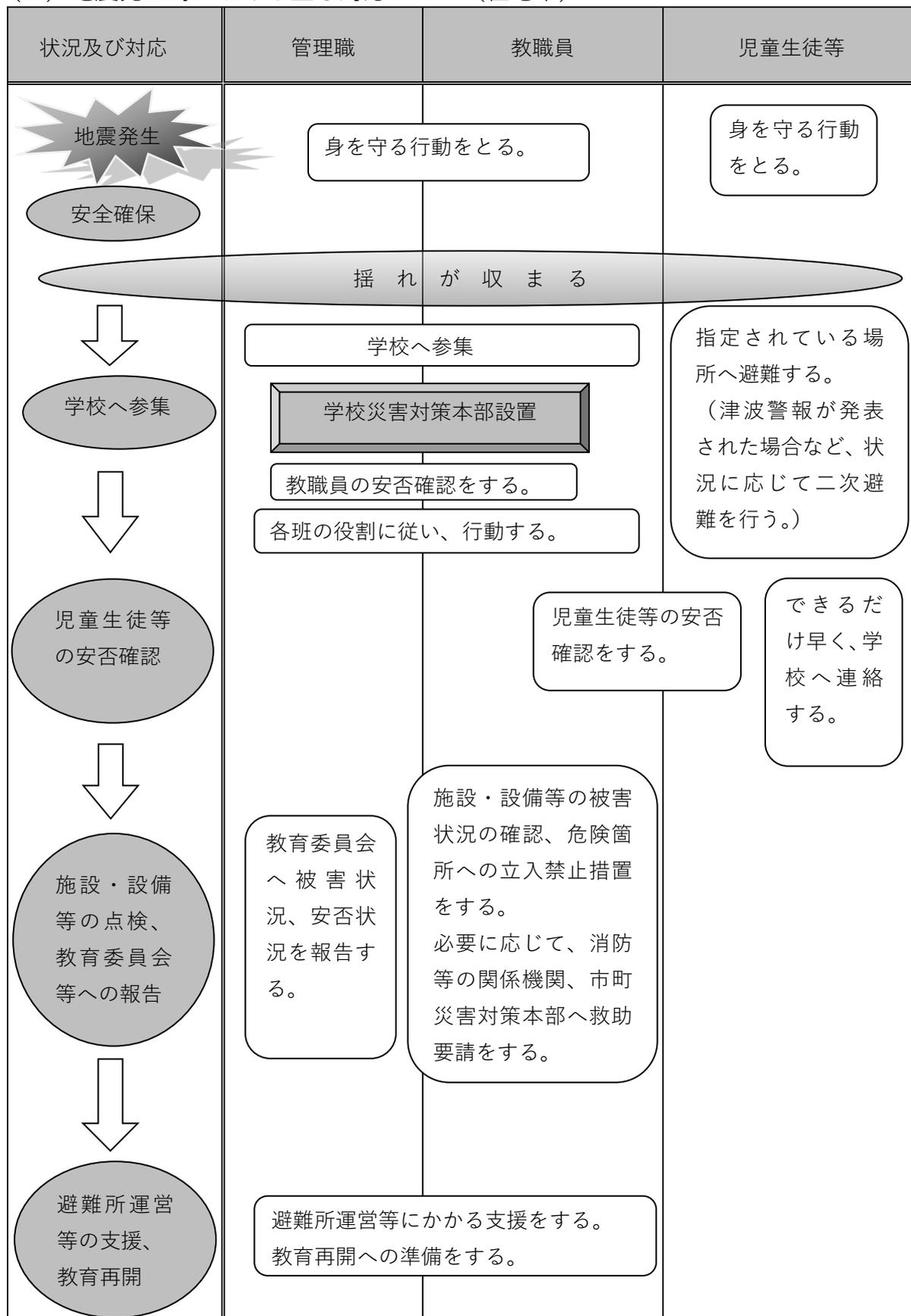
※ 事前に行き先の状況や避難場所の確認をしておきます。

※ 夜間、特に就寝中の場合は、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすいため、事前に宿泊施設の避難経路を確認し、児童生徒に指導しておきます。

○県外での活動時に、県内で大規模な地震が発生した場合の対応

対応	<ul style="list-style-type: none">・ 学校または教育委員会と連絡をとり、指示を受けて対応する。・ テレビ、ラジオ等で県内の被害や交通機関の運行状況等の情報を収集する。
----	---

(4) 地震発生時における主な対応フロー（在宅中）



○安否確認の留意点

- ・ 大規模な地震の後は電話が通じないことが多いので、電子メールなどの代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておく。
- ・ 児童生徒等の安否情報収集方法と併せて、学校からの情報伝達方法についてもあらかじめ保護者等に周知しておく。特に、情報・通信網が不通の場合には、例えば、地域施設の掲示板などの活用を図ることが考えられ、事前に保護者等とルールを決め、周知しておく。
- ・ 学校は、地域の様々な団体や組織と連携し、事前に地域の情報担当を決めるなどして、直接それらの団体・組織と情報交換を行うなど、あらかじめ災害時の連絡方法について体制を整えておく。
- ・ 教職員が、直接、家庭や避難所等を訪問して安否を確認する場合は、二次災害に巻き込まれることのないよう留意する。

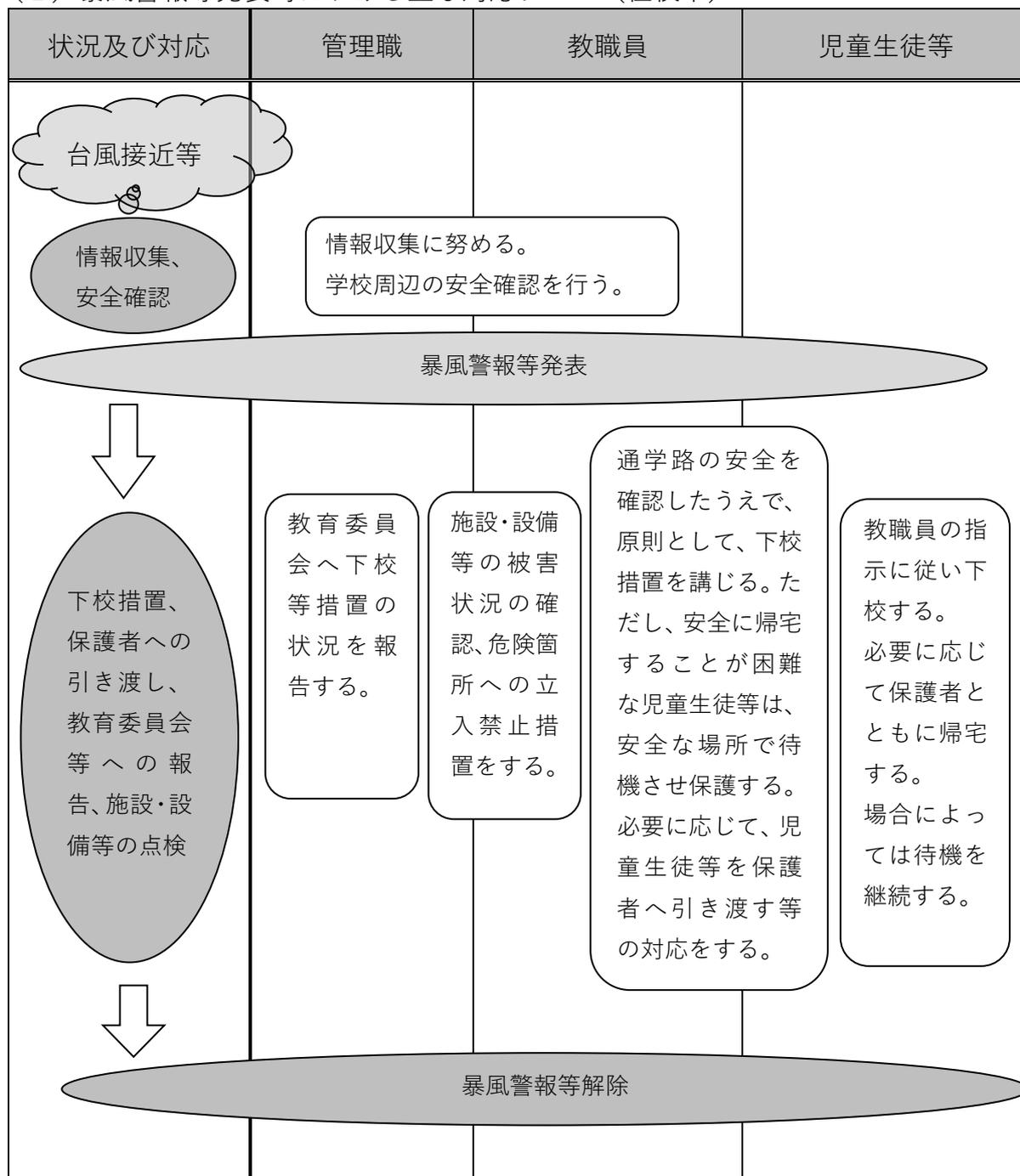
○在宅時における安全確保について

在宅時においても、次のような安全確保、避難等の行動をとれるよう、日頃から児童生徒に指導しておきます。

- ・ 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せるようにします。
- ・ 近くに危険物がある場合、その場から離れて身を守ります。
- ・ 津波のおそれがある場合や津波警報が発令され浸水被害の危険がある場合は高所や高台へ、土砂災害等の危険がある場合は危険箇所から離れた場所へ避難します。

2 風水害発生時の基本的対応

(1) 暴風警報等発表時における主な対応フロー（在校中）



- ※ 児童生徒等が登下校中の場合は、できるだけ早く、児童生徒等の所在を把握し、必要に応じて保護者と連絡をとり、保護者と学校が連携して安全確保にあたります。
- ※ 教職員と児童生徒が校外活動中の場合は、速やかに安全な場所へ避難するとともに、学校と連絡をとり状況報告をし、指示を受けるなど、児童生徒の安全確保にあたります。
- ※ 特別警報発表の場合は、周囲の状況や市町から発表される避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守る行動をとります。

○具体的な対応

情報 収集、 安全 確認	<ul style="list-style-type: none">・ 気象情報、河川・道路情報、交通機関の状況、避難指示の発令など、必要な情報をテレビ、ラジオ、インターネットなどで確認する。・ 学校や周辺の状況を監視する。・ 強風による転倒や移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に備えて、学校周辺の安全確認を行う。
-----------------------	---

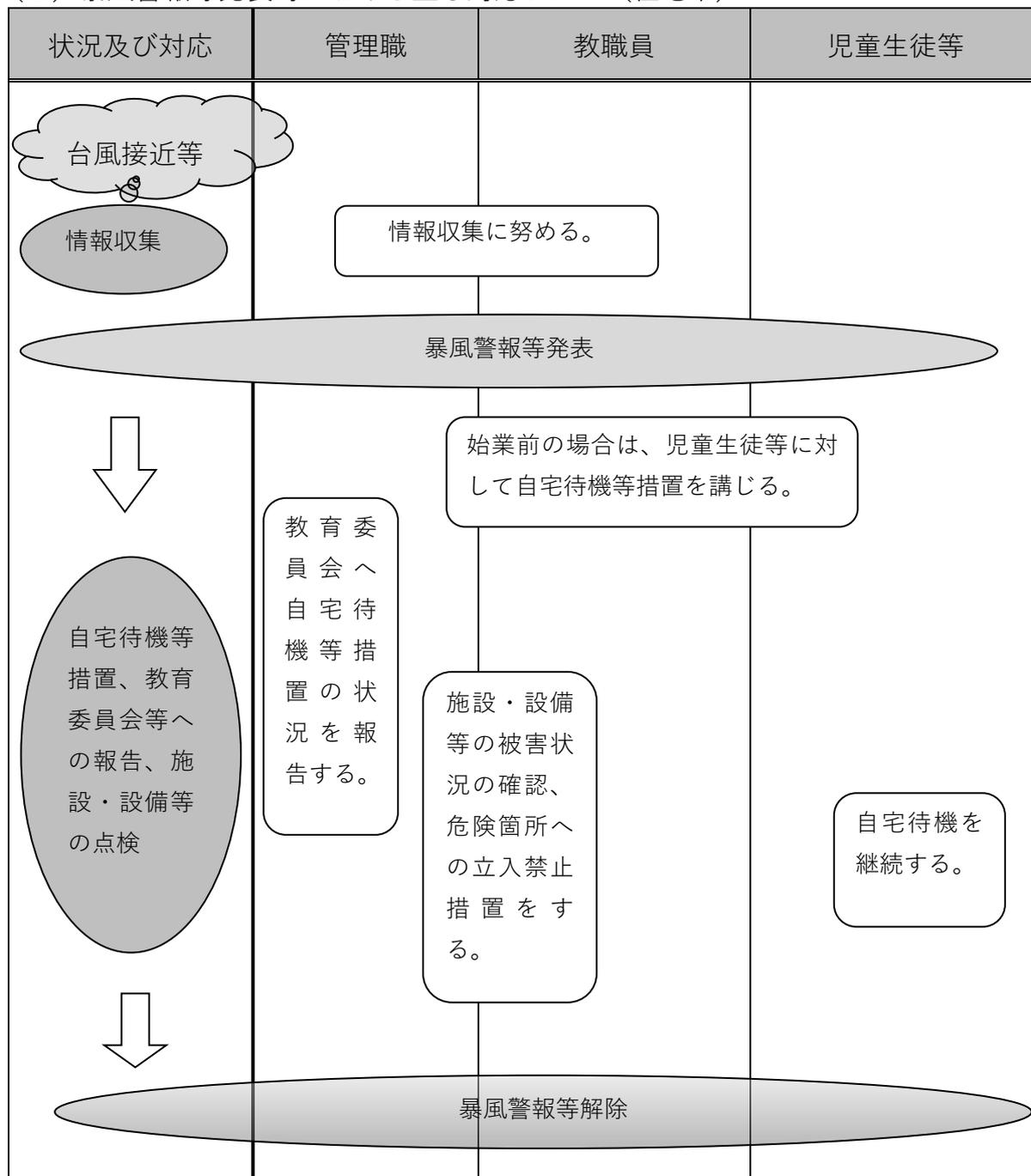
○洪水、土砂災害等の二次災害発生時の対応

<ul style="list-style-type: none">・ 大雨による土砂崩れ、洪水、高潮による浸水などの危険が迫ったと判断される場合（避難指示等が発令された場合）は、児童生徒等を高所、高台などの安全な場所へ避難させる。・ また、その際、学校の上層階に滞在する方が安全と判断される場合は、次善の策として待避や垂直移動も検討する。・ 可能であれば、重要な書類、機器、図書、教材、薬品等の危険物などを安全な場所に移動させる。・ 学校外へ避難する場合、冠水している場所では排水溝や側溝、マンホール、用水路等の存在に気づかないことがあるため、長い棒を杖代わりにするなど、足元の安全を確認しながら進む。また、飛来物等にも注意する。

○下校等措置の留意点

- ・ 大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発表された場合（避難指示等が発令された場合）、その内容及び気象情報や気象レーダー等を確認した上で、児童生徒等の下校もしくは校内での待機等を速やかに検討します。
- ・ 下校時間や方法については、河川等の状況、交通機関の運行状況や近隣の学校の状況などを確認し、集団下校、保護者への引き渡しなど児童生徒等の安全を最優先に考え決定します。早めの対応を心がけ、時機を逸して危険な状況の中を下校させることにならないように注意します。

(2) 暴風警報等発表時における主な対応フロー（在宅中）



※資料編 II 風水害「6 台風時等における児童生徒等の登下校の指導及び授業実施について」（P 96）を参考に、暴風警報等が午前 11 時までに解除された場合は、解除後 2 時間の余裕をもって児童生徒を登校させる。午前 11 時までに解除されない場合は、休校とする。（県立学校の場合）

○具体的な対応

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報や河川・道路、交通機関の状況、避難指示の発表など、必要な情報をテレビ、ラジオ、インターネットなどで確認する。
------	--

3 特別支援学校における安全指導

基本的には、小学校・中学校・高等学校における指導内容に準じますが、ここでは障がい種別等の違いによって特に配慮を要する事項と特別支援学校の特性に応じた体制整備について記載します。

(1) 対応のポイント

共通事項	<ul style="list-style-type: none">・ 災害発生時には直ちに児童生徒等の傍へ行き、安全を確保するとともに心理的不安を取り除く配慮をする。・ 日常的に服用している薬を数日分保管するとともに、処方箋の明細や薬局からの投薬説明文をコピーして、非常用持出袋に入れておく。・ 災害時緊急カードなどを通学鞆等に携帯するよう指導するとともに、非常時に活用できるよう指導しておく。・ 登下校時に災害が発生した場合に備えて、警察、消防署、交通機関等の指示で安全な場所に避難し、学校や家庭と連絡を取ることができるように指導しておく。・ 児童生徒等が能力に応じて安全に避難できるよう指導しておく。・ 併設、隣接施設（寄宿舍、病院、訓練施設等）と定期的に情報共有する。・ 学校・保護者・地域が協力して、居住地における避難場所の確認やハザードマップを作成する。
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none">・ 災害発生時には、視覚情報の不足からくる心理的不安を取り除く配慮をする。・ 災害発生時には、学級を基本に、落下物や飛散したガラスなどに注意するよう声をかけたり、手引きをしたりして安全に避難できるよう配慮する。・ 避難経路については、安全に避難できるように、日ごろから児童生徒等の視覚情報の不足を補う配慮をしておく。・ 周囲の人に視覚障がい者であることを伝えて、状況を教えてもらい、安全な場所、または適切な機関への誘導を依頼できるよう指導しておく。・ 避難所での安否確認や避難情報、ニュース等は文字で書かれていることが多いため、情報を言葉で伝えるよう配慮する。

聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時には、聴覚情報の不足からくる心理的不安を取り除く配慮をする。 ・ 災害発生時には、学級を基本に、落下物や飛散したガラスなどに注意しながら、協力し合って避難するよう指導しておく。 ・ 聴覚情報による情報の不足を視覚メディア等で補う配慮をしておく。 ・ 周囲の人に聴覚障がい者であることを伝えて、状況の説明と安全な場所、または適切な機関への誘導を依頼できるよう指導しておく。 ・ 避難所での配給等は、呼びかけによる音声言語での情報伝達が中心になるため、場面に応じた情報伝達に配慮する。
肢体不自由及び病弱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊なベッドや車いすを使用していることが多く、一人の教職員だけでは支援が難しいこともあるため、複数の教職員で支援ができるような対応を事前に決めておく。 ・ 児童生徒等の担当教職員が被災し対応ができないことを考え、児童生徒等に限定した災害発生時対応マニュアルを作成し、ベッド、車いす、携行している鞆等に常設しておく。 ・ 周囲の人に安全な場所、または適切な機関への誘導を依頼できるよう指導しておく。 ・ 災害発生時には、児童生徒等の障がいの状態、程度の違いによる安全な姿勢と生命維持に必要な資機材を確保、保持する。 ・ 避難場所では、電源や浄水の確保に努め、姿勢保持・変換、体温保持、呼吸器・酸素ボンベ・吸引器の状態に細心の注意を払う。機器等を帯同していない場合は、避難セットを用意しておく。 ・ 車いす等での移動を考慮し、災害発生時の場所に対応した避難経路を確保する。 ・ 車いすが使用できなくなった時のために、担架など、それに代わる移動手段を用意しておく。 ・ ベッドや車いすからの転落、転倒を防止する。 ・ 疾患の状況によって感染症等への配慮を行う。
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時には、児童生徒等に状況を分かりやすく伝えるとともに、児童生徒等の特性に応じた配慮を行い、心理的な負担の軽減に努める。 ・ 災害発生時には、学級を基本に、落下物や飛散したガラスなどに注意しながら、協力し合って避難するよう指導しておく。 ・ 周囲の人に安全な場所、または適切な機関への誘導を依頼できるよう指導しておく。 ・ 不慣れな場所では、不適応を起こしやすいため、学校など安全、安心して生活できる避難場所を確保しておく。 ・ 避難所では、周囲の人々に児童生徒等の特性を伝えて、理解を求める。

(2) 体制整備

① 保護者との連携

- ・ 自力通学児童生徒等の保護者には、登下校中の災害発生時の探索保護を依頼します。
 - ・ 登下校中の自力通学児童生徒等の保護や緊急時の行動について、あらかじめ保護者と協議します。
 - ・ 地震発生時の避難場所の確認や必要物品の準備等について保護者と話し合います。
 - ・ 居住地区で行われている地域行事・防災訓練等への参加を奨励します。
- ※ 居住地域での理解者・支援者を増やしておくことが、災害時の助け合いにつながります。

② 関係機関との連携

- ・ スクールバス運行业者、福祉サービス提供事業者、訪問指導先施設等の関係機関と災害時の対応について事前に協議します。
- ・ 特に、スクールバス運行业者については、事故や災害に備えての訓練を連携して実施します。

4 定時制高校（夜間）における安全指導

定時制高校では、夜間に、生徒が在校していることから、災害による停電を想定した安全確保及び避難誘導等の対策を講じておく必要があります。

(1) 対応のポイント

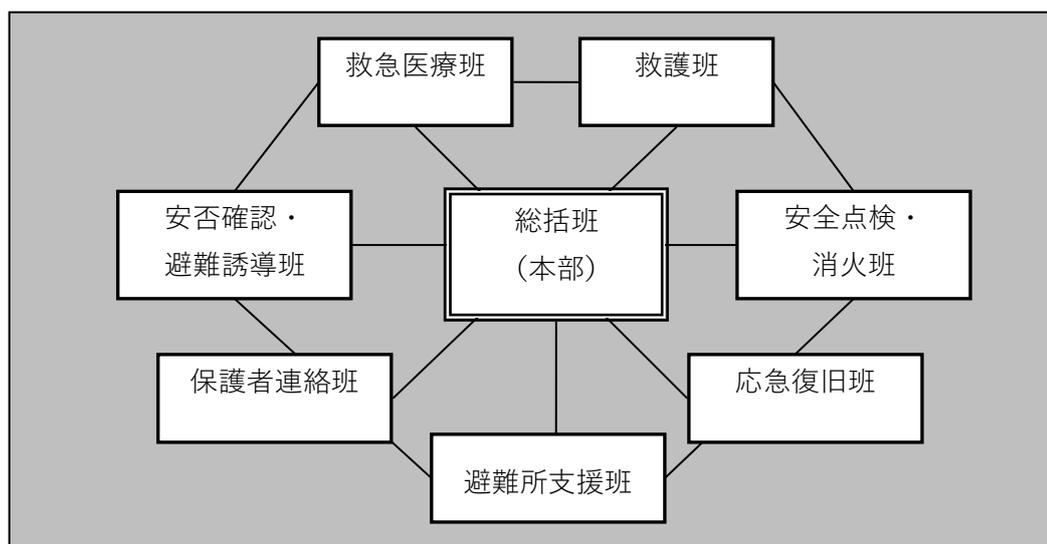
- ・ ハンドマイクや懐中電灯を各教室及び必要な箇所に常時設置しておき、停電時に備えます。
- ・ 的確に情報を伝え、生徒に被害の状況を周知する。
- ・ 避難誘導の指示があるまでその場で待機させ、避難経路を確保し、安全な場所に誘導する。
- ・ 定期的に防災訓練を実施する中で、夜間の停電を想定した訓練を実施する。

第5章 事後の危機管理（立て直す）

1 防災体制の確立

防災に関する計画に基づき、速やかに学校災害対策本部等を設置するなど、非常体制を確立します。なお、災害発生の際の時間及び被災状況によっては、管理職の不在や、計画に基づく教職員の役割分担ができない場合も想定されますが、臨機応変に役割分担を変更するなどして、最善の対応ができる体制の確立に努めます。

〔学校災害対策本部のイメージ〕



〔各班の役割の例〕

班 名	業務内容等	主な準備物
総括班 (本部)	<ul style="list-style-type: none"> 校長、教頭、事務長、学校防災リーダー及び各班の班長を中心とした教職員で構成する。 各班からの情報を把握する。 状況に応じて、各班に的確に指示する。 各班との連絡調整を行う。 校内の被害状況等の把握を行う。 市町災害対策本部、教育委員会等との連絡を行う。 応急対策の検討等を行う。 非常持出書類の搬出保管を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急マニュアル 学校敷地図 ラジオ ハンドマイク 懐中電灯 緊急活動日誌 衛星携帯電話・スマートフォン
安否確認・ 避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 地震の揺れが収まった後等、直ちに活動を開始する。夜間・休日等に災害が発生した場合はできるだけ速やかに活動を開始する。 児童生徒等及び教職員の安全確保、安否確認、負傷者の有無の確認を行う。 避難誘導を行う。 全員の安否を確認及び記録し、総括班に報告する。 救急医療班、救護班との密接な連携のもとに行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学級名簿 ハンドマイク ホイッスル

安全点検・ 消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内や近隣の巡視を行う。 ・ 被害状況を点検し、安全を確認する。 ・ 二次避難場所及び避難経路を確保する。 ・ 出火防止に努める。 ・ 火災が発生した場合は初期消火活動を行う。 ・ 二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器 ・ ヘルメット ・ 手袋 ・ 工具セット
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命に当たる。 ・ 安否確認・避難誘導班、救護班と密接な連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルメット ・ 毛布 ・ 担架 ・ マスク
救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護教諭及び普通救命講習修了者等で組織する。 ・ 負傷した児童生徒等及び教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の応急手当及び保護に努める。 ・ 必要に応じて救護所や病院等と連携をとる。 ・ 救護班、安否確認・避難誘導班と密接な連携をとる。 ・ 心のケアを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急箱 ・ 担架 ・ 毛布 ・ A E D ・ 水
保護者 連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。 ・ 引き渡す相手が、児童生徒等の保護者であることを確認するとともに、どの教職員が立ち会ったかを記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き渡しカード ・ 名簿 ・ 集合場所のクラス配置図
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内応急復旧に必要な機材、児童生徒等への食料、寝具等の調達、管理に当たる。 ・ 児童生徒等が教科書、学用品等を滅失した場合の対応に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルメット ・ ロープ ・ 被害調査票 ・ 校内図
避難所 支援班 (避難所と なった 場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営委員会に参加する。 ・ 避難所運営上必要となるスペースの確保の調整を行う。 例) 避難者の居住スペース、避難所運営委員会の開催場所、仮設トイレの設置場所、物資等の保管場所、トラック等の駐車場所、荷下ろし場所、炊き出しの場所、遺体安置所など ・ 避難所運営に必要な資機材を提供する（提供可能なもの）。 ・ 避難所内の保健衛生に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスターキー ・ ラジオ ・ 間仕切り段ボール ・ 校内配置図 ・ トイレ備品 ・ ビニール袋

2 緊急連絡体制

① 体制

全ての情報が校長に集約される体制をとります。

ただし、校長が不在等の場合に備え、順位を決め、教頭等が対応できるよう訓練しておきます。

② 学校の被害状況の把握と対応

人的被害、物的被害を速やかに把握する。把握した情報をもとに、負傷者の手当、消防署等への救援要請等、児童生徒等の安全確保を最優先に対応を行います。

③ 記録

被害状況、実施した対応等の情報を記録、保存、更新します。非常時に口頭だけの報告で済ませると、忘失、記憶間違いなどを引き起こす可能性が高くなることに留意します。

特に、人的被害（怪我の有無及び程度、搬送先の病院名）及び児童生徒等の保護者への引き渡し状況などについては、名簿等に整理します。

また、物的被害については、片づけや応急修復の前に、デジタルカメラやビデオカメラ、スケッチ、メモで記録します。

④ 情報収集

市町災害対策本部からの広報及び連絡、教育委員会からの連絡、マスコミの報道等から、必要とする最新の情報を収集します。なお、災害発生直後は、情報が錯綜したり、誤った情報が流れ、後に訂正されたりする場合もあることから注意を要するとともに、必要に応じて事実かどうか確認します。

⑤ 情報伝達（報告等）

休校、始業繰り下げ、下校等の措置を講じた場合及び人的被害が生じた場合は「休校情報等入力フォーム」に入力します。また、物的被害が生じた場合は、被害状況を速やかに教育委員会へ報告します。

なお、大規模災害時においてシステムが使用できない場合は、県立学校はメールで次ページの様式により送付します。ただし、ネットワークが使用できない場合は、電話・FAX、近隣の庁舎への持参等可能な方法で報告します。

また、児童生徒等及び保護者、関係機関に必要な応じて連絡します。

⑥ 相談窓口の設置

保護者や地域住民からの問い合わせ窓口（担当者）を決めます。

災害発生時における被害状況等の報告							
学校名				報告者名			
年 月 日				午前・午後 時 分 現在			
1 児童生徒・教職員の被災状況数							
	在籍数	死者	行方不明者	重傷	軽傷	安否確認中	被害なし
児童生徒							
教職員							
特記事項							
※行方不明者は、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。							
2 学校で保護している児童生徒数							
学校で保護している児童生徒数							人
3 休校などの状況(該当項目を○で囲む)							
	措置開始時刻	期間		措置開始時刻			
休校				下校措置			
自宅待機				授業再開			
始業繰り下げ				その他			
4 建物の大きな被害状況							
区分	被害状況(被害を受けた建物・場所、被害の程度を簡潔に)						
全壊							
半壊							
一部損壊							
床上浸水							
床下浸水							
※全壊は、損壊床面積70%以上程度、または主要構造物の被害額50%以上程度のものとする。 半壊は、損壊床面積20%以上70%未満、または主要構造物の被害額20%以上50%未満のものとする。 一部損壊は、半壊に至らない程度のもの。ただし、ガラス数枚破損程度のごく小さいものは除く。							
5 ライフラインの被害状況(該当項目を○で囲む)							
電気	可	一部可	不可	復旧			
ガス	可	一部可	不可	復旧			
水道	可	一部可	不可	復旧			
電話	可	一部可	不可	復旧			
トイレ	可	一部可	不可	復旧			
電子メール	行政WAN	可	一部可	不可	復旧	/ 学校情報NW	可 一部可 不可 復旧
6 避難の状況(該当項目を○で囲む)							
避難所の開設	設置	未設置					
世帯数			世帯				
人数			人				
7 連絡事項(教育委員会への要望等)							

3 引き渡しと待機

(1) 児童生徒等の帰宅方法、帰宅が困難な児童生徒等の保護体制

児童生徒等が在校中や登下校時に災害が発生した場合、校長は、通学路等の安全確認ができるまでの間、児童生徒等を校内の安全な場所に一時待機させます。安全確認ができた場合、又は安全確実に保護者等への引き渡しができる場合には、引き渡し帰宅させます。保護者等への引き渡しについては、学校又は避難場所で行います。

【通学路の安全確認】

校長は、通学路の安全確認を行うよう教職員に指示します。安全確認は、当該地区担当の教職員が迅速かつ的確に実施するとともに、危険と思われる場所については、代替帰宅路を確保します。

通学路の状況については、交通機関の運行状況等を交通機関のホームページや市町災害対策本部、又はラジオ等から情報を収集し、把握します。

(2) 児童生徒等の引き渡しと待機

災害発生後、児童生徒等を保護者に引き渡すことが適切であると判断される場合には、児童生徒等の安全を確認した後、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取り、児童生徒等の引き渡しを行います。ただし、津波などのように限られた時間での対応が迫られる場合には、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です。

【引き渡しの留意点】

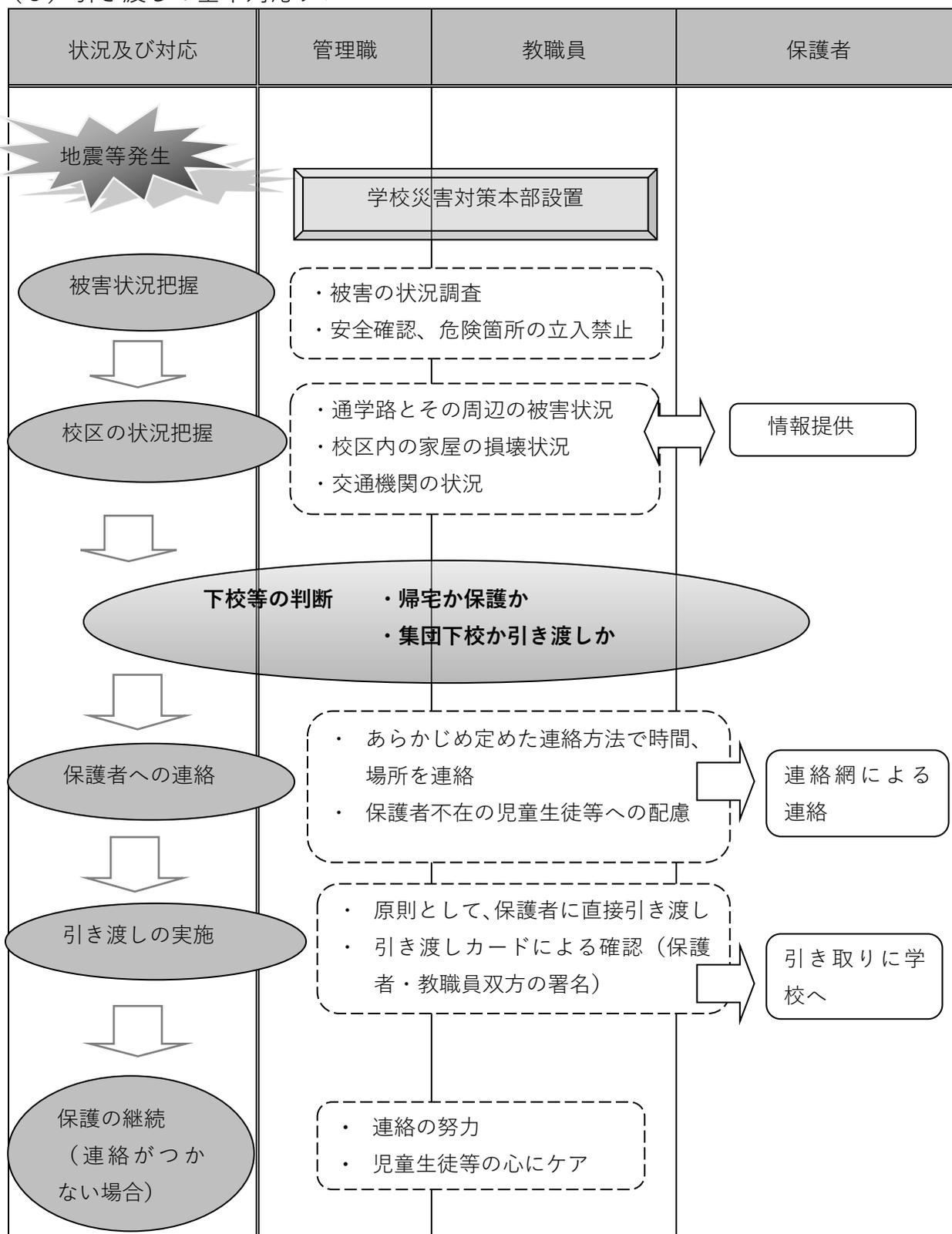
- ・ 教職員が引き渡し対応に追われ、他の児童生徒等の安全確保などに手が回らなくなるといったことのないよう、引き渡しの基準や手順を事前に保護者等に周知しておきます。
- ・ 保護者などの迎えが不可能な事態を想定し、引き渡せない場合の児童生徒等の保護方策を決めておきます。
- ・ 引き渡し直後に、保護者及び児童生徒等が被害を受けないよう、引き渡し時に、重要な防災情報を伝えたり、必要に応じて学校に留まらせたりするなどの配慮をします。

【待機の留意点】

大規模な地震では、待機が長時間に及ぶことが考えられます。児童生徒等を待機させる場合には、下記の点に留意します。

- ・ 不安や恐怖を訴える児童生徒等には、教職員が寄り添い心のケアにあたります。
- ・ 近隣の火災や津波等への対策を十分にとれるようにしておきます。
- ・ 待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応などを考えておきます。

(3) 引き渡しの基本対応フロー



※ 学校の実態に合わせて、引き渡しの手順を明確にしておくことが大切です。

[引き渡しカードの例]

年 組	名前			
住所				TEL
保護者名			連絡先	TEL
在校する 兄弟姉妹	あり なし	年 組 名前		
引き渡し 場所	引取人の名前	続柄	引き渡し日時	確認 欄
学校			年 月 日 時 分	
二次避難 場所			年 月 日 時 分	
			年 月 日 時 分	
引き渡し確認教職員名				

4 施設・設備の被害状況の点検

災害の規模・程度により、二次被害防止、避難所開設、教育活動再開のために、施設・設備の被害状況を確認するとともに、応急危険度判定を早急に受けます。

〔安全点検の方法〕

- ① 非構造部材については、安全点検表（資料編Ⅴ点検チェックリストP100～101を参考）を基に行います。被害状況等によっては下表を参考に新たな点検項目を設け、点検結果を記入します。
- ② 点検の実施にあたっては形式にとらわれることなく被害状況を考慮し、児童生徒等の目の高さで見たり、臭いをかいだり（異臭）、聴いたり（異音）、さわったり、動かしたり、負荷をかけたり、薬品が漏れていないかなどをみます。

点検箇所	点検項目
校舎内	天井・床・腰板・窓枠、出入り口のドア、照明
教室、廊下	窓ガラス
教室、昇降口	ロッカー、机、椅子、教卓、黒板、テレビ、戸棚、スピーカー、傘立て、靴箱
廊下、階段	防火扉、防火シャッター、非常階段
理科実験室、実習室、調理室、給食室、手洗い場、便所	電気器具、水道、ガス
理科実験室、保健室	薬品類、医薬品類、ガラス器具
調理室、給食室	食器類
調理室、給食室、技術室	油類
実習室、音楽室、視聴覚室、技術室	工作機械、工作用具、ピアノ、コンピュータ、放送機器、視聴覚機材
校庭、体育館	体育固定施設、遊具施設、照明
プール	シャワー、浄化消毒装置、排水口

5 学校が避難所となる際の対応

各市町の地域防災計画で避難所に指定されている学校や、災害の規模、程度、地域の実情等により、避難所となることが予想される学校は、各市町が定める地域防災計画や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」（令和7年3月改定）に基づき、市町防災担当課及び地域の自主防災組織等と避難所の開設・運営に関して、協議を行っておくことが重要です。また、学校は、自主防災組織等が行う避難所運営に関する訓練に積極的に協力するよう努めます。

災害発生時に学校は、児童生徒等の安全・安心の確保、教育活動の再開・復旧とともに、施設管理者として、避難所の開設・運営に協力し、適切に対応することが必要です。

災害時の学校の役割

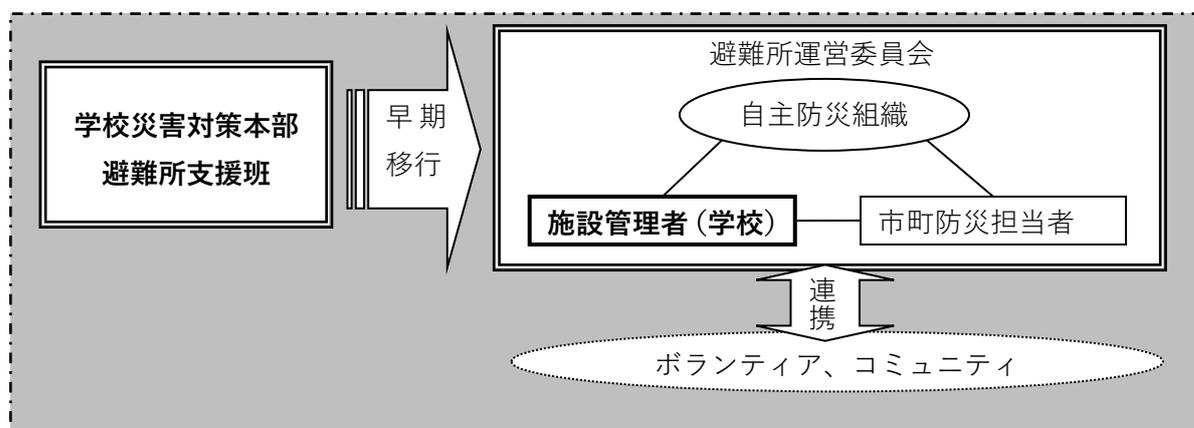
- 1 児童生徒等の安全・安心の確保
- 2 教育活動の早期再開・復旧に向けての取組
- 3 施設管理者としての避難所開設・運営への協力

(1) 運営体制

原則として、避難所の運営は市町が行うものとされています。しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、行政主体の避難所運営が難しいことが分かったことから、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」（令和7年3月改定）では、次のとおりとしています。

基本的に避難所は、市町・施設管理者・避難者(住民)の三者が協力して開設・運営するものです。ただし、大規模かつ突発的な災害に際しては、避難者自ら自主的に避難所を運営し、行政や施設の担当者は後方支援的な役割を担います。

〔避難所運営体制のイメージ〕



※ 避難所運営委員会には、管理職及び学校災害対策本部の避難所支援班班長等が参加します。

(2) 避難所開設・運営のポイント

避難所の円滑な開設・運営と、早期の教育の再開・復旧の観点から、避難所となる学校の施設の使用等について、市町防災担当課及び地域の自主防災組織等と避難所の開設・運営に関して、以下を参考に整理しておきます。

〔避難所に関する整理事項〕

- ア 避難所の開設・運営体制
- イ 学校施設の使用方法
 - ・ 女性や高齢者、障がい者等への配慮・感染症対策
 - ・ 学校災害対策本部等を設置する場所の決定
- ウ 鍵の保管・解錠
 - ・ 休日・夜間に災害が発生した際、体育館等の解錠者等
- エ 備蓄物資、資機材等の保管状況
- オ 避難所における業務と役割

〔学校が避難所となった際の施設利用の考え方〕

(ア) 避難者の居住場所

安全点検が済んだ施設（部屋）から、避難者の居住場所を確保します。

例：体育館、講堂・ホール

（普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り開放することとしますが、教育活動の再開に備え、必要数確保しておくことが重要です。）

(イ) 避難者の居住場所に適しない場所

① 学校及び避難所の管理・運営に必要な場所

例1：管理のために用いる場所

校長室、事務室、職員室、会議室、保健室、調理室、放送室、視聴覚室、倉庫

例2：避難所運営に必要な場所

会議室、物資の保管スペース

例3：避難者の共通利用場所として、避難者の占有を避ける場所

玄関、廊下、階段、トイレ、水場の周辺

② 危険な薬品や施設・設備がある場所

例：理科室、実習室、機械室

※状況に応じて必要となる場所（ペットの飼育場所、遺体収容場所、喫煙場所など）をあらかじめ決めておきます。

※校庭及び駐車場については、支援車両用の車道確保、仮設トイレ・仮設風呂の設置場所などをあらかじめ決めておきます。

(3) 学校の対応

災害発生時等には、原則として、市町は地域防災計画などにに基づき、避難所開設を行います。災害発生時間帯や規模・程度等により、教職員が避難所（体育館等）を解錠し、避難者を誘導するといった初動体制をとることが必要な場合があります。

○初動期に必要な業務（役割担当名）の例

- ・ 校内にいる児童生徒等の安否確認、避難誘導（児童生徒等の安全確保担当）
- ・ 応急手当（救護衛生担当）
- ・ 避難所の解錠、避難者の受け入れ準備（施設開放担当）
- ・ 避難者の受け入れ誘導（避難者誘導担当）
- ・ 市町災害対策本部、教育委員会との連絡、情報収集（情報担当）

初
動
期

(ア) 災害発生時に児童生徒等が在校中の場合

- ① 児童生徒等及び教職員の安否を確認します。
- ② 負傷者の応急手当、必要に応じて救急車の手配、病院への搬送を行います。
- ③ 施設、設備等の被害状況を点検します。
- ④ あらかじめ定めてある順位にしたがって、避難場所としての使用を開始します。
- ⑤ 児童生徒等及び避難者を避難場所へ誘導します。
- ⑥ 保護者が避難してきた場合、児童生徒等を引き渡します（記録しておきます）。
- ⑦ 市町災害対策本部、教育委員会へ状況を連絡します。
なお、学校外にいる教職員は、学校の緊急動員計画に基づき、学校に参集し、必要な対応を開始します。

(イ) 災害発生時に児童生徒等が在校していない場合

- ① 教職員が在校している場合は、(ア) に準じて、避難所開設に向けた対応を行います。
- ② 教職員が在校していない場合は、教職員は、学校の緊急動員計画に基づき、学校に参集し、必要な対応を開始します。

市町の担当者が到着し、避難者が主体となって本格的な避難所運営組織が立ち上がる展開期（概ね災害発生後24時間～3週間）から、避難生活が長期化し、避難者の要望が多様化する安定期（概ね3週間後以降）にかけては、避難所運営委員会が主体的に運営を決定し、学校は施設管理者として協力することになります。

しかし、市町の全域が被害を受けるような災害の場合は、避難所の運営が軌道に乗るまでは、避難者の中から臨時リーダーを選出し、応急的な組織づくりを行うとともに、避難者名簿の作成等を教職員が行うなどの支援が必要な場合があります。

（ア）避難所運営委員会による運営への移行前

- ① 避難所運営委員会の立ち上げや運営に関する協議のために、市町の防災担当、自主防災組織、学校が会議を行う場所を提供します。
- ② 市町の防災担当、自主防災組織等と連携し、避難所運営に必要な業務が開始されるよう努めます。
また、女性や外国人、要介助・介護者、高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児等に配慮するよう努めます。

〔避難所における主な業務例〕

- 1 災害対策本部との連絡
- 2 各種情報の収集・提供
- 3 避難者名簿の作成・管理
- 4 施設管理、設備・資機材の調達
- 5 生活物資や食糧の調達・管理・配給
- 6 医療機関、要援護者への対応
- 7 衛生管理への対応
- 8 ボランティア受け入れ対応

- ③ 可能であれば、教育活動の早期再開・復旧に向けた検討等を開始します。

（イ）避難所運営委員会による運営開始後

- ① 避難所運営委員会に施設管理者として参加します。
- ② 教育活動の早期再開・復旧に向けた取組を本格的に開始します。
- ③ 避難所運営委員会で学校再開について、十分に協議します。

撤 収 期	<p>ライフラインが回復し日常生活が再開可能となるため、避難所生活の必要性が低くなる撤収期においては、教育活動の早期再開・復旧に向けた対応を行います。</p> <p>しかし、避難者の移動や設備の撤去、清掃作業には多くの人員と労力が必要となることから、あらかじめ避難所運営委員会で十分議論しておきます。</p>
-------------	--

【留意事項】

- ・ 休日・夜間に災害が発生した場合、避難所に指定されている学校に地域住民が避難できるように鍵の保管や解錠について、市町防災担当課や地域と学校で十分に協議を行っておきます。
- ・ また、屋外の非常階段を使用する際には、防災対策と防犯対策の両面に配慮します。
- ・ 避難生活が長期化する場合、特別な支援を要する児童生徒等とその保護者に対して、学校が対応できる支援について、あらかじめ検討しておきます。

※「避難場所」と「避難所」の違い

・ 「避難場所」

地震によって発生した津波や火災等から身を守るためや多数の住民の避難を円滑にするため、一時的に留まる場所を一般的に「避難場所」という。

(例) 学校の運動場等

・ 「避難所」

大規模な災害で避難生活が長期化する場合や被害を受けるおそれのある場合に、一定の期間生活する場所を「避難所」という。

(例) 学校の体育館、公共施設等



6 学校教育の再開・復旧に向けた対応

災害発生後は、できるだけ速やかに学校教育の再開・復旧が行われるように努めます。

復旧時の学校の役割

- 1 教育活動の早期再開・復旧に向けての取組
- 2 児童生徒等の心のケア
- 3 施設管理者としての避難所運営への協力

(1) 応急教育計画の策定

教育活動が平常の状態に復旧されるまでの間、教育委員会の方針等に基づき、できるだけ早期に学校を再開し、短縮授業等による応急教育を実施するための計画を策定します。

(2) 学校教育再開への取組

① 被災直後の学校における被災状況の把握及び対応

- ・ 教職員の被災状況を把握します。
- ・ 学校施設・設備の安全点検を行います。
例：ライフライン（水、電気、ガス等）
理科室など特別教室の危険物、厨房施設の安全衛生
- ・ 安全点検の結果、問題がある箇所については、応急的な処置を実施するとともに、関係機関に依頼し、早期復旧に努めます（ガスは元栓を締めて、ガス会社の点検を待ちます。電気製品は、停電が復旧するまで、コンセントを抜いておく。）。
- ・ 教育委員会に、被害及び教育再開に必要な施設・設備、人員について報告します。
- ・ 災害の規模や程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請します。被害の程度によっては、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行います。
- ・ 校舎等への浸水があった場合は、清掃・消毒を実施します。
- ・ 復旧にあたり、人員が必要な場合、教育委員会、災害ボランティアセンター（災害時に開設される場合があります。）等と連絡をとり、確保に努めます。

② 児童生徒等の被災状況の把握及び対応

- ・ 教職員はできるだけ速やかに家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童生徒等の正確な被災状況の把握に努めます。

〔把握する事項の例〕

児童生徒等の避難先、連絡方法、家族の状況、健康状態、住居の被災状況、教科書学用品等の被害の有無、転出の希望の有無

- ・ P T A に、児童生徒等の安否・所在の確認や学区内の被災状況の情報提供、通学路の点検・安全確保、教科書・学用品などの支給等について協力依頼します。
- ・ 主要施設、避難所等に、看板・掲示板等で児童生徒等の情報提供の依頼をします。
- ・ 被災により生活基盤を喪失した県立学校の生徒に対して、授業料等の減免や奨学資金の貸付等の対策をとります。
- ・ 児童生徒等が、避難のため他市町、他県等に転出する場合は、学校へ事前に連絡するよう依頼するとともに、転出後は、その転出先の学校との情報交換を密にし、心のケアについても十分配慮します。

(3) 学校教育再開の決定

- ① 校長は、学校施設、教職員、児童生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、学校教育の再開の時期を決定します。
- ② 児童生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Web ページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施します。
- ③ 学校が避難所となった場合は、避難所運営委員会と協議しながら、避難者には、避難所運営と学校教育の再開が並行して行われることを事前に周知しておきます。

※学校教育の再開は、教育委員会と十分に連携し、実施します。

(4) 教科書・学用品等の調達

- ① 児童生徒等が必要とする教科書等の供給を受け入れられるよう、被害状況の正確な把握を行います。
- ② 災害救助法が適用された場合

〔対象者〕

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無に関わらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。

〔学用品の給与〕

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品

(5) 学校教育の再開に向けた基本対応フロー



被害状況の実態調査	児童生徒等及び家族の安否確認と住居の被害状況確認
	教職員及び家族の安否確認と住居の被害状況確認
	学校施設等の被害状況確認
	ライフラインの被害状況確認
	通学路及びその近隣の被害状況確認

教育委員会との協議	校舎等の被害に対する応急措置
	校舎等の危険度判定調査
	ライフラインの復旧
	仮設トイレの確保
	児童生徒等の心理面の影響確認
	教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
	通学路の安全確保
	避難した児童生徒等の就学手続きに関する臨時的措置
	教科書・学用品等、救援物資の受け入れ・確保
避難所における運営の支援	

家庭訪問・仮登校	児童生徒等の心理面の状況把握とフォロー
	登校児童生徒等の確認と学級編成
	避難した児童生徒等の把握
	児童生徒等の具体的な被害状況確認（教科書・学用品等）
	保護者への連絡方法の確認
	通学路における安全指導
	避難した児童生徒等の移動先訪問、状況把握（在籍校への復帰時期等）

学校教育の再開に向けた教育委員会との協議	校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
	授業形態の工夫
	教職員の配置、不足教職員に伴う授業等への対応
	教科書・学用品等の調達・確保
	学校給食の再開
	学費の援助等の支援
	授業再開に向けた日程協議
	欠時数の補充と授業の工夫
	水道水等の保健衛生の措置
	児童生徒等の心のケアの実施体制整備

学校教育の再開

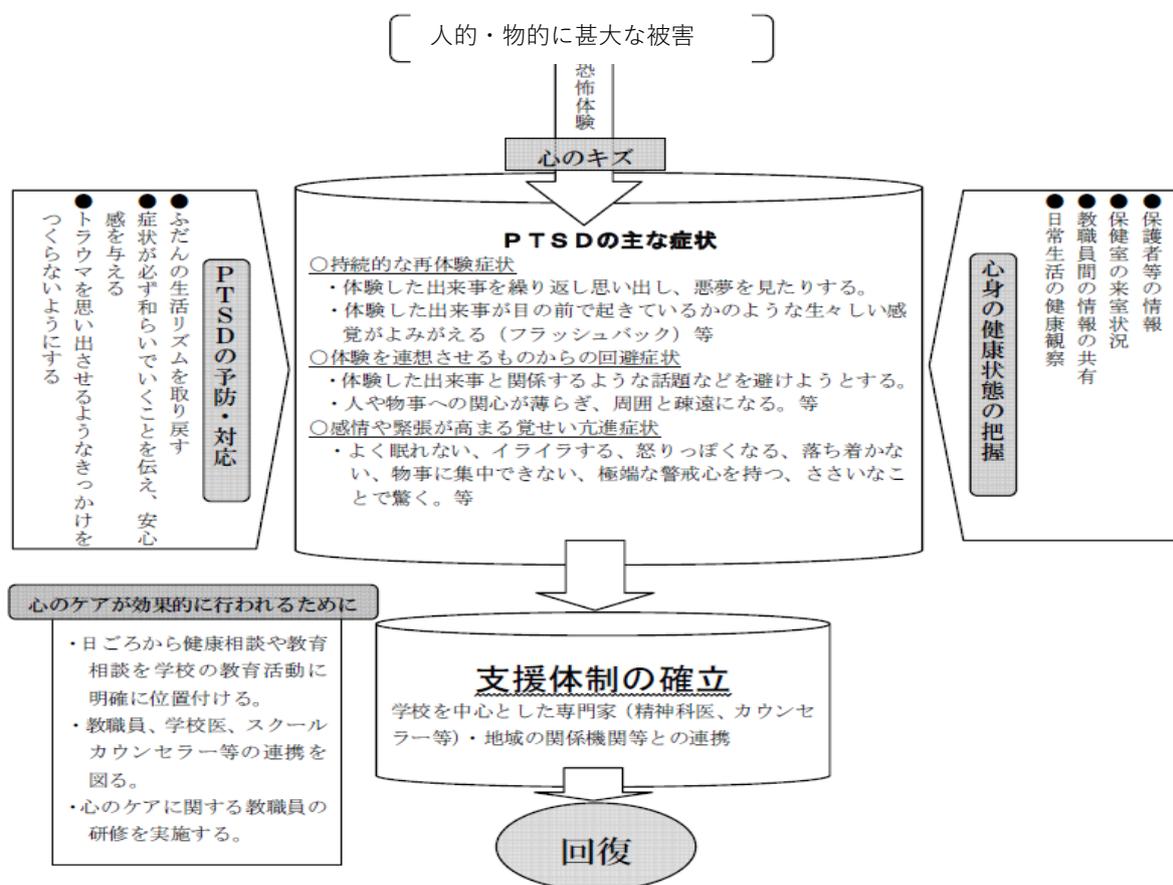
7 心のケア

災害や事件・事故に子どもが遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、「その時の出来事を繰り返し思い出す」、「遊びの中で再現する」などの症状に加え、「情緒不安定」、「睡眠障害」などが現れ、生活に大きな支障を来すことがあります。こうした反応はだれにでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が4週間以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害」(Posttraumatic Stress Disorder) (以下「PTSD」という。)と言います。そのため、日ごろから健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして、問題の早期発見に努め、子どもや保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と対応を図ることが大切です。

また、災害の実際の対応に当たっては、災害の種類に応じて対応が求められることや、関係機関等との連携によって進められることが多いので、学校においては、日ごろからどのような地域資源があるか把握しておくとともに、平常時から関係機関等との連携を図っておくことが大切です。

なお、関係機関等との連携は、保護者と相談し合意のうえで行ってください。

災害発生！



文部科学省「子どもの心のケアのために」(平成22年7月)より

(1) 災害発生時における健康観察のポイント

児童生徒等は、自分の気持ちを自覚していないことや、言葉でうまく表現できないことが多く、心の問題が行動や態度の変化、頭痛・腹痛などの身体症状となって現れることが多いため、きめ細かな観察が必要です。災害発生時の心身の健康観察のポイントとして、次のようなことが考えられます。

① 児童生徒等に現れやすいストレス症状の健康観察のポイント

体の健康状態	心の健康状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食欲の異常（拒食・過食）はないか ・ 睡眠はとれているか ・ 吐き気・嘔吐が続いてないか ・ 下痢・便秘が続いてないか ・ 頭痛が持続していないか ・ 尿の回数が異常に増えていないか ・ 体がだるくないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか ・ 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか ・ イライラ、ビクビクしていないか ・ 攻撃的、乱暴になっていないか ・ 元気がなく、ぼんやりしていないか ・ 孤立や閉じこもりはないか ・ 無表情になっていないか

② 急性ストレス障害（ASD）と心的外傷性ストレス障害（PTSD）の健康観察のポイント

自然災害などによる PTSD の症状は、被災後まもなく急性ストレス障害（ASD）の症状を呈し、それが慢性化して PTSD に移行するケースのほかに、最初は症状が目立たないケースや被災直後の症状が一度軽減した後の2～3か月後に発症するケースもある。このため、被災後の健康観察はなるべく長期にわたって実施することが必要です。

持続的な再体験症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする ・ 体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる〈フラッシュバック〉等
体験を連想させるものからの回避症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験した出来事と関係するよう話題などを避けようとする ・ 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ボーッとするなど） ・ 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない ・ 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く 等

(2) 災害発生時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応

災害や事件・事故発生時におけるストレス症状のある子どもへの対応は、基本的には平常時と同じです。すなわち、健康観察等により速やかに子どもの異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることです。健康観察では、災害や事件・事故発生時における子どものストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、子どもが示す心身のサインを見過ごさないようにすることが重要です。

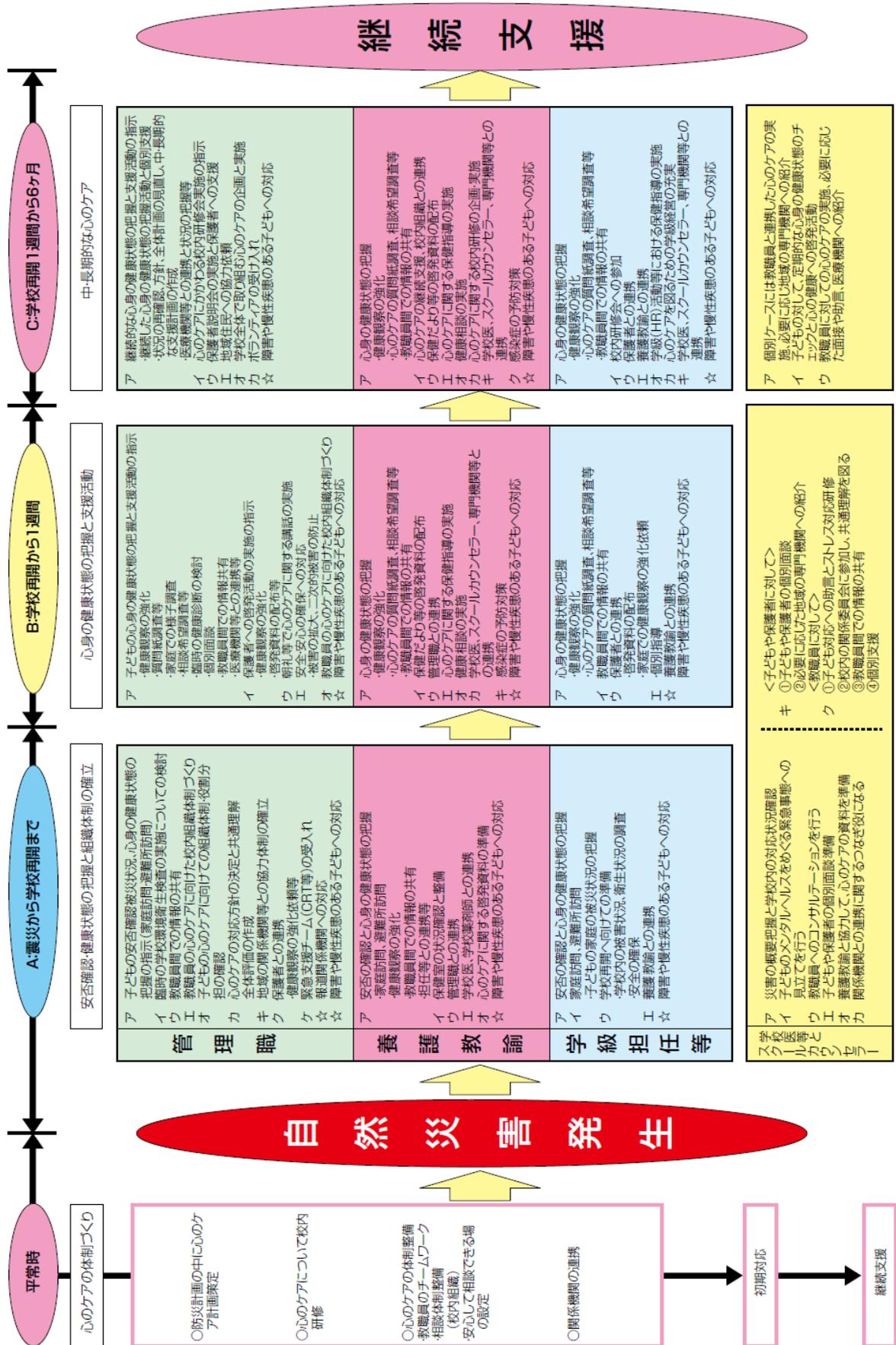
【基本的な対応方法】

- ① ストレス症状を示す子どもに対しては、ふだんと変わらない接し方を基本とし、優しく穏やかな声かけをするなど本人に安心感を与えるようにする。
- ② ストレスを受けたときに症状が現れるのは普通であることや症状は必ず和らいでいくことを本人に伝え、一人で悩んだり孤独感を持たずに済むように、信頼できる人に相談したり、コミュニケーションをとることを勧める。
- ③ 子どもがなるべくふだんと変わらない環境で安心して学校生活を送れるようにすることで、子どもに落ち着きと安全感を取り戻させるようにする。
- ④ 学級（HR）活動等において心のケアに関する保健指導を実施する。強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレスの対処方法（誰かに相談する、おしゃべりする、話を聞いてもらう、体を動かす、音楽をきく等）等について発達段階に応じて指導し、心が傷ついたりしたときどのように対処したらよいかについて理解を深め、生活に生かせるようにする。
- ⑤ 保護者に対しては、ストレス症状についての知識を提供するとともに、学校と家庭での様子が大きく異なることがあるため、緊密に連絡を取り合うことを心がける。
- ⑥ ストレス症状に、心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘えるなど）が認められることがあるが、無理に制止することなく経過観察するようにする。
- ⑦ 症状から ASD や PTSD が疑われる場合には、児童精神科医などの専門医を受診する必要がある。学校医等の関係者と相談の上、受診の勧めを行い、専門医を紹介するなど適切な支援を行う。

ASD 及び PTSD と診断された場合は、専門医との連携が不可欠となる。

ASD や PTSD を発症した子どもは、自分は特殊で異常であると一人で悩んだり、自分の努力不足であると誤って自分を責めたりすることが多い。このため、保護者だけでなく子どもに、ショックの後にだれでも起きることのある症状であることを説明し、安心感を与えるようにする。

(4) 災害発生時における心のケアの進め方 (図解)



文部科学省「子どもの心のケアのために」(平成22年7月)より

第6章 南海トラフ地震に関する情報発表時の対応

1 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、太平洋側沖合の沈み込んだフィリピン海プレート境界付近に位置する「南海トラフ」を震源として発生する地震です。過去概ね100年から150年間隔で発生し、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきました。

2 県内の南海トラフ地震にかかる防災対策強化地域

国は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定しています。

三重県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に

三重県全域

が指定されています。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定しています。

三重県内では

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、川越町、明和町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

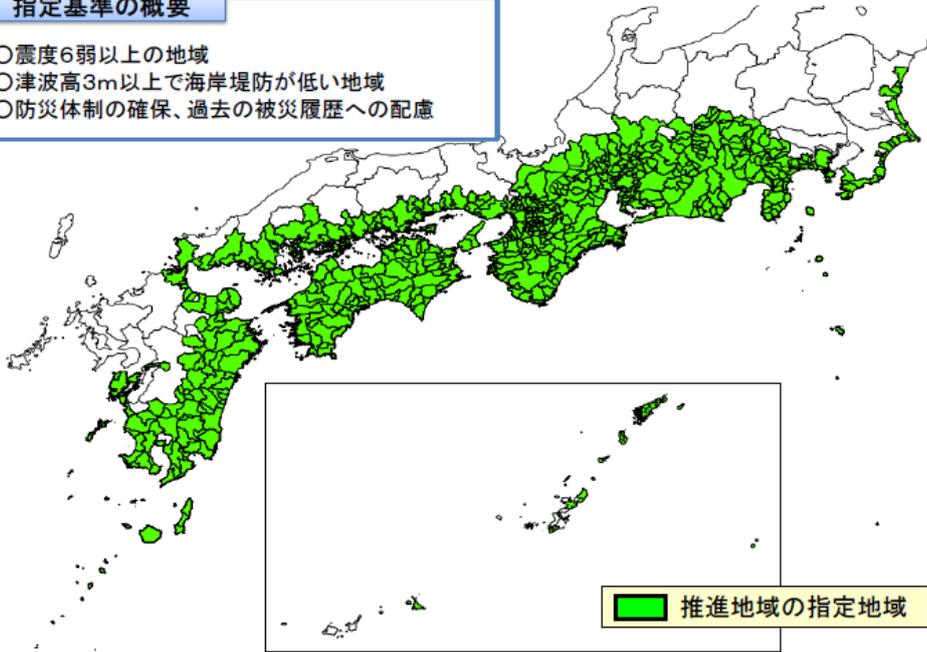
の16市町が指定されています。

各学校では、県及び各市町の地域防災計画に基づき具体的な対応を検討し、防災に関する計画に明記するとともに、児童生徒等、保護者、その他関係者に周知しておく必要があります。あわせて、情報発表時の教職員の動員計画、体制を定めておきます。

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
 - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
 - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮

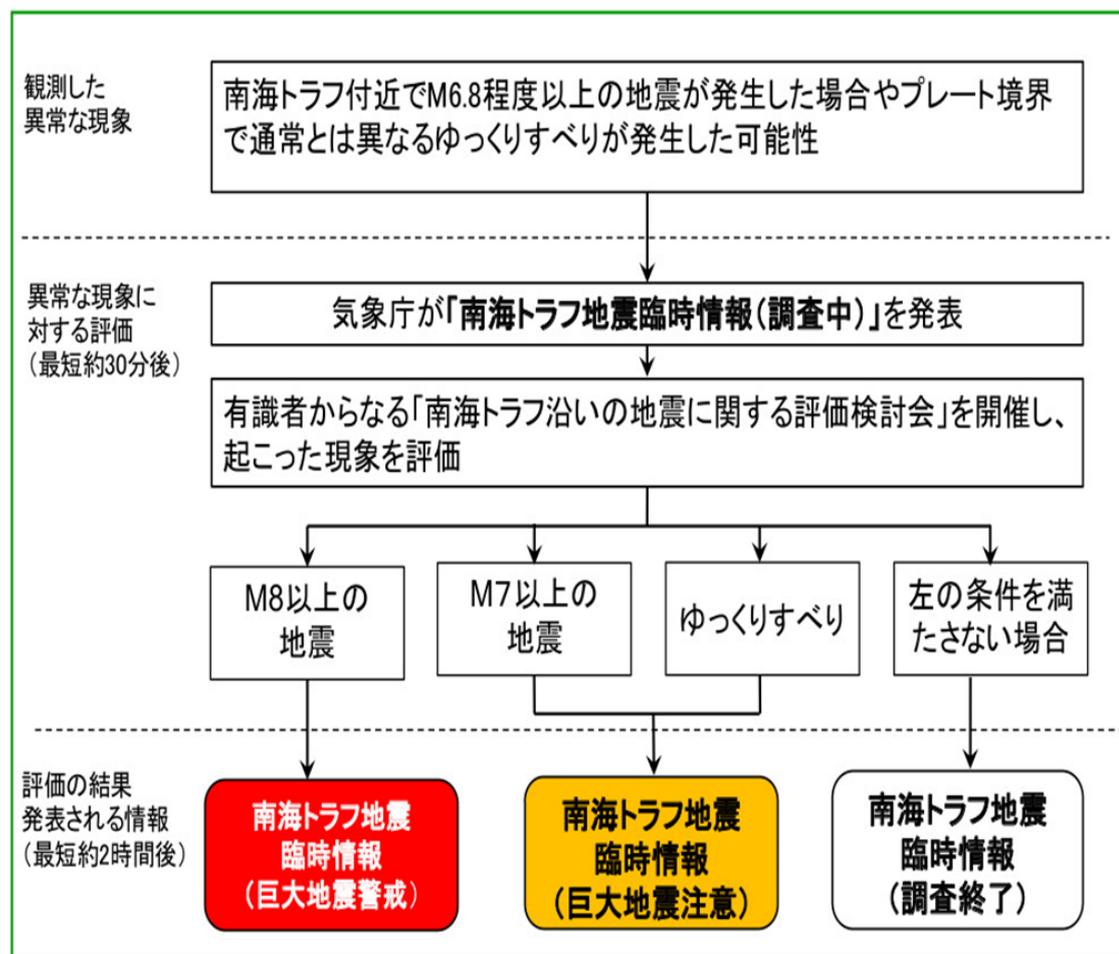


3 南海トラフ地震臨時情報

今後30年以内の発生確率が地震発生間隔と隆起量データを用いた計算方法(すべり量依存BPTモデル)で60~90%程度以上、また、多くの海溝型地震で用いている、発生間隔のみを用いた計算方法(BPTモデル)で20~50%と併記された南海トラフ地震の対策として、令和元年5月から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合には、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることになりました。

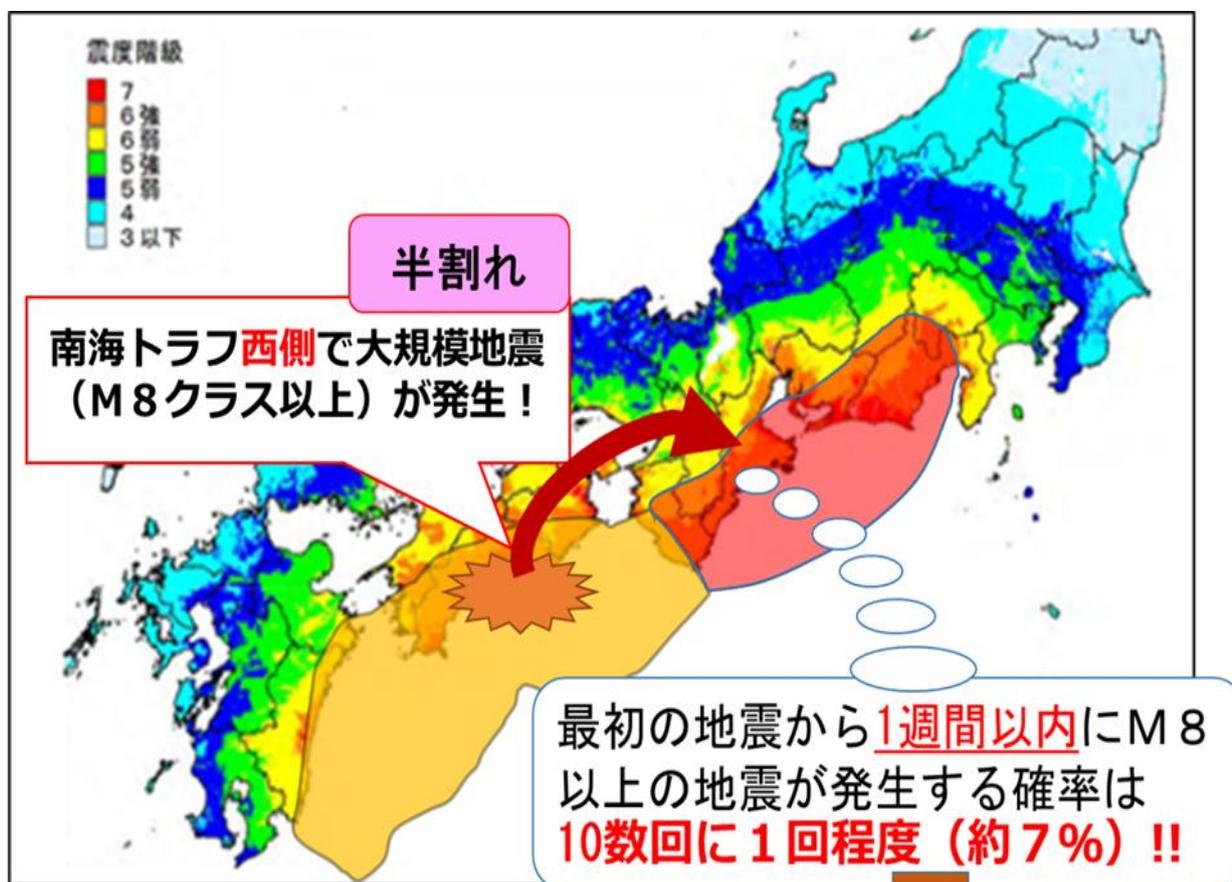
南海トラフ地震の想定震源域やその周辺で、マグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や、プレート境界で通常とは異なる動きが観測された場合、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表するとともに、有識者の検討会を開催して、起こった現象の評価を行い、評価結果に応じて「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表されます。

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



このうち「巨大地震警戒」は、南海トラフの想定震源域内の領域でマグニチュード8.0以上の大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合に発表される臨時情報で、南海トラフの東側もしくは西側で大規模地震が発生している状態です。

三重県は南海トラフの東側にあたることから、東側で大規模地震が発生した場合は「県内で最大震度7を観測」、「津波警報の発令」など、甚大な被害が出ている状況が想定されます。また、西側で大規模地震が発生した場合でも、「県内で最大震度6の地震を観測」、「津波警報の発令」など、大きな被害が出ている状況が想定され、その中で東側の大規模地震に備える必要があります。



(1) 「南海トラフ地震臨時情報」に基づく学校の対応方針

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

発表基準	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> * 想定震源域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合 * 想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合 * 南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測した場合
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> * 日頃からの地震に対する備えを再確認する。 * 情報収集に努める。 * 巨大地震警戒等、次の情報発表に備えた準備を進める。

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

発表基準	<p>想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）</p>
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> * 全県立学校は、1 週間の臨時休業を基本とする。 * 情報収集に努める。 * 学校災害対策本部を設置する。 * 避難者の受け入れを行う。 (児童生徒への対応) * 在校中に発表された場合は「・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の学校の対応（在校中）」を参照 * 在宅中に発表された場合は、登校させない

③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

発表基準	<ul style="list-style-type: none"> * 想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード 7.0 以上、8.0 未満の地震が発生した場合 * 想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> * 注意対応をとりながら学校活動を継続するが、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、下校や休校の措置を講じる。 * 情報収集に努める。 * 避難者の受け入れに備えた準備等を行う。

④ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

発表基準	<ul style="list-style-type: none"> * (巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> * 平常の学校活動を継続

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の学校の対応（在校中）

タイムライン	気象庁・国等の動き	学校の対応
地震発生	マグニチュード8.0以上の地震が発生	
数秒～十数秒後	緊急地震速報	身の安全を確保
2～3分後	大津波警報・津波警報等の発表	周辺の安全確認・避難
約30分後	南海トラフ地震臨時情報（調査中） ・ 想定されている大規模地震の発生可能性について調査を開始した旨などを発表	巨大地震警戒対応の準備 ※連絡体制の確認及び情報収集 ※教職員に情報共有 ※児童生徒等の下校準備
1時間後 (休日夜間は 2時間後)	<u>気象庁記者会見</u> (最初の地震についての解説・注意喚起)	情報収集
最短約2時間後	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） ・ 大規模地震の発生可能性が相対的に高まっている旨などを発表 <u>国から地方公共団体への指示及び国民に対する周知</u> ・ 日ごろの備えを再認識するとともに、津波の危険性が高い地域では一週間避難を継続する旨などを発表 <u>気象庁記者会見</u> (大規模地震発生の可能性について解説)	巨大地震警戒対応の開始 学校災害対策本部設置 ※児童生徒等を安全に下校させる ※安全に下校させることができない場合は待機（もしくは二次避難）させる ※教育委員会へ下校措置等の状況報告 臨時休業 ※1週間程度の臨時休業を基本とする 避難者の受け入れ ※避難者を受け入れた時、避難所を開設した時は、教育委員会へ報告
(随時)	<u>南海トラフ地震関連解説情報</u> ・ 地震活動や地殻変動の状況を発表	情報収集 後発地震に対して警戒する措置
約1日後	大津波警報・津波警報等の解除	
1週間後	<u>国から国民に対する呼びかけ</u> ・ 避難は解除し、日ごろからの地震の備えを再確認する等一週間地震に備える旨などを発表	巨大地震警戒対応の終了 学校再開 ※引き続き情報収集に努める。
2週間後	<u>国から国民に対する呼びかけ</u> ・ 通常の生活	

(3) 南海トラフを震源とする地震が発生したときの学校の初動対応

① 在校中に南海トラフを震源とする地震が発生したとき

「学校管理下における危機管理マニュアル」の「30 大地震・津波」を参照

【主な対応のポイント】

(初期対応)

- ・ 緊急地震速報が放送された場合は、児童生徒等に危険な場所から離れて身を守るよう呼び掛けるとともに、自身の身の安全を確保する。突然揺れに襲われたときも、可能な避難行動を取るよう呼び掛ける。
- ・ 火気使用中の場合は、身の安全を確保したうえで、火災発生の防止に努める。揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉めるなどの対応を取る。
- ・ ドアや窓を開け、脱出口を1カ所以上確保する。

(避難行動)

- * 津波浸水想定区域内の学校
 - ・ 地震の揺れが収まった後、直ちに避難行動を開始する。校内放送やハンドマイク等で全校に避難を指示する。
 - ・ できるだけ高く、できるだけ遠くへ避難する。
 - ・ 避難場所に集合後、人数確認をする。
- * 津波浸水想定区域外の学校
 - ・ 地震の揺れが収まった後、児童生徒の安全確認、校舎及び学校周辺の安全確認を行う。
 - ・ 避難が必要な場合は、校内放送やハンドマイク等で行動を指示する。

(下校)

- ・ 通学路の安全が確認できるまで、学校・避難場所に児童生徒を留まらせる。
- ・ 下校させる場合は、事前に通学路の安全を確認したうえで、下校時の注意事項について十分な指導を行う。
- ・ 必要に応じて、保護者への引き渡しを行う。

② 学校に被災者が避難してきたとき

「学校管理下における危機管理マニュアル」の「32 学校が避難所となった時の対応」等を参照

- ※ 市町からの避難所指定の有無に関わらず、被災者が避難してくることを想定した準備を事前に行っておく。

【主な対応のポイント】

(初期対応)

- ・ 学校災害対策本部を立ち上げ、市町災害対策本部の職員が来るまでの間、在校中の教職員で必要な対応を開始する。

(避難所開設等)

- ・ 避難場所（体育館等）の解錠を行い、破損物があれば片づける。
- ・ 自家用車での避難に備え、駐車場整理を行う。
- ・ 避難場所のレイアウト（通路・受付・掲示板等）、トイレの使用ルール等を決める。
- ・ 立入禁止区域、危険箇所および使用除外施設等はロープを張るなど明示する。
- ・ 自治会単位等で避難者の受付名簿を作成する。
- ・ 負傷者の有無を確認し、必要に応じて応急措置を行う。

(4) 南海トラフを震源とする地震の発生に備えた取組

① 児童生徒の登下校中の発生に備えた取組

- ・ 登下校中の発災に備え、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したり、避難場所・避難経路の確認をするなど指導する。
- ・ 特に、市町を超えて通学している児童生徒等については、どこで発災するかわからないため、通学路途中にある避難場所や避難経路を確認するよう指導する。
- ・ ブロック塀や看板など、危険な場所から離れて身を守るよう指導する。

② 津波に備えた取組

- ・ 海岸付近や河川付近にいるときに発災した場合は、津波のおそれがあるため、できるだけ早く、高台など津波が来ない場所へ避難するよう指導する。

③ 保護者と連携した取組

- ・ 家族と避難場所や安否確認方法について話し合っておくことや、災害用伝言ダイヤル(171)の利用方法等を指導する。
- ・ 発災後の学校から児童生徒への連絡方法について周知しておく。

資料編

I 地震・津波

1 地震発生のメカニズム

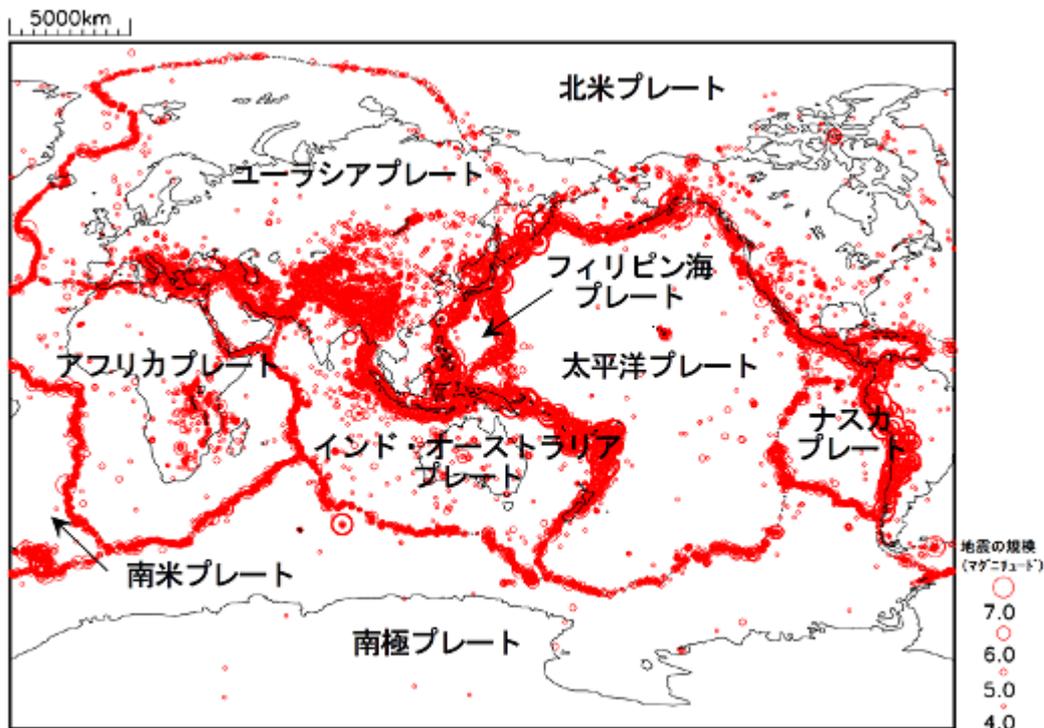
(1) 「地震」とは？

「地震」とは、地下の岩盤に蓄積された「ひずみ」がある限界に達したときに破壊が発生し、ある面を境にして急激な「ずれ」が起こる現象であり、また、そのときに四方八方に放出された「地震波」が伝わることによって引き起こされる地面の振動（揺れ）のことです。正確にいうと、前者を「地震」といい、後者を「地震動」といいます。

(2) 地震の起こる場所

世界中の地震の発生場所を見ると、地震が発生する場所と発生していない場所がはっきりと分かります。地震が沢山発生している場所が別々のプレートどうしが接しているところ（プレート境界）と考えられているところです。

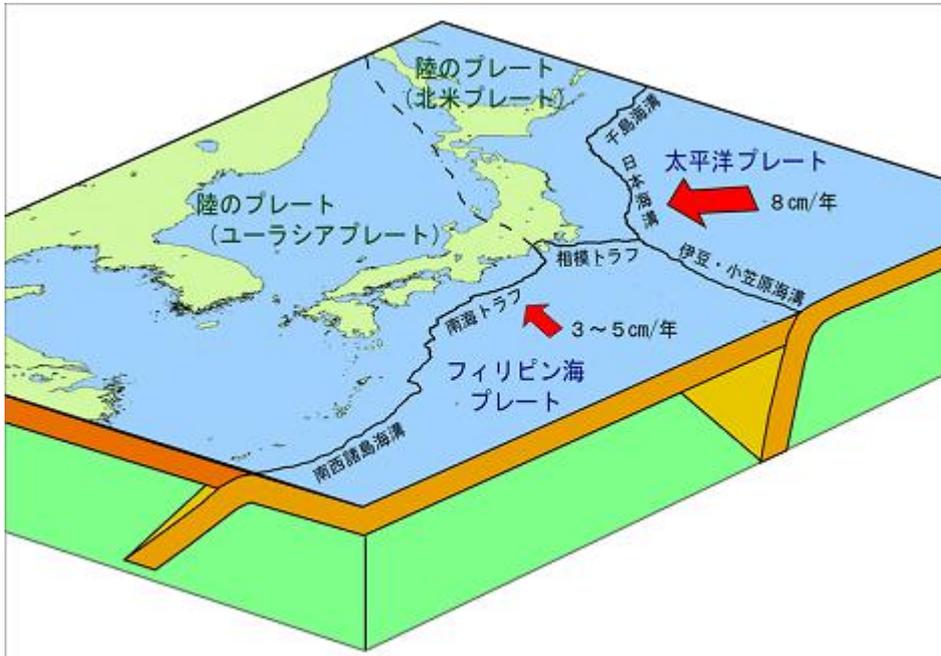
ただし、全ての地震がプレート境界で発生しているわけではありません。ハワイや中国内陸部で発生している地震のようにプレート内部で発生する地震もあります。



※2011年から2020年の期間に発生した地震の震央分布。
点線は主要なプレート境界。震源データは、米国地質調査所による。

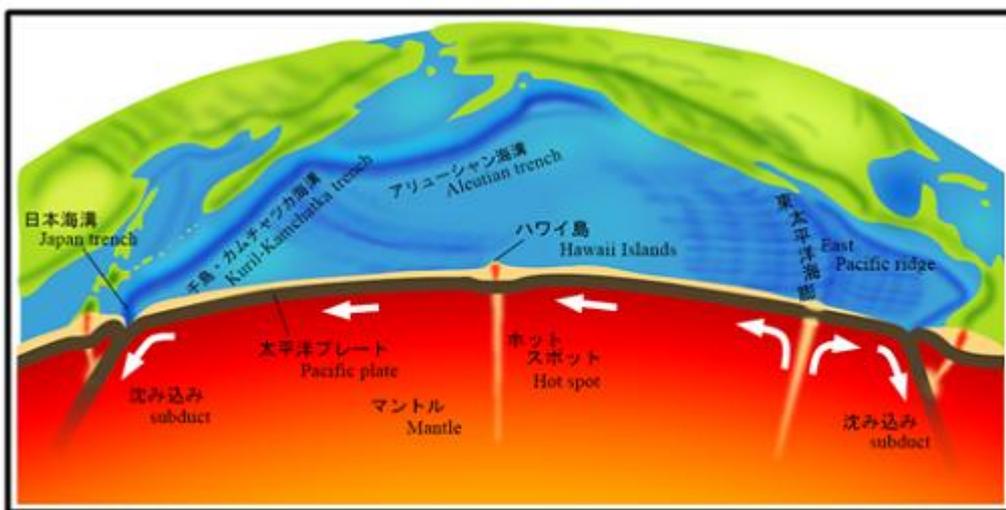
出典：気象庁ホームページ (https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/jishin/about_eq.html)

日本周辺では、海のプレートである太平洋プレート、フィリピン海プレートが、陸のプレート（北米プレートやユーラシアプレート）の方へ1年あたり数 cm の速度で動いており、陸のプレートの下に沈み込んでいます。このため、日本周辺では、複数のプレートによって複雑な力がかかっており、世界でも有数の地震多発地帯となっています。



出典：気象庁ホームページ (https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/jishin/about_eq.html)

プレートは、地球内部で対流しているマントルの上に乗っています。そのため、プレートはごくわずかですが、少しずつ動いています。そして、プレートどうしがぶつかったり、すれ違ったり、片方のプレートがもう一方のプレートの下に沈み込んだりしています。この、プレートどうしがぶつまっている付近では強い力が働きます。この力により地震が発生するのです。



出典：気象庁ホームページ (https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/jishin/about_eq.html)

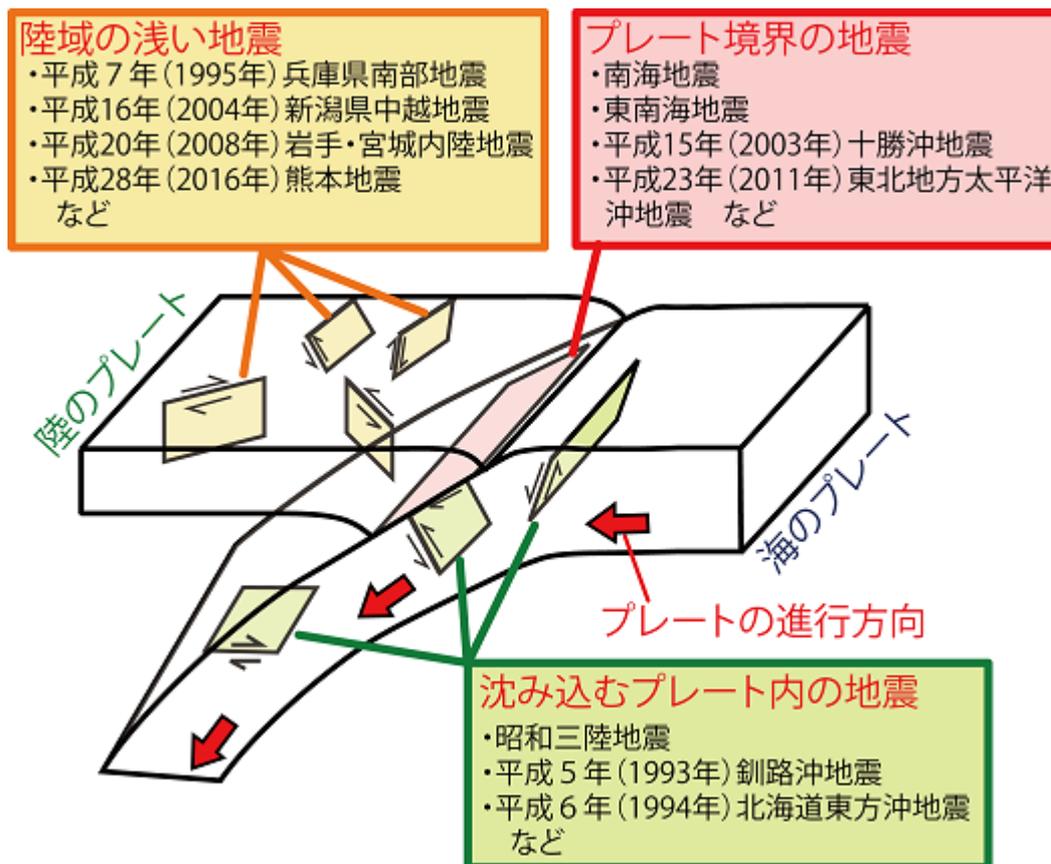
日本周辺では、海のプレートが沈み込むときに陸のプレートを地下へ引きずり込んでいきます。陸のプレートが引きずりに耐えられなくなり、跳ね上げられるように起こるのがプレート境界の地震です。プレート境界の地震の例としては、南海地震、東南海地震、「平成15年(2003年)十勝沖地震」、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」があります。

プレートの内部に力が加わって発生する地震が、プレート内の地震です。プレート内の地震には、沈み込むプレート内の地震と陸のプレートの浅いところで発生する地震(陸域の浅い地震)があります。

沈み込むプレート内の地震の例としては、昭和三陸地震、「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」があります。

また、陸域の浅い地震の例としては、「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」、「平成16年(2004年)新潟県中越地震」、「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震」、「平成28年(2016年)熊本地震」があります。

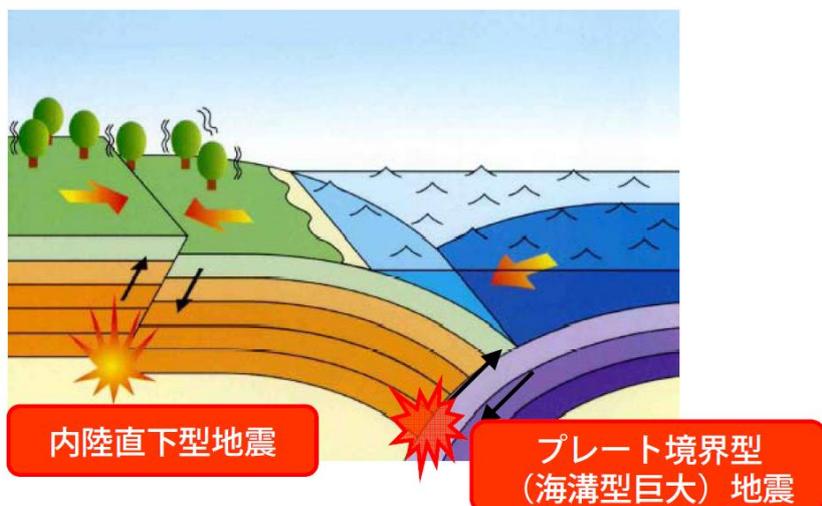
陸域の浅い地震は、プレート境界で発生する地震に比べると規模が小さい地震が多いですが、人間の居住地域に近いところで発生するため、大きな被害を伴うことがあります。



出典：気象庁ホームページ (https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/jishin/about_eq.html)

(3) 地震のタイプ

日本とその周辺で発生する地震には、大きく分けて以下の二つのタイプがあります。



日本とその周辺で発生する二つのタイプの地震（三重県「三重県の活断層」に一部加筆）

① プレート境界型（海溝型巨大）地震

陸のプレートの下に海洋プレートが沈み込む際に、陸のプレートの先端をいっしょに引きずり込んでいき、時間の経過とともに、プレートとプレートとの間には、ひずみが徐々に蓄積されていきます。

そのひずみが限界に達したとき、破壊が発生して急激なずれが生じ、陸のプレートの先端が跳ね上がります。このようにして発生する地震が、「プレート境界型（海溝型巨大）地震」です。

このタイプの地震が発生した際、はげしい揺れとともに地震直後に津波が発生する可能性があります。



プレート境界型（海溝型巨大）地震の発生メカニズム

（文部科学省「地震を知ろう－地震災害から身を守るために－」より）

② 内陸直下型地震

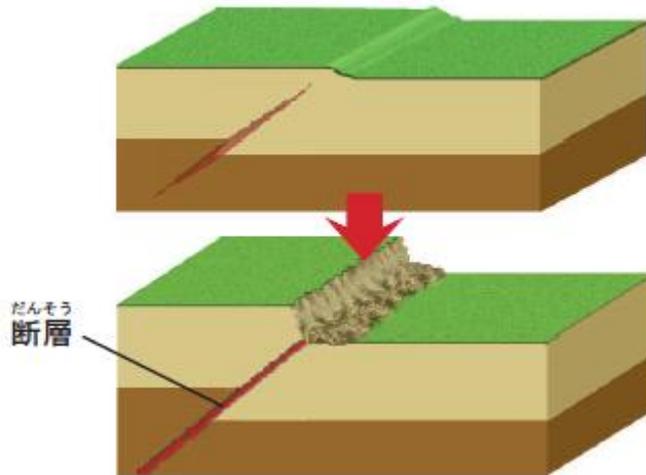
また、陸のプレートと海洋プレートが衝突する場所では、陸のプレートの内部にも大きな力がかかっています。その力によって、陸のプレート内部の岩盤の弱い部分で破壊が発生してずれが生じます。このようにして発生する地震が、「内陸

直下型地震」です。

内陸直下型地震の特徴として、プレート境界型地震に比較すれば、揺れている時間は一般的に短いものの、活断層近くでは、非常にはげしい揺れとなることがあります。

想定される被害の範囲は一般的に局地的なものとなりますが、地下浅い所で破壊が生じるため、その直上では、甚大な被害が生じることがあります。

これまで発生した内陸直下型地震としては、伊賀上野地震、阪神・淡路大震災をひき起こした兵庫県南部地震、新潟県中越地震などがあります。

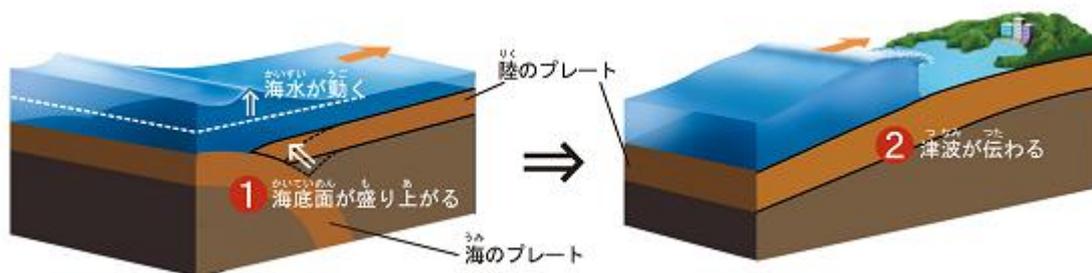


内陸直下型地震の発生メカニズム

(文部科学省「地震を知ろう－地震災害から身を守るために－」より)

2 津波発生メカニズム

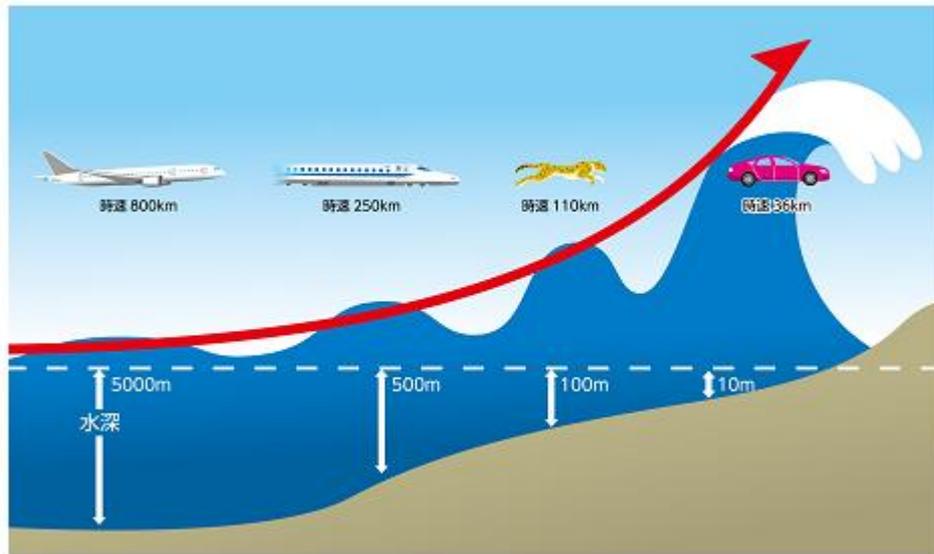
プレート境界型地震が起こると「津波」が発生する可能性があります。海底下で大きな地震が発生すると、その際生じた急激なずれの運動により、海底面が急激に隆起したり（上がった）り）沈降したり（下がった）ります。そのようにして生じた地形の変化は、ほぼそのまま海面の変化に移し変えられ、大きな波となって四方八方に伝わっていきます。このようにして発生するのが地震による津波です。



出典：「地震本部ホームページ」（地震調査研究推進本部）

(津波の特徴)

- ① 津波は海を伝わってくる間も、海岸に到達し、陸上に遡上・はん濫してからのスピードも極めて速い。
- ・ 海上では、例えば、水深が 5,000m の地点では、時速約 800km/時 (ジェット機並み)、水深が 500m の地点では、時速約 250km/時 (新幹線並み) のスピードで伝わってきます。



出典：気象庁ホームページ (<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tsunami/generation.html>)

- ② 津波は繰り返し襲ってくる (第一波が最大とは限らない)。
- ・ 安全な場所に避難したら津波警報・注意報や避難指示が解除されるのを確認するまで自宅等には戻らないようにしましょう。

【エピソード】

1944 年の昭和東南海地震の際、熊野灘沿岸の各地では、複数度にわたって津波が押し寄せました。第一波が到達した後に、家財を持ち出そうと、避難していた高台から自宅に戻った住民が、その後に押し寄せた第二波にのまれ、多くの生命が失われました。

- ③ 津波は高いところで 10m 前後にも達する。
- ・ 津波は大量の海水が巨大な塊となって押し寄せるため、沿岸でもその力は衰えない。

【エピソード】

1944 年の昭和東南海地震は歴代の東海地震、東南海・南海地震の中では、比較的小規模の地震でした。このため、志摩半島東岸より北側での津波の高さは、3m 程度以下となっていますが、過去の地震では、それより大きな (場所によっては 5~10m に達する) 津波が到達していることに注意する必要があります。

- ④ 津波はごく短時間で襲ってくる。

【エピソード】

1944年の昭和東南海地震の際、熊野灘沿岸の早いところで10分以内に大津波が到達しました。

- ⑤ 津波は河川や水路をさかのぼる。
- ・ 陸上よりも河川や水路の方が速くさかのぼるため、予期せぬ場所から浸水することがあります。このことから、河川や水路沿いの避難はさける必要があります。
- ⑥ 津波は引き波（引き潮）から始まるとは限らない。（第一波が押し波の場合もある。）
- ・ 津波が押し寄せてくる波を「押し波」、引いていく波を「引き波」と言い、津波は引き波から始まると言われることもありますが、第一波がどちらになるかは、津波断層のメカニズムや地域によって異なり、いつも同じと考えてはいけません。
- ⑦ たとえ数十 cm 程度の津波でも立ってられないほどの威力がある。
- ・ 1983年日本海中部地震の際、海岸で釣りをしていた人が、数十cmの津波に巻き込まれ、命を落としたという事例があります。
 - ・ 浸水深 30 cm以上で、避難行動がとれなく（動くことができなく）なるといわれています。また、1mの津波で木造家屋は部分破壊に、2mで全壊になるといわれています。



東日本大震災の津波の様子（仙台市提供）

3 震度とマグニチュード

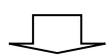
震度とは、地震が起こった時に、ある地点での地面の揺れの強さを表したものです。これに対して、マグニチュードは地震そのものの大きさを表すものです。

例えば、マグニチュード6の地震が起こった時でも、震源(地震が起こった場所)からの距離の違いなどによって、震度の大きさが変わってきます。

●気象庁震度階 (平成21年3月31日改定)

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。



※緊急地震速報の放送 (県立学校の場合)

出典：気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html>)

4 三重県地震被害想定調査結果

三重県では、以下のような国の動向、取組等を踏まえ、地震による被害想定調査を実施し、調査結果を平成26年3月にとりまとめました。

(1) 地震被害想定調査にあたっての基本的な考え方

① 対象とした地震

- ・ 南海トラフ地震を主な対象として調査を行いました。主要な内陸活断層についても、人的被害等主要項目について調査を行いました。
- ・ 南海トラフ地震については、以下の二つの地震を想定して調査を行いました。

(ア) 過去最大クラスの南海トラフ地震

過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震です。

(イ) 理論上最大クラスの南海トラフ地震

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震です。

- ・ 陸域の活断層については、県内に深刻な被害をもたらすことが想定される、①養老－桑名－四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層、の3つの活断層を対象に調査を行いました。

(2) 想定に用いた震源モデルについて

以下の強震断層モデルにより、強震動予測を行い、被害想定的基础としています。

(ア) 過去最大クラス南海トラフ地震

過去の南海トラフ地震における県内の震度分布を概ね再現すると考えられる強震断層モデルを用いました。

このモデルは、今回の三重県地震被害想定に必要な範囲で、内閣府と方針等について相談しながら設定したものです。

(イ) 理論上最大クラス南海トラフ地震

2012年8月に内閣府が公表した強震断層モデル（マグニチュード9.0）及び津波断層モデル（マグニチュード9.1）を用いました。

(ウ) 陸域の活断層

陸域の活断層を震源とする地震については、「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」を対象としました。

(3) 地震被害想定調査結果の概要

① 各市町最大震度について

強震断層モデル（プレート境界型地震：2モデル、活断層を震源とする地震：3モデル）により、各市町において想定される最大震度は、以下のとおりです。

今回の地震被害想定及び既存被害想定における各市町最大震度一覧表

今回想定した地震（5ケース）のいずれかにより、すべての市町で震度6強以上（最大震度）が想定されている。

市町名	最大震度 今回想定						三重県(2005) (東海・東南海・ 南海地震)
	内閣府(2012) (陸側ケース)	南海トラフ (理論上最大)	南海トラフ (過去最大)	養老-桑名- 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯(東部)	頓宮断層	
桑名市	6強	7	6弱	7	6強	5強	6弱
いなべ市	6弱	6強	6弱	7	6弱	6弱	6弱
木曾岬町	6強	7	6弱	7	6強	5強	6弱
東員町	6強	6強	6弱	7	6弱	5強	6弱
四日市市	6強	7	6強	7	6強	6弱	6弱
菟野町	6強	6強	6弱	6強	6弱	5強	6弱
朝日町	6強	6強	6弱	7	6強	5強	6弱
川越町	6強	7	6弱	7	6強	6弱	6弱
鈴鹿市	7	7	6強	7	7	5強	6強
亀山市	6強	6強	6弱	6強	6強	6弱	6強
津市	7	7	6強	6強	7	6弱	6強
松阪市	7	7	6強	6弱	7	5強	6強
多気町	7	7	6強	5強	6強	5強	6強
明和町	7	7	6強	6弱	6強	5強	6強
大台町	6強	7	6強	5強	6強	5弱	6強
伊賀市	6強	6強	6弱	6弱	6弱	6強	6弱
名張市	6弱	6強	6弱	5強	6弱	6弱	5強
伊勢市	7	7	6強	6弱	6弱	5強	6強
鳥羽市	7	7	6強	6弱	6弱	5強	7
志摩市	7	7	7	5強	6弱	5弱	7
玉城町	7	7	6強	5強	6弱	5強	6強
南伊勢町	7	7	7	5強	6弱	5弱	7
大紀町	7	7	6強	5強	6強	5弱	6強
度会町	7	7	6強	5強	6強	5強	6強
尾鷲市	7	7	6強	4	5弱	4	6強
紀北町	7	7	6強	5弱	6弱	5弱	6強
熊野市	7	7	7	4	5弱	4	6強
御浜町	7	7	7	4	5弱	4	6強
紀宝町	7	7	6強	4	4	4	6強

② 南海トラフ地震の被害想定調査結果について

南海トラフ地震発生を想定した場合の被害想定についてはその概要については、以下のとおりです。

【南海トラフ地震による被害想定結果】

項目	南海トラフ (過去最大)	南海トラフ (理論上最大)	※東海・東南海・ 南海 (H17. 3)
最大震度	7	7	7
死者 (揺れ)	約 1,400	約 9,700	約 1,300
死者 (津波)	約 32,000	約 42,000	約 1,000~3,100
死者 (火災)	—	約 900	約 40
死者 (急傾斜等)	約 60	約 100	約 340
死者 (合計)	約 34,000	約 53,000	約 2,700~4,800
負傷者	約 17,800	約 62,000	約 11,700
全壊建物 (揺れ)	約 23,000	約 170,000	約 39,000
全壊建物 (津波)	約 38,000	約 37,000	約 10,000
全壊建物 (火災)	約 2,100	約 34,000	約 2,900
全壊建物 (液状化)	約 5,900	約 6,200	約 10,800
全壊建物 (急傾斜等)	約 700	約 1,100	約 3,400
全壊建物 (合計)	約 70,000	約 248,000	約 66,100

※ 単位は、人的被害は「人」、建物被害は「棟」、「—」はわずか。

※ 火災による全壊（焼失）棟数は、冬の夕方に発生した場合を想定。

【県被害想定調査結果の概要】

- ・ 地震動（揺れ、津波、急傾斜地等、火災）による死者は、冬の深夜（津波からの早期避難率が低い場合）に地震が発生した場合の想定で約 34,000 人（理論上最大：53,000 人）、負傷者は約 17,800 人（理論上最大：62,000 人）と想定されています。
- ・ その内、津波による死者は、約 32,000 人（理論上最大：42,000 人）であり、特に東紀州方面での大きな被害が想定されています。
- ・ 避難者数は、過去最大の場合は、1 日後で約 411,000 人（理論上最大：757,000 人）、1 週間後で約 447,000 人（約 793,000 人）、1 ヶ月後で約 480,000（理論上最大：約 973,000 人）と想定されています。発生時間の経過とともに増加する結果となっているのは、上下水道の復旧に時間がかかることに起因するものと考えられています。なお、東日本大震災での避難者数は、1 週間後で 386,739 人、1 カ月後で 147,536 人であったことから、それと比べてもかなり多くの避難者が発生します。
- ・ 津波浸水面積は、過去最大では、約 230 km²（理論上最大の場合は約 280 km²）となりますが、東日本大震災における青森県から千葉県にかけての 6 県の津

波浸水面積の合計は 561 km²であったので、今回の津波浸水予測結果は、その約半分に相当します。

- ・ 帰宅困難者は、過去最大と理論上最大の区別なく、全県では約 156,000 人の発生が想定されており、四日市市で約 29,000 人、津市で約 23,000 人、桑名市・鈴鹿市・松阪市で各約 13,000 人と、5 市において 10 万人近くの帰宅困難者の発生が見込まれます。

③ 県内の主要活断層を震源とする地震による被害想定調査結果の概要

三重県内には、北中部を中心として、活断層が多く分布しており（概略位置については、下図参照）、これらの主要な活断層が活動した場合の被害想定結果の概要については、以下のとおりです。

【三重県内の主な活断層の概略位置】



【活断層を震源とする地震による被害想定調査結果】

項目	養老-桑名-四日市断層帯	布引山地東縁断層帯(東部)	頓宮断層
想定地震規模	M 7.8	M 7.6	M 7.3
最大震度	7	7	6強
今後30年以内の発生確率	ほぼ0~0.7%	0.001%	0~1.0%
死者(揺れ)	約 5,100	約 3,500	約 200
負傷者	約 33,600	約 28,500	約 3,100
全壊建物(揺れ)	約 96,000	約 65,000	約 4,700
全壊建物(火災)	約 19,000	約 22,000	約 70
全壊建物(液状化)	約 5,500	約 5,900	約 3,900
全壊建物(急傾斜等)	約 400	約 500	約 200
全壊建物(合計)	約 12,000	約 9,300	約 8,900

※ 単位は、人的被害は「人」、建物被害は「棟」。

※ 火災による全壊(焼失)棟数は、冬の夕方に発生した場合を想定。

【県被害想定調査結果（県内の主要活断層を震源とする地震）の概要】

- ・ 養老―桑名―四日市断層帯では、北勢地域に被害者の殆どが集中し、布引山地東縁断層帯東部では、中勢地域が約 6 割、北勢地域が約 4 割となり、頓宮断層帯では、伊賀地域に被害が集中します。
- ・ 養老―桑名―四日市断層帯及び布引山地東縁断層帯東部では、地域別の被害割合が人的被害と同じ傾向となり、北勢地域から中勢地域にかけて被害が集中しますが、頓宮断層帯の場合、人的被害が伊賀地域に集中したのに対し、建物被害の場合は、伊賀地域が約 5 割、北勢地域と中勢地域がそれぞれ 2 割前後と、震源地から遠く離れた地域で大きな被害が生じています。これは、北勢地域から中勢地域にかけての地盤が軟弱で、液状化による大きな被害が発生することに起因します。

【関連ホームページ】

詳細は、下記ホームページをご覧ください。

- ・ 地震被害想定結果の概要
<https://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/84544007861.htm>
- ・ 津波浸水予測図
<https://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/84188007991.htm>
- ・ 震度予測分布図
<https://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/84541007863.htm>
- ・ 液状化危険度予測分布図
<https://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/84543007860.htm>

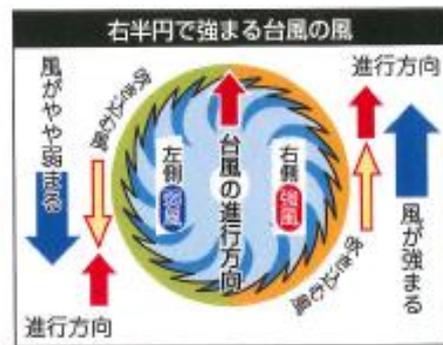
II 風水害

1 台風

熱帯や亜熱帯地方で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋で発達して低気圧域内の最大風速がおよそ17m/s以上になったものを台風と呼びます。

台風の進路にあたる日本では、台風によって風、高潮、高波、大雨などによる被害を毎年受けています。

台風の予想進路が発表されたら、自分の住んでいる地域のどちら側を通過するか確認してください。進行方向に向かって右側の半円では、台風自身の風と台風を移動させる周りの風が同じ方向に吹き、風が強くなるため、特に注意が必要です。



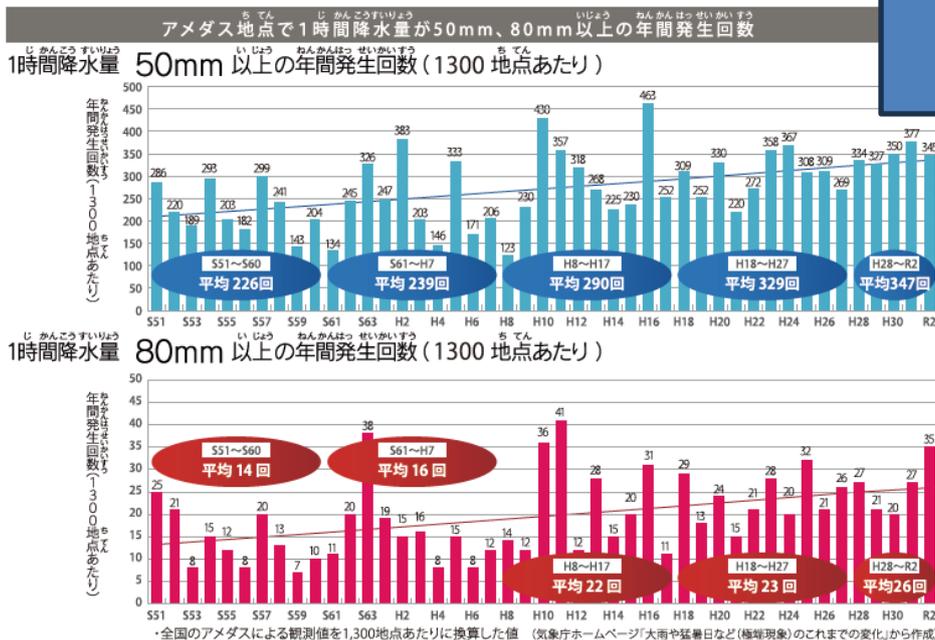
台風や大雨は人の力で止めることはできませんが、予想し事前の対策をしておくことができます。被害にあわないためにも、

天気予報やいろいろな情報に注意して早めの対策を心掛けてください。

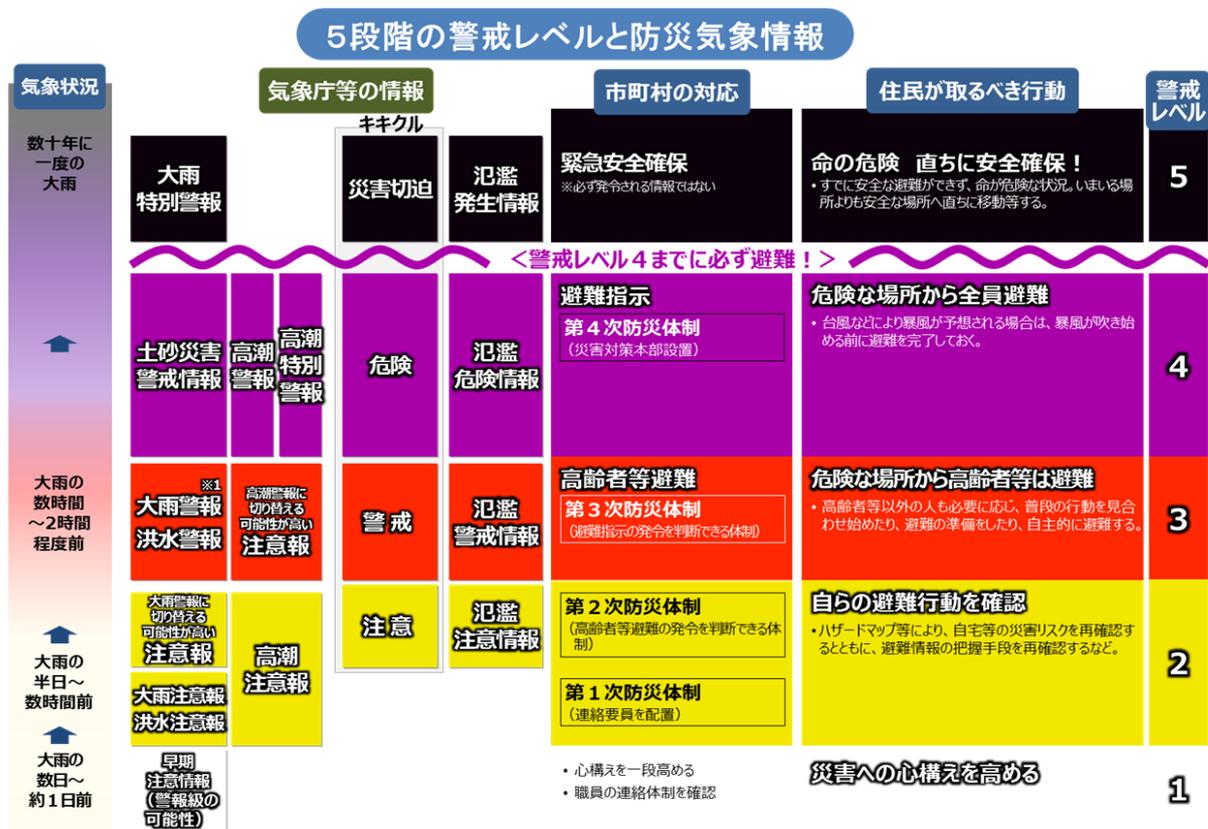
2 集中豪雨

集中豪雨とは、狭い範囲に比較的短時間に大雨が降る現象です。豪雨災害は梅雨の終わり頃や台風シーズンに発生しやすく、近年の発生回数は全国的に増加しています。河川の氾濫やがけ崩れなど大きな被害がでることがあるので十分な注意が必要です。

表を改訂



気象庁では、低気圧や台風の接近などによって、大雨や強風により、災害が発生するおそれがある場合、警報や注意報などの防災気象情報を発表します。



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

○防災気象情報をもとにとるべき行動と相当する警戒レベル

情報	とるべき行動	警戒レベル
早期注意情報(警報級の可能性) 注:大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
キキクル(危険度分布)「注意」(黄) 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当

<p>大雨警報（土砂災害） 洪水警報 キキクル（危険度分布）「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）</p>	<p>地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	<p>警戒レベル 3相当</p>
<p>土砂災害警戒情報 キキクル（危険度分布）「危険」（紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報</p>	<p>地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	<p>警戒レベル 4相当</p>
<p>大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル（危険度分布）「災害切迫」（黒）</p>	<p>地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	<p>警戒レベル 5相当</p>

【1時間の雨の量と降り方】

<p>10～20mm （やや強い雨）</p>	<p>ザーザーと降り、雨の音で話し声がよく聞き取れない。</p>
<p>20～30mm （強い雨）</p>	<p>どしゃ降りや側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まる。</p>
<p>30～50mm （激しい雨）</p>	<p>バケツをひっくり返したように降り、山崩れ、がけ崩れが起きやすくなる。都市部では下水管から雨水があふれる。</p>
<p>50～80mm （非常に激しい雨）</p>	<p>滝のように降り、都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。土石流が起こりやすくなる。</p>
<p>80mm以上</p>	<p>息苦しくなるような圧迫感がある。雨による大規模な災害が</p>

(猛烈な雨)

発生するおそれが高く、嚴重な警戒が必要となる。

3 台風や集中豪雨によっておこる災害

(1) 洪水による災害

大雨などが原因で、増水・氾濫した水によって陸地が水没したり、水浸しになったりすることを洪水といいます。洪水には、大雨などによって、河川の流量が増加して発生する外水氾濫と、降水をスムーズに排出できずに発生する内水氾濫の2種類があり、どちらも家屋等に大きな被害を及ぼします。

(2) 土砂災害による被害

土砂災害は、長雨や集中豪雨がきっかけで発生し、主に、①土石流、②地すべり、③がけ崩れの3つがあります。三重県においても、梅雨前線による集中豪雨や台風により県内各地で大きな土砂災害が発生しています。

なお、土砂災害が発生しやすい地形は土砂災害危険箇所及び土砂災害(特別)計画区域として公表しています。

土石流



山腹が崩壊して生じた土石又は溪流に堆積した土石等が一体となって流下する現象です。

地すべり



粘土などのすべりやすい地層に地下水が作用して、地面がゆっくりすべって動き出します。極めて緩慢に起こり、広い範囲にわたって被害をもたらすのが特徴です。

がけ崩れ



集中豪雨などにより急な斜面が崩れ落ちます。崩れ落ちるスピードが速いため、早めの避難が必要です。

(3) 暴風による被害

暴風は、一般的に風速20メートル以上の風を指します。風速が15メートル以上になると風に向かって歩けなくなったり転倒したりします。さらに風速25メートル以上になると木が根こそぎ倒れはじめ、30メートル以上になると木造住宅が倒壊しはじめたりします。



(4) 高潮による被害

高潮は、台風の接近にともなって発生することが多く、海面が異常に上昇する現象です。特に、海岸の海拔ゼロメートル地帯などは、高潮による浸水被害を受ける危険性が高く、注意が必要です。

4 発達した積乱雲がもたらす風水害（急な大雨、竜巻、雷）

（1）事前の準備

①事前に気象情報を確認します。

- ・ テレビやラジオのほか気象庁ホームページのナウキャスト（降水、雷、竜巻）
- ・ 竜巻発生確度ナウキャスト
- ・ 国土交通省のXレイン（集中豪雨や局地的大雨等）

②積乱雲が近づいてきたら建物に避難します。

- ・ 発達した積乱雲が近づく兆しで、急な大雨・雷・竜巻の危険があります。

- ・ 真っ黒な雲が近づき、周囲が暗くなる。
- ・ 雷鳴が聞こえたり、電光が見えたりする。
- ・ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・ 大粒の雨やひょうが降り出す。



竜巻（気象庁提供）



急な大雨（気象庁提供）



雷（気象庁提供）

(2) 急な大雨、竜巻、雷への対応について

	急な大雨による災害	竜巻による災害	雷による災害
想定される危険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親水公園の急激な増水 ・ 地下施設への流入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の倒壊、屋根瓦の飛散、飛来物の衝突など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周りより高い場所には落ちやすい。 ・ 周囲が開けた場所は危険 ・ 木の幹や枝から雷に打たれることもある。
対応	<p>①雨が降り始めたり、空や川に異変を感じたりしたらずぐに水辺から離れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上流に降った雨で急に増水することがあります。 ・ サイレン音は、ダム放流の合図です。 ・ 水かさが増え、水が濁り、枝などが流れてくる時は危険です。 <p>②浸水した場所に注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨の時は地下室や地下街は水が流れ込むので危険です。 ・ 浸水した道路では、側溝が見えず、マンホールの蓋が外れている場合もあり危険です。長い棒を杖代わりにするなど、足元の安全を確認しながら進みます。 ・ 地下を通る道路など低い場所では通行に注意が必要です。 	<p>①頑丈な建物の中へ避難します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難する時は屋根瓦などの飛来物に注意します。 ・ 避難できない場合は、物陰やくぼみに身を伏せます。 ・ 車庫・物置・プレハブへの避難は危険です。 <p>②屋内でも窓や壁から離れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動します。 ・ 窓、雨戸を閉め、カーテンを引きます。 ・ 頑丈な机の下に入り、頭と首を守ります。 	<p>①雷鳴が聞こえたらすぐ避難します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雷鳴が遠くても、雷鳴はすぐに近づいてきます。屋外にいる人は安全な場所に避難します。 <p>②建物の中や自動車へ避難します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物や屋根付き乗り物（自動車など）へ避難します。 ・ 雨宿りで木の下に入るのは危険です。 <p>③木や電柱から4m以上離れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 側撃雷の恐れがあるので、木や雷から4m以上離れて、なるべく早く屋内の安全な場所へ避難します。 ・ 近くに避難する場所が無い場合は、姿勢を低くします。

5 避難

災害時には、市町長が避難指示を発表する場合がありますが、災害時の避難で何よりも大切なのは、危険を感じたら自らの判断で早めに避難することです。

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの?

警戒レベル4で全員避難!!

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル③、④]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。

警戒レベル 1	警戒レベル 2	警戒レベル 3	警戒レベル 4
心構えを 高める (気象庁が発表)	避難行動の 確認 (気象庁が発表)	避難に時間を 要する人は避難 (市町村が発令)	安全な場所へ 避難 (市町村が発令)
		高齢者等は 避難!	全員避難!

[警戒レベル⑤](市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます! /

呼びかけの 一例 警戒 レベル 4 伝達文例の 避難勧告の	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。 ■こちらは、〇〇市です。 ■〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を 発令しました。 ■〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 ■〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。 ■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所 に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 	<p>警戒レベルとるべき行動を端的に伝えます</p> <p>避難勧告の発令を伝えます</p> <p>災害が切迫していることを伝えます</p> <p>とるべき行動を伝えます</p>
---	---	---

内閣府(防災担当)・消防庁

こんな前ぶれに
注意

長雨や大雨、または地震が発生したときに下記のような現象がおきたら、
土砂災害の前兆が考えられます。

				
川の流れが濁り 流木が混ざりはじめる。	斜面から水がふき出す。	地面にひび割れができる。	沢や井戸の水が濁る。	雨が降り続けているのに 川の水位が下がる。

6 台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について

台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について

(昭和 41 年 9 月 7 日)
教育委員会公告

昭和63年3月29日 改正

平成25年12月9日 最終改正

1 始業時前に暴風警報が発表されている場合

- (1) 児童生徒は登校させなくてよい。
- (2) ただし、警報が午前11時までに解除された場合は、解除後2時間の余裕をもって児童生徒を登校させ、当日の授業を始める。
- (3) 午前11時においてもなお警報が解除されない場合は当日の授業は中止する。

注 (ア) 上記(2)の場合、道路、橋梁の決壊、浸水等により登校に危険が予想される地域の児童生徒及び輸送機関のまひ等により登校が困難な児童生徒については、当日の登校をやめさせるなど事故のないよう適切な措置を講ずるものとし、必要に応じて学校においてあらかじめ具体的な指導をしておくこと。

- (イ) 登校途上において警報が発表された場合についても、あらかじめ各学校において具体的な指示を与えるなどして、十分に事前指導をしておくとともに、平素から家庭や関係諸機関に連絡し、その協力を依頼するなど適切な措置を講じておくこと。

2 始業後に暴風警報が発表された場合

- (1) 原則として、直ちに授業を中止し、速やかに児童生徒を帰宅させる。
- (2) ただし、台風の中心位置、進行方向、速度、発表等における気象状況、地域の道路、橋梁、浸水の状況、輸送機関の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる児童生徒については、最も安全な場所に待避させ保護するとともに、保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置をとること。

3 暴風警報の地域的差違、学校のおかれている諸条件からみて前記によることが学校運営上著しく適当でない場合は1及び2の定めにかかわらず学校長の判断によりその都度適切な処置を講ずるものとする。

4 特別警報が発表された場合

- (1) 重大な災害の起こるおそれが著しく大きい以下の特別警報については、前記1及び2のとおり対応するものとする。

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報

- (2) 高潮特別警報及び波浪特別警報については、前記3により対応するものとする。

5 その他の注意報又は警報が発表された場合も、地域によっては前記1、2及び3に準じて適切な処置を講ずるものとする。

Ⅲ 防災に関する計画（例）

令和〇〇年度

〇〇学校 防災に関する計画

- 1 平常時の防災体制の確立と取組
 - (1) 学校安全委員会（学校防災委員会）等の組織・役割
 - (2) 緊急動員計画
 - (3) 情報連絡体制の整備
 - (4) 点検の実施
 - ①施設・設備等の安全点検
 - ②非構造部材の点検
 - ③避難経路・避難場所の点検
 - (5) 必要な備品や備蓄
 - (6) 防災教育（年間指導計画）
 - (7) 防災訓練（年間実施計画）
 - (8) 教職員研修（年間実施計画）
- 2 災害発生時の体制と対応
 - (1) 災害発生時の体制
 - ① 学校災害対策本部の組織・任務
 - ② 職員の動員体制・連絡調整体制
 - (2) 時間帯別対応方法
 - ①地震発生時
 - ア 在校中
 - イ 登下校中
 - ウ 校外活動中
 - エ 在宅中
 - ②風水害発生時
 - ア 在校中
 - イ 在宅中
 - (3) 引き渡しと待機
 - (4) 学校が避難所となる際の対応
 - (5) 学校再開・復旧に向けての対応
 - (6) 心のケア
- 3 緊急連絡先一覧
 - (1) 電話（消防署、警察署、医療機関、市町災害対策本部）
 - (2) 保護者連絡網（一斉配信メール、電話）

IV 教職員の緊急動員計画（基準）及び非常体制時の業務等

（県立学校の場合）

1 緊急動員計画（基準）

（1）地震の場合

① 県内で震度5強以上の地震が発生した場合

	勤務時間内		勤務時間外
	（校内）	（出張中）	
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	でき得る限り早期に出勤し配備につく

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

	勤務時間内		勤務時間外
	（校内）	（出張中）	
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	校長の指示に従う※

（2）風水害等の場合

県内全域に風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、教育長が必要と認めた場合

	勤務時間内		勤務時間外
	（校内）	（出張中）	
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	校長の指示に従う※	校長の指示に従う※

※校長が指示するにあたり、災害の規模、地域の実態、実施すべき業務（次頁「2 非常体制時に行う業務」を参照）に必要な人員等を総合的に勘案し、初動体制要員等に連絡する。

【留意事項】

- ・ 比較的短時間で参集できる教職員を、初動体制を確立するための要員としてあらかじめ定めておく。
- ・ 参集にあたっては、自分自身及び家族の安全の確保、交通機関の状況、道路の冠水・損壊、橋梁の流失・損壊、堤防の決壊などに注意する。

- ・参集にあたっては、3日分程度の飲料水、食料、懐中電灯、携帯ラジオ、着替え、雨具、季節に応じた防寒着などを携帯する。

2 非常体制時に行う業務

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 児童生徒の安全確保 | ② 災害に係る情報収集 |
| ③ 人的被害や物的被害の確認 | ④ 教育委員会等への被害の報告 |
| ⑤ 被害に対する対応 | ⑥ 教育再開に向けた対応 |
| ⑦ 避難所が開設された場合の対応 | ⑧ その他災害に係る対応 |

3 非常体制の規模縮小や解除

県内に震度5強以上の地震が発生した場合において、地震の規模や被害の状況等を踏まえたうえで、学校に人的・物的被害がないことが確認され、災害対応の必要がない場合や、被害はあったものの必要な対応が完了した場合は、校長の判断で、非常体制の規模縮小や解除ができることとする（ただし、教育委員会からの指示がある場合を除く）。

なお、解除する場合は、電話、FAX、メールのいずれかにより教育委員会へ報告を行うこととする（規模縮小の場合は連絡不要）。

V 点検チェックリスト

点検チェックリスト(学校用)

点検日

通し番号

記入者名

点検箇所
(該当に○)

棟名

階

屋内運動場 普通教室 特別教室
廊下 昇降口 外部 その他

室名

《点検結果》 A: 異常は認められない、または対策済み
B: 異常かどうか判断がつかない、わからない
C: 異常が認められる

番号	点検項目	点検の種類	参照ページ	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異常箇所・状態等)		
				脱落	変形	剥離	ひび・破損	変質				
				ずれて いる か	ぶら 下が って いる か	曲が って いる か	傾い てい る か	凹ん でい る か			膨ら んで いる か	剥が れて いる か
I. 天井												
①	天井	天井(天井仕上げボード、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。	劣化	25							A・B・C	
II. 照明器具												
①	照明器具	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	劣化	25							A・B・C	
III. 窓・ガラス												
①	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	26							A・B・C	
②	窓・ドア	窓やドアの開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常がないか。	劣化	26							A・B・C	
③	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	使い 方	27							A・B・C	
④	窓ガラス周辺	地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	使い 方	27							A・B・C	
⑤	扉など	教室の扉など、内部建具に変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。	劣化	27							A・B・C	
IV. 外壁(外装材)												
①	外壁(外装材)	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	28							A・B・C	
V. 内壁(内装材)												
①	内壁(内装材)	内壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	28							A・B・C	
VI. 設備機器												
①	放送機器・体育器具	本体の傾きや取付け金物の腐食、破損等は見当たらないか。	劣化	29							A・B・C	
②	空調室外機	空調室外機は傾いていないか。	劣化	29							A・B・C	
VII. テレビなど												
①	天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	耐震性	30							A・B・C	
②	棚置きテレビ・パソコン等	テレビ・パソコン等の転倒・落下防止対策を講じているか。	耐震性	30							A・B・C	
③	キャスター付きのテレビ台など	テレビ台や電子黒板、キャスター付きの台などの移動・転倒防止対策を講じているか。	耐震性	31							A・B・C	

Ⅷ. 収納棚など										
①	棚・ロッカーなど	書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか。	耐震性	31						A・B・C
②	棚の積載物	棚の上に重量物を置いていないか。	使い方	32						A・B・C
③	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	使い方	32						A・B・C
Ⅸ. ピアノなど										
①	ピアノなど	ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか。	耐震性	33						A・B・C
Ⅹ. エキスパンション・ジョイント										
①	エキスパンション・ジョイントのカバー材	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形又は外れていないか。	劣化	34						A・B・C
②	エキスパンション・ジョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	使い方	34						A・B・C
※点検項目を追加する場合は以下の欄を活用してください。										

※ 「点検チェックリスト」のエクセル版は、「学校施設の非構造部材の耐震化ハンドブック（平成27年3月改訂版：文部科学省）」のホームページに掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

VI 学習指導要領等における防災に関する主な内容

学習指導要領等の中の防災に関する主な内容を抽出しました。授業を行う際、防災に関係していることを意識することが大切です。

幼稚園教育要領（平成 29 年 3 月）【幼稚園】

領域	指導内容
健康	第 2 章 ねらい及び内容 2 内容 (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

学習指導要領（平成 29 年告示）【小学校】

教科	学年	指導内容
社会	高学年	第 2 節 第 2 各学年の目標及び内容 2 内容 [第 4 学年] (3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。 (イ) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、まとめること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。 [第 5 学年] (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 自然災害は国土の自然条件などに関連して発生していることや、自

		<p>然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 災害の種類や発生の位置や時期，防災対策などに着目して，国土の自然災害の状況を捉え，自然条件との関連を考え，表現すること。</p>
理科	高学年	<p>第4節</p> <p>第2 各学年の目標及び内容</p> <p>2 内容</p> <p>〔第5学年〕</p> <p>B 生命・地球</p> <p>(3) 流れる水の働きと土地の変化</p> <p>流れる水の働きと土地の変化について，水の速さや量に着目して，それらの条件を制御しながら調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 流れる水には，土地を侵食したり，石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。</p> <p>(ウ) 雨の降り方によって，流れる水の速さや量は変わり，増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。</p> <p>イ 流れる水の働きについて追究する中で，流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に，解決の方法を発想し，表現すること。</p> <p>(4) 天気の変化</p> <p>天気の変化の仕方について，雲の様子を観測したり，映像などの気象情報を活用したりする中で，雲の量や動きに着目して，それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 天気の変化は，雲の量や動きと関係があること。</p> <p>(イ) 天気の変化は，映像などの気象情報を用いて予想できること。</p> <p>〔第6学年〕</p> <p>B 生命・地球</p> <p>(4) 土地のつくりと変化</p> <p>土地のつくりと変化について，土地やその中に含まれる物に着目して，土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に</p>

		<p>付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 土地は、礫れき、砂、泥、火山灰などからできており、層をつくって広がっているものがあること。また、層には化石が含まれているものがあること。</p> <p>(イ) 地層は、流れる水の働きや火山の噴火によってできること。</p> <p>(ウ) 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。</p>
生活	低学年	<p>第5節</p> <p>第2 各学年の目標及び内容</p> <p>2 内容</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕</p> <p>〔学校、家庭及び地域の生活に関する内容〕</p> <p>(1) 学校生活に関わる活動を通して、学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ、学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全な登下校をしたりしようとする。</p> <p>(2) 家庭生活に関わる活動を通して、家庭における家族のことや自分でできることなどについて考えることができ、家庭での生活は互いに支え合っていることが分かり、自分の役割を積極的に果たしたり、規則正しく健康に気を付けて生活したりしようとする。</p> <p>(3) 地域に関わる活動を通して、地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ、自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしようとする。</p> <p>〔身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容〕</p> <p>(4) 公共物や公共施設を利用する活動を通して、それらのよさを感じたり働きを捉えたりすることができ、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かるとともに、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用しようとする。</p>

<p>家庭</p>	<p>高 学 年</p>	<p>第8節 第2 各学年の目標及び内容 2 内容</p> <p>〔第5学年・第6学年〕</p> <p>B 衣食住の生活 (6) 快適な住まい方</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 住まいの主な働きが分かり、季節の変化に合わせた生活の大切さや住まい方について理解すること。 (イ) 住まいの整理・整頓や清掃の仕方を理解し、適切にできること。 イ 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方を考え、快適な住まい方を工夫すること。</p>
<p>体育</p>	<p>中 学 年</p> <p>高 学 年</p>	<p>第9節 第2 各学年の目標及び内容 2 内容</p> <p>〔第3学年・第4学年〕</p> <p>G 保健</p> <p>(1) 健康な生活について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 健康な生活について理解すること。 (ア) 心や体の調子がよいなどの健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因が関わっていること。 (イ) 毎日を健康に過ごすには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けること、また、体の清潔を保つことなどが必要であること。 (ウ) 毎日を健康に過ごすには、明るさの調節、換気などの生活環境を整えることなどが必要であること。</p> <p>第9節 第2 各学年の目標及び内容 2 内容</p> <p>〔第5学年・第6学年〕</p> <p>G 保健</p> <p>(1) 心の健康について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 心の発達及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること。</p>

	<p>(ア) 心は、いろいろな生活経験を通して、年齢に伴って発達すること。</p> <p>(イ) 心と体には、密接な関係があること。</p> <p>(ウ) 不安や悩みへの対処には、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動をするなどいろいろな方法があること。</p>
<p>道徳</p>	<p>第3章</p> <p>第2 各学年の目標及び内容</p> <p>2 内容</p> <p>A 主として自分自身に関すること</p> <p>[節度, 節制]</p> <p>[第1学年及び第2学年]</p> <p>健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがまをしないで、規則正しい生活をする。</p> <p>[第3学年及び第4学年]</p> <p>自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。</p> <p>[第5学年及び第6学年]</p> <p>安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。</p> <p>B 主として人との関わりに関すること</p> <p>[親切, 思いやり]</p> <p>[第1学年及び第2学年]</p> <p>身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。</p> <p>[第3学年及び第4学年]</p> <p>相手のことを思いやり、進んで親切にすること。</p> <p>[第5学年及び第6学年]</p> <p>誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。</p> <p>[友情, 信頼]</p> <p>[第1学年及び第2学年]</p> <p>友達と仲よくし、助け合うこと。</p> <p>[第3学年及び第4学年]</p>

	<p>友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。</p> <p>〔相互理解、寛容〕</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。</p> <p>C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>〔規則の尊重〕</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。</p> <p>D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること</p> <p>〔生命の尊さ〕</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 生命が多く、生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。</p>
--	---

<p>特別活動 学級活動</p>	<p>全 学 年</p>	<p>第6章 第2 各活動・学校行事の目標及び内容 2 内容 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 基本的な生活習慣の形成 イ よりよい人間関係の形成 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 (3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進，事件や事故，災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感の涵かん養，体力の向上などに資するようにすること。 (5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに，ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。</p>
<p>総合的な学習 の時間</p>		<p>第5章 各学校においては、「探究的な見方・考え方を働かせ，横断的・総合的な学習を行うことを通して，よりよく課題を解決し，自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す。」という目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。</p>

学習指導要領（平成 29 年告示）【中学校】

教科	指導内容
社会	<p>第 2 節</p> <p>第 2 各分野の目標及び内容</p> <p>2 内容</p> <p>(地理的分野)</p> <p>C 日本の様々な地域</p> <p>(2) 日本の地域的特色と地域区分</p> <p>(ア) 日本の地形や気候の特色，海洋に囲まれた日本の国土の特色，自然災害と防災への取組などを基に，日本の自然環境に関する特色を理解すること。</p>
理科	<p>第 4 節</p> <p>第 2 各分野の目標及び内容</p> <p>2 内容</p> <p>(第 2 分野)</p> <p>(2) 大地の成り立ちと変化</p> <p>大地の成り立ちと変化についての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(ウ) 火山と地震</p> <p>○ア 火山活動と火成岩</p> <p>火山の形，活動の様子及びその噴出物を調べ，それらを地下のマグマの性質と関連付けて理解するとともに，火山岩と深成岩の観察を行い，それらの組織の違いを成因と関連付けて理解すること。</p> <p>○イ 地震の伝わり方と地球内部の働き</p> <p>地震の体験や記録を基に，その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに，地震の原因を地球内部の働きと関連付けて理解し，地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。</p> <p>(エ) 自然の恵みと火山災害・地震災害</p> <p>○ア 自然の恵みと火山災害・地震災害</p> <p>自然がもたらす恵み及び火山災害と地震災害について調べ，これらを火山活動や地震発生の仕組みと関連付けて理解すること。</p> <p>(4) 気象とその変化</p> <p>身近な気象の観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 気象要素と天気の変化との関係に着目しながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 気象観測</p> <p>○ア 気象要素</p>

気象要素として、気温、湿度、気圧、風向などを理解すること。また、気圧を取り上げ、圧力についての実験を行い、圧力は力の大きさと面積に関係があることを見いだして理解するとともに、大気圧の実験を行い、その結果を空気の重さと関連付けて理解すること。

○イ 気象観測

校庭などで気象観測を継続的に行い、その観測記録などに基づいて、気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見いだして理解するとともに、観測方法や記録の仕方を身に付けること。

(イ) 天気の変化

○ア 霧や雲の発生

霧や雲の発生についての観察、実験を行い、そのでき方を気圧、気温及び湿度の変化と関連付けて理解すること。

○イ 前線の通過と天気の変化

前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けて理解すること。

(ウ) 日本の気象

○ア 日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けて理解すること。

○イ 大気の動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響と関連付けて理解すること。

(エ) 自然の恵みと気象災害

○ア 自然の恵みと気象災害

気象現象がもたらす恵みと気象災害について調べ、これらを天気の変化や日本の気象と関連付けて理解すること。

イ 気象とその変化について、見直しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、天気の変化や日本の気象についての規則性や関係性を見いだして表現すること。

(7) 自然と人間

自然環境を調べる観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 生物と環境

○ア 自然界のつり合い

微生物の働きを調べ、植物、動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けて理解するとともに、自然界では、これらの生物がつり合いを保

	<p>って生活していることを見いだして理解すること。</p> <p>○イ 自然環境の調査と環境保全 身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。</p> <p>○ウ 地域の自然災害 地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。</p>
<p>技術・ 家庭</p>	<p>第8節 第2 各分野の目標及び内容 2 内容 〔家庭分野〕 B 衣食住の生活 (6) 住居の機能と安全な住まい方 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 家族の生活と住空間との関わりが分かり、住居の基本的な機能について理解すること。 (イ) 家庭内の事故の防ぎ方など家族の安全を考えた住空間の整え方について理解すること。 イ 家族の安全を考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。</p>

<p>保健 体育</p>	<p>第7節 第2 各分野の目標及び内容 2 内容 〔保健分野〕 (3) 傷害の防止について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。 (ア) 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること。 (イ) 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。 (ウ) 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。 (エ) 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。 イ 傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。 (4) 健康と環境について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 健康と環境について理解を深めること。 (ア) 身体には、環境に対してある程度まで適応能力があること。身体の適応能力を超えた環境は、健康に影響を及ぼすことがあること。また、快適で能率のよい生活を送るための温度、湿度や明るさには一定の範囲があること。 (イ) 飲料水や空気は、健康と密接な関わりがあること。また、飲料水や空気を衛生的に保つには、基準に適合するよう管理する必要があること。 (ウ) 人間の生活によって生じた廃棄物は、環境の保全に十分配慮し、環境を汚染しないように衛生的に処理する必要があること。</p>
<p>道徳</p>	<p>第3章 第2 内容 C 主として集団や社会との関わりに関すること 〔勤労〕 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること 〔生命の尊さ〕 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。</p>

<p>特別活動</p>	<p>学級活動</p>	<p>第5章 第2 各活動・学校行事の目標及び内容 2 内容 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成 社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。</p>
	<p>生徒会活動</p>	<p>第5章 第2 各活動・学校行事の目標及び内容 2 内容 (2) 学校行事への協力 学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。 (3) ボランティア活動などの社会参加 地域や社会の課題を見だし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。</p>
	<p>学校行事</p>	<p>第5章 第2 各活動・学校行事の目標及び内容 2 内容 (3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。 (5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。</p>
<p>総合的な学習の時間</p>	<p>第5章 各学校においては、「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す。」という目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。</p>	

学習指導要領（平成 30 年告示）【高等学校】

教科	指導内容
地理 歴史	<p>第 2 節</p> <p>第 2 款</p> <p>第 1 地理総合</p> <p>2 内容</p> <p>C 持続可能な地域づくりと私たち</p> <p>(1) 自然環境と防災</p> <p>人間と自然環境との相互依存関係や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 我が国をはじめ世界で見られる自然災害や生徒の生活圏で見られる自然災害を基に、地域の自然環境の特色と自然災害への備えや対応との関わりとともに、自然災害の規模や頻度、地域性を踏まえた備えや対応の重要性などについて理解すること。</p> <p>(イ) 様々な自然災害に対応したハザードマップや新旧地形図をはじめとする各種の地理情報について、その情報を収集し、読み取り、まとめる地理的スキルを身に付けること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 地域性を踏まえた防災について、自然及び社会的条件との関わり、地域の共通点や差異、持続可能な地域づくりなどに着目して、主題を設定し、自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>第 2 地理探究</p> <p>2 内容</p> <p>A 現代世界の系統地理的考察</p> <p>(1) 自然環境</p> <p>場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 地形、気候、生態系などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、地球環境問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 地形、気候、生態系などに関わる諸事象について、場所の特徴や自然及び社会的条件との関わりなどに着目して、主題を設定し、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、関連する地球的課題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>

	<p>第5 世界史探究</p> <p>2 内容</p> <p>A 世界史へのまなざし</p> <p>(1) 地球環境から見る人類の歴史</p> <p>諸資料を活用し、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 人類の誕生と地球規模での拡散・移動を基に、人類の歴史と地球環境との関わりを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 諸事象を捉えるための時間の尺度や、諸事象の空間的な広がりに着目し、主題を設定し、地球の歴史における人類の歴史の位置と人類の特性を考察し、表現すること。</p>
理科	<p>第5節</p> <p>第2款</p> <p>第1 科学と人間生活</p> <p>2 内容</p> <p>(2) 人間生活の中の科学</p> <p>身近な自然の事物・現象及び日常生活や社会の中で利用されている科学技術を取り上げ、それらについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(エ) 宇宙や地球の科学</p> <p>① 自然景観と自然災害</p> <p>自然景観と自然災害に関する観察、実験などを行い、身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、人間生活と関連付けて理解すること。</p> <p>第8 地学基礎</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 地球のすがた</p> <p>地球のすがたについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 地球のすがたについて、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 活動する地球</p> <p>㊦ プレートの運動</p> <p>プレートの分布と運動について理解するとともに、大地形の形成と地質構造をプレートの運動と関連付けて理解すること。</p> <p>① 火山活動と地震</p>

火山活動や地震に関する資料に基づいて、火山活動と地震の発生の仕組みをプレート運動と関連付けて理解すること。

(2) 変動する地球

変動する地球についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 変動する地球について、宇宙や太陽系の誕生から今日までの一連の時間の中で捉えながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。また、自然環境の保全の重要性について認識すること。

(イ) 地球の環境

㊦ 地球環境の科学

地球規模の自然環境に関する資料に基づいて、地球環境の変化を見いだしてその仕組みを理解するとともに、それらの現象と人間生活との関わりについて認識すること。

㊧ 日本の自然環境

日本の自然環境を理解し、それらがもたらす恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて認識すること。

第9 地学

(1) 地球の概観

イ 地球の内部

(ア) 地球の内部構造

地震波の伝わり方に基づいて地球内部の構造を理解すること。

(2) 地球の活動と歴史

ア 地球の活動

(イ) 地震と地殻変動

プレート境界における地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動などについて理解すること。

イ 海洋と海水の運動

(イ) 海水の運動

海水の運動や循環及び海水と大気の相互作用について理解すること。

<p>家庭</p>	<p>第9節</p> <p>第2款</p> <p>第1 家庭基礎</p> <p>2 内容</p> <p>A 人の一生と家族・家庭及び福祉</p> <p>(5) 共生社会と福祉</p> <p>ア 生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解すること。</p> <p>イ 家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について考察すること。</p> <p>第2 家庭総合</p> <p>2 内容</p> <p>A 人の一生と家族・家庭及び福祉</p> <p>(5) 共生社会と福祉</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解すること。</p> <p>(イ) 家庭と地域との関わりについて理解するとともに、高齢者や障害のある人々様々な人々が共に支え合って生きることの意義について理解を深めること。</p> <p>イ 家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について考察し、様々な人々との関わり方を工夫すること。</p>
<p>保健 体育</p>	<p>第6節</p> <p>第2款</p> <p>第2 保健</p> <p>2 内容</p> <p>(2) 安全な社会生活について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 安全な社会生活について理解を深めるとともに、応急手当を適切にすること。</p> <p>(ア) 安全な社会づくり</p> <p>安全な社会づくりには、環境の整備とそれに応じた個人の取組が必要であること。また、交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備が関わること。交通事故には補償をはじめとした責任が生じること。</p> <p>(イ) 応急手当</p> <p>適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、応急手当は、傷害や疾病によって身体が時</p>

		<p>間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。心肺蘇生法などの応急手当を適切に行うこと。</p> <p>イ 安全な社会生活について、安全に関する原則や概念に着目して危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。</p>
特別活動	ホーム ルーム 活動	<p>第5章 第2 各活動・学校行事の目標及び内容</p> <p>2 内容</p> <p>(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全</p> <p>オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立</p> <p>節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。</p>
	生徒会 行事	<p>第5章 第2 各活動・学校行事の目標及び内容</p> <p>2 内容</p> <p>(2) 学校行事への協力</p> <p>学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。</p> <p>(3) ボランティア活動などの社会参画</p> <p>地域や社会の課題を見だし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。</p>
	学校行 事	<p>第5章 第2 各活動・学校行事の目標及び内容</p> <p>2 内容</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事</p> <p>心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事</p> <p>勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。</p>
総合 的な 探究 の 時間	<p>第4章</p> <p>第2 各学校において定める目標及び内容</p> <p>3 各学校において定める目標及び内容の取扱い</p> <p>(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。</p>	

【特別支援学校】

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における指導内容に準ずるとともに、児童生徒等一人一人の障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて指導する。なお、知的障害特別支援学校においては、次の例を参考にして指導する。

(小学部)

教科	指導内容
生活	(1段階) ・教師と一緒に健康で安全な生活をする。 (2段階) ・教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。 (3段階) ・健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするよう心掛ける。 ・身近な公共施設や公共物などを利用し、その働きを知る。

(中学部)

教科	指導内容
社会	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。
理科	<ul style="list-style-type: none"> 人の体の主なつくりや働きに関心をもつ。 日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> 自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする
職業・家庭	<ul style="list-style-type: none"> 道具や機械、材料の扱い方などが分かり、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。 家庭生活に必要な衣服とその着方、食事や調理、住まいや暮らし方などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。
道徳	<ul style="list-style-type: none"> 個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと
総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> 社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。

(高等部)

教科	指導内容
社会	<ul style="list-style-type: none">・ 公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。
理科	<ul style="list-style-type: none">・ 人の体の主なつくりや働きを理解する。・ 生活に関係のある物質の性質や機械・器具の構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。
保健体育	<ul style="list-style-type: none">・ 生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解する。
職業	<ul style="list-style-type: none">・ 道具や機械の操作に慣れるとともに、材料や製品の扱い方を身に付け、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。
家庭	<ul style="list-style-type: none">・ 家庭生活で使用する道具や器具などの正しい使い方が分かり、安全や衛生に気を付けながら実習をする。・ 被服、食物、住居などに関する実習を通して、健康で安全な生活に必要な実際的な知識と技能を習得する。
道徳	<ul style="list-style-type: none">・ 内容の指導にあたっては個々の生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。・ 保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮するものとする。
総合的な探究の時間	<ul style="list-style-type: none">・ 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
特別活動	<ul style="list-style-type: none">・ 社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。

VII 防災教育年間指導計画（例）

本計画例は、教育活動のどのような場面が防災教育に結びつくかを検討し作成したものです。参考にして、各学校の実情にあった計画を立案してください。

防災教育年間指導計画（例）（小学校低学年）

		1 学 期	2 学 期	3 学 期
国	語	きいてつたえよう（1年）、大事なことをおとさず聞こう（2年）、話して説明しよう（2年）	「はっけんカード」（1年）、紹介文を書こう（2年）、手紙を書こう（2年）、「防災カルタ」（2年）	「ぼうさいクイズ」（1年）、むかしばなしをたのしもう（1年）、「学習発表会」（2年）、思い出ブック（2年）
算	数	長いものの長さとたんい（2年）		
生	活	がっこうたんけん（1年）、きせつとなかよし（1年）、まちたんけん（2年）		
		こうえんであそぼう（1年）	みんなでつかうばしょ（2年）、のりものにのろう（2年）、冬休みのすごし方（2年）	みんなのためのくふう（2年）
体	育	集団行動	着衣水泳	持久走
道	徳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康や安全に気をつけ、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。 ・ 身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。 ・ 友達と仲よくし、助け合う。 ・ 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。 ・ 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にする。 		
特別活動	学 級 活 動	日常生活や学習の適応指導、健康安全	災害時の正しい行動、災害時の集団行動	休み時間の避難
	児童会 活 動	縦割り活動	ぼうさいカルタ大会	ぼうさい集会
	学 校 行 事 等	避難訓練（授業中）、遠足（校外での避難）	避難訓練（休み時間）、引き渡し訓練	避難訓練（登下校中）
防災ノート	<p>【小学生（低学年）版】 （本冊）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校で休みじかんに大地震がおこったら 2 学校からのかえりみちで大地震がおこったら 3 いえにいるときに大地震がおこったら 4 そとに出かけているときに大地震がおこったら 7 ひなんしょってどんなところ <p>しりょうへん （ワークシート）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① じぶんのみのまもりかたをしろう ② ひなんマップをつくろう ③ 災害用伝言ダイヤル（171）のつかいかたをしろう 			

防災教育年間指導計画（例）（小学校中学年）

		1 学期	2 学期	3 学期
国	語	観察文を書こう（3年）、よい聞き手になろう（3年）、出来事を書いて伝えよう（4年）、メモの取り方を工夫して聞こう（4年）	「研究レポート」（3年）、話し合いをしよう（3年）、体験したことを文章に書こう（4年）、お願いやお礼の手紙を書こう（4年）	「報告書」を書こう（3年）、発表会をしよう（3年）、「新聞」を作ろう（4年）、目的に合わせて書こう（4年）
社	会	わたしたちの市（町）（3年）、火事からくらしを守る（4年）、水はどこから（4年）	ごみのしゅりと利用（4年）、くらしをささえる電気（4年）、きょう土をひらく（4年）	古い道具と昔のくらし（3年）、わたしたちの県（4年）
算	数	時こくと時間（3年）、変わり方とグラフ（4年）	長いものの長さのはかり方（3年）、面積を求めよう（4年）	棒グラフと表（3年）、概数（4年）
理	科	しぜんのかんさつ（3年）、季節と生き物（4年）		
		天気の様子と気温（4年）、電気のはたらき（4年）、夏の星（4年）	太陽とかげの動き（3年）、月や星の動き（4年）	明かりをつけよう（3年）、冬の星（4年）
体	育	集団行動	着衣水泳	持久走
道	徳	<ul style="list-style-type: none"> 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。 相手のことを思いやり、進んで親切にする。 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守る。 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にする。 		
特別活動	学級活動	日常生活や学習の適応指導、健康安全	安全な集団行動、屋外での避難	休み時間の避難
	児童会活動	縦割り活動	防災ポスターコンクール	防災集会
	学校行事等	避難訓練（授業中）、遠足（校外での避難）	避難訓練（休み時間）、引き渡し訓練	避難訓練（登下校中）
総合的な学習の時間		災害を体験しよう（地震体験、煙体験）、防災タウンウォッチングをしよう 防災マップをつくろう、調べたことを発表しよう		
防災ノート		【小学生（低学年）版】（3年） （本冊） 1.学校で休みじかに大地震がおこったら 2.学校からのかえりみちで大地震がおこったら 3.いえにいるときに大地震がおこったら 4.そとに出かけているときに大地震がおこったら 7.ひなんしょで過ごすことになったら しりょうへん （ワークシート） ①じぶんのみのもりかたをしろう ②ひなんマップをつくろう ③災害用伝言ダイヤル（171）のつかいかたをしろう	【小学生（高学年）版】（4年） （本冊） 1.学校で休み時間に大地震がおこったら 2.学校からの帰り道で大地震がおこったら 3.家にいるときに大地震がおこったら 4.外出中に大地震がおこったら 7.避難所で過ごすことになったら 資料編 （ワークシート） ①避難マップを作ろう ②部屋を安全にしよう ③非常用持ち出し品をチェックしよう ④避難先を決めておこう	

防災教育年間指導計画（例）（小学校高学年）

		1 学期	2 学期	3 学期
国	語	新聞記事を読み比べよう	伝記を読んで考えよう（5年）、パネルディスカッションをしよう（5年）、資料を活用して書こう（6年）	ニュース番組を作ろう（5年）
社	会	わたしたちの国土（5年）、わたしたちの生活と食料生産（5年）	情報化社会とわたしたちの生活（5年）、災害から人々を守る（6年）	わたしたちの生活と環境（5年）、これからの日本を考えよう（6年）
算	数	単位量あたりの数（5年）、単位あたりの大きさ（6年）	百分率（5年）、資料の調べ方（6年）	百分率を表すグラフ（5年）、いろいろな単位（6年）
理	科	台風と天気の変化（5年）、物の燃え方（6年）、生き物のくらしと環境（6年）	雲と天気の変化（5年）、流れる水のはたらき（5年）、大地のつくりと変化（6年）、てこの働き（6年）	電磁石のはたらき（5年）、電気とわたしたちのくらし（6年）、自然とともに生きる（6年）
体	育	集団行動、心の健康、病気の予防	着衣水泳、健康を守る地域の活動	けがの防止と手当、病気の予防と看病
家	庭	はじめての調理、暑い季節を快適に過ごそう、わたしと家族の生活	栄養素のはたらき、ご飯とみそ汁を作ろう、整理・整とんをしよう	おいしい食事を作ろう、寒い季節を快適に過ごそう、わたしの生活と地域
道	徳	<ul style="list-style-type: none"> 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。 誰に対しても思いやりの心もち、相手の立場に立って親切にすること。 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていく。 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心もち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重する。 法やまじりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たす。 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重する。 		
特別活動	学級活動	日常生活や学習の適応指導、健康安全	火災防止、地域の避難場所	休み時間の避難
	児童会活動	縦割り活動	防災標語コンクール	防災集会
	学校行事等	避難訓練（授業中）、遠足（校外での避難）	避難訓練（休み時間）、引き渡し訓練	避難訓練（登下校中）
総合的な学習の時間	災害について調べよう わたしたちにできることを考えよう ボランティア活動をしよう			
防災ノート	【小学生（高学年）版】 （本冊） 1.学校で休み時間に大地震が起こったら 2.学校からの帰り道で大地震が起こったら 3.家にいる時に大地震が起こったら 4.外出中に大地震が起こったら 7.避難所で過ごすことになったら 資料編 （ワークシート） ①避難マップを作ろう ②部屋を安全にしよう ③非常用持ち出し品をチェックしよう ④避難先を決めておこう			

防災教育年間指導計画（例）（中学校）

		1 学期	2 学期	3 学期
国	語	流れを踏まえて話し合おう、印象に残る説明をしよう、論理の展開を工夫した意見文を書こう	調べたことを報告しよう、話し合いで考えを深めよう、話し合いで課題を解決しよう	学習成果を発表しよう 「3年間のあゆみ」の作成
社	会	世界の人々の生活と環境（1年）、ヨーロッパの古代文化（1年）、世界から見た日本の資源（2年）、江戸時代の災害（2年）、現代の民主主義（3年）	世界から見た日本の自然環境（1年） 日本の諸地域（2年） 第一次世界大戦と日本（2年）、わたしたちの政治参加（3年）	平安時代の災害（1年）、日本の諸地域（2年）、新たな時代の日本と世界（2年）、よりよい社会をめざして（3年）
数	学	方程式（1年）、連立方程式（2年）、平方根（3年）	比例・反比例（1年）、一次関数（2年）、相似な図形（3年）	資料の活用（1年）、確率（2年）、三平方の定理（3年）
理	科	身近な生物の観察（1年） 化学変化と原子・分子（2年）、エネルギーと仕事（3年）	自然観察フィールドワーク（1年）、電気の世界（2年）、いろいろなエネルギー（3年）	大地の変化（1年） 気象とその変化（2年） 地球とわたしたちの未来のために（3年）
保 健 体 育		ストレスの対処と心の健康（1年）、健康な生活と病気の予防（3年）	安全な飲料水の供給（1年）、災害による傷害の防止（2年）、応急手当の基本（2年）、感染症の予防（3年）	変化する環境問題（1年） 保健・医療機関や医薬品の利用（3年）
技 術 家 庭		（家）わたしたちの生活と地域、（技）材料と加工の技術（1年）、（技）生物育成の技術（1年）、（家）衣生活・住生活と自立（3年）	（家）食生活と自立（1年）、（家）家族の安全（2年）、（技）情報技術（3年）	（技）エネルギーの変換（1年）、（家）環境に配慮した生活（3年）
道 徳		<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。 ・ 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。 		
特 別 活 動	学 級 活 動	適応と成長指導、健康安全	災害発生の状況に応じた避難	危険の予測
	生 徒 会 活 動	縦割り活動	文化祭	地域行事への参加、ボランティア活動
	学 校 行 事 等	避難訓練（火災）、避難訓練（授業中）	避難訓練（地震・津波）、避難訓練（休み時間）、引き渡し訓練	避難訓練（登下校中、校外） 地域との合同避難訓練
総 合 的 な 学 習 の 時 間	地域で起きた災害について調べて資料を作成し、地域に向けて発表する。 地域の防災対策について考え、自治体に提言する。			
防 災 ノ ー ト	<p>【中学生版】（本冊）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.学校で大地震が起こったら 2.家にいるときに大地震が起こったら 3.外出中に大地震が起こったら 6.避難所で生活することになったら 7.明日のためにわたしたちができることをしよう <p>資料編 （ワークシート）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自分や家族の過ごす部屋を安全にする ②備蓄品の種類と量、場所を確認する ③通学路上の避難マップを作成する ④家族の避難先を知って、連絡を取る 			

防災教育の年間指導計画（例）（高等学校）

		1 学期	2 学期	3 学期
国語総合 現代文 A 古典 B		調査して発表しよう 関係する文章を読もう 創作的な活動をしよう 古文	パネルディスカッションを しよう 自分で設定した課題を探究 し報告しよう 日本の漢詩文	書き手の考えやその展開の 仕方などについて意見を書 こう 調べたことを文章にまとめ よう
地理総合 地理探究		自然環境と防災	異常気象と気候の変化	現代世界の地域
現代社会 倫理		現代社会における諸課題 日本人の伝統的な自然観	経済活動のあり方 科学技術と平和・環境問題	わたしたちの国際協力 現代の課題と倫理
物理 生物基礎 地学基礎		運動量の保存 活動する地球（火山）	波の伝わり方 活動する地球（地震波）	原子核と放射能 自然環境の保全 地球の環境
保健		感染症とその予防 日常的な応急手当	心の健康のために 心肺蘇生法の原理と行い方	環境汚染を防ぐ取組
家庭基礎		日本の食の課題	日本の衣の課題	消費社会を生きる
社会と情報 情報の科学		情報とメディア 安全・安心の実現	デジタル情報と活用 問題解決	情報通信ネットワーク シミュレーション
特別 活動	ホーム ルーム 活動	適応と成長指導、健康安全	災害発生の状況に応じた避 難	危険の予測
	生徒会 活動	縦割り活動	文化祭	地域行事への参加、ボラン ティア活動
	学校 行事等	避難訓練（火災）、避難訓練 （授業中）、救急法訓練	避難訓練（地震・津波）、 避難訓練（休み時間）、 引き渡し訓練	避難訓練（登下校中、校外）、 地域との合同避難訓練
総合的な 探究の時間	地域の災害の歴史を調査し、防災対策の取組を知る。 地域の災害の特徴を調査し、防災対策を考える。 避難所の運営を模擬体験し、運営方法や課題について考える。			
防災ノート	<p>【高校生版】 （本冊）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校で大地震が起こったら 2. 家にいる時に大地震が起こったら 3. 外出中に大地震が起こったら 7. 避難所で生活することになったら 8. 明日のためにわたしたちができることをしよう 9. 地域での防災活動に参加しよう <p>資料編 （ワークシート）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 危険を家から追い出す ② 備蓄品の種類と量、場所を確認する ③ 家から避難場所への経路を確認する ④ 家族の避難先を知って、連絡を取る 			

学校における防災の手引
令和 8 年 3 月改訂
(平成 9 年 2 月作成)

三重県教育委員会事務局
教育総務課 学校防災・危機管理班
住所 津市広明町 13 番地
電話 059-224-3301
FAX 059-224-2319
電子メール mekiki@pref.mie.lg.jp